

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
P 1	<p style="text-align: center;"><b>目次</b></p> <p><b>第 1 章 総則</b>                      第 1 節 計画の目的                      第 2 節 計画の性格                      第 3 節 計画の周知徹底                      第 4 節 計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針                      第 5 節 計画の基礎とするべき災害の想定                      第 6 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲                      第 7 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p><b>第 2 章 原子力災害事前対策</b>                      第 1 節 基本方針                      第 2 節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理                      第 3 節 立入検査と報告の徴収                      第 4 節 原子力防災専門官との連携                      第 5 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え                      第 6 節 情報の収集・連絡体制等の整備                      第 7 節 緊急事態応急体制の整備                      第 8 節 避難収容活動体制の整備                      第 9 節 飲食物の出荷制限、摂取制限等                      第 10 節 緊急輸送活動体制の整備                      第 11 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備                      第 12 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備                      第 13 節 行政機関の業務継続計画の策定                      第 14 節 原子力防災等に関する住民等に対する</p>	<p style="text-align: center;"><b>目次</b></p> <p><b>第 1 章 総則</b>                      第 1 節 計画の目的                      第 2 節 計画の性格                      第 3 節 計画の周知徹底                      第 4 節 計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針                      第 5 節 計画の基礎とするべき災害の想定                      第 6 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲  <u>第 7 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</u>                      第 8 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p><b>第 2 章 原子力災害事前対策</b>                      第 1 節 基本方針                      第 2 節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理                      第 3 節 立入検査と報告の徴収                      第 4 節 原子力防災専門官との連携                      第 5 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え                      第 6 節 情報の収集・連絡体制等の整備                      第 7 節 緊急事態応急体制の整備                      第 8 節 避難収容活動体制の整備                      第 9 節 飲食物の出荷制限、摂取制限等                      第 10 節 緊急輸送活動体制の整備                      第 11 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備                      第 12 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備                      第 13 節 行政機関の業務継続計画の策定                      第 14 節 原子力防災等に関する住民等に対する</p>	<p style="text-align: center;"><b>目次</b></p> <p><b>第 1 章 総則</b>                      第 1 節 計画の目的                      第 2 節 計画の性格                      第 3 節 計画の周知徹底                      第 4 節 計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針                      第 5 節 計画の基礎とするべき災害の想定                      第 6 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲  <u>第 7 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</u>                      第 8 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p><b>第 2 章 原子力災害事前対策</b>                      第 1 節 基本方針                      第 2 節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理                      第 3 節 立入検査と報告の徴収                      第 4 節 原子力防災専門官との連携                      第 5 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え                      第 6 節 情報の収集・連絡体制等の整備                      第 7 節 緊急事態応急体制の整備                      第 8 節 避難収容活動体制の整備                      第 9 節 飲食物の出荷制限、摂取制限等                      第 10 節 緊急輸送活動体制の整備                      第 11 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備                      第 12 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備                      第 13 節 行政機関の業務継続計画の策定                      第 14 節 原子力防災等に関する住民等に対する</p>	<p>・原子力災害対策指針（以下「指針」という。）及び地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル（県分）（以下「マニュアル」という。）改訂に伴う節の追加</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>る知識の普及と啓発及び国際的な情報発信 第15節 防災業務関係者の人材育成 第16節 防災訓練等の実施 第17節 原子力発電所上空の飛行規制 第18節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応 第19節 原子力発電所の安全・安心対策の推進 第20節 原子力に関する情報提供</p> <p><b>第3章 緊急事態応急対策</b> 第1節 基本方針 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 第3節 活動体制の確立 第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動 第5節 治安の確保及び火災の予防 第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等 第7節 緊急輸送活動 第8節 救助・救急、消火及び緊急被ばく医療活動 第9節 住民等への的確な情報伝達活動 第10節 自発的支援の受入れ等 第11節 行政機関の業務継続に係る措置 第12節 事業所外運搬中の事故への対応</p> <p><b>第4章 大規模地震対策</b> 第1節 施設整備計画 第2節 注意情報発表時等における対策 第3節 地震災害応急対策</p> <p><b>第5章 原子力災害中長期対策</b> 第1節 基本方針 第2節 緊急事態解除宣言後の対応 第3節 原子力災害事後対策実施区域における</p>	<p>る知識の普及と啓発及び国際的な情報発信 第15節 防災業務関係者の人材育成 第16節 防災訓練等の実施 第17節 原子力施設上空の飛行規制 第18節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応</p> <p><b>第3章 緊急事態応急対策</b> 第1節 基本方針 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 第3節 活動体制の確立 第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動 第5節 治安の確保及び火災の予防 第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等 第7節 緊急輸送活動 第8節 救助・救急、消火及び医療活動 第9節 住民等への的確な情報伝達活動 第10節 自発的支援の受入れ等 第11節 行政機関の業務継続に係る措置</p> <p><b>第4章 原子力災害中長期対策</b> 第1節 基本方針 第2節 緊急事態解除宣言後の対応 第3節 原子力災害事後対策実施区域における</p>	<p>る知識の普及と啓発及び国際的な情報発信 第15節 防災業務関係者の人材育成 第16節 防災訓練等の実施 第17節 原子力発電所上空の飛行規制 第18節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応 第19節 原子力発電所の安全・安心対策の推進 第20節 原子力に関する情報提供</p> <p><b>第3章 緊急事態応急対策</b> 第1節 基本方針 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 第3節 活動体制の確立 第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動 第5節 治安の確保及び火災の予防 第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等 第7節 緊急輸送活動 第8節 救助・救急、消火及び緊急被ばく医療活動 第9節 住民等への的確な情報伝達活動 第10節 自発的支援の受入れ等 第11節 行政機関の業務継続に係る措置 第12節 事業所外運搬中の事故への対応</p> <p><b>第4章 大規模地震対策</b> 第1節 施設整備計画 第2節 注意情報発表時等における対策 第3節 地震災害応急対策</p> <p><b>第5章 原子力災害中長期対策</b> 第1節 基本方針 第2節 緊急事態解除宣言後の対応 第3節 原子力災害事後対策実施区域における</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>避難区域等の設定</p> <p>第4節 放射性物質による環境汚染への対処</p> <p>第5節 各種制限措置の解除</p> <p>第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>第7節 災害地域住民に係る記録等の作成</p> <p>第8節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第9節 風評被害等の影響の軽減</p> <p>第10節 被災中小企業等に対する支援</p> <p>第11節 心身の健康相談体制の整備</p> <p>第12節 物価の監視</p> <p>第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、中部電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）浜岡原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）の原子炉の運転及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p>また、県独自の取組として、本県と関係市、事業者との間で締結している浜岡原子力発電所の安全確保等に関する協定書等に基づき、平素から原</p>	<p>避難区域等の設定</p> <p>第4節 放射性物質による環境汚染への対処</p> <p>第5節 各種制限措置等の解除</p> <p>第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>第7節 災害地域住民に係る記録等の作成</p> <p>第8節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第9節 風評被害等の影響の軽減</p> <p>第10節 被災中小企業等に対する支援</p> <p>第11節 心身の健康相談体制の整備</p> <p>第12節 物価の監視</p> <p>第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）、事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p>【この計画の実効性を確保するため、計画立案の段階から専門家や県内の担当機関、担当部署等が参画し、機関部署が具体的に実施すべき事項や連</p>	<p>避難区域等の設定</p> <p>第4節 放射性物質による環境汚染への対処</p> <p>第5節 各種制限措置の解除</p> <p>第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>第7節 災害地域住民に係る記録等の作成</p> <p>第8節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第9節 風評被害等の影響の軽減</p> <p>第10節 被災中小企業等に対する支援</p> <p>第11節 心身の健康相談体制の整備</p> <p>第12節 物価の監視</p> <p>第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、中部電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）浜岡原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）の原子炉の運転及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p>また、県独自の取組として、本県と関係市、事業者との間で締結している浜岡原子力発電所の安全確保等に関する協定書等に基づき、平素から原</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>子力発電所の運転状況、周辺環境放射線の影響を確認し関係情報を県民に広く公開、提供している。</p> <p>この取組を活かし、原子力事故、災害を未然に予防する観点から、事故・トラブルに関する情報公開の徹底と、人為的ミスによる事故の発生の防止を目指す、県独自の原子力発電所の安全対策と安全安心対策を規定する。</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>1. 静岡県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画</p> <p>この計画は、静岡県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。</p> <p>県等関係機関は想定されるすべての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。</p> <p>2 静岡県地域防災計画「共通対策の巻」等との関係</p> <p>この計画は、「静岡県地域防災計画」の「原子力災害対策の巻」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「静岡県地域防災計画共通対策の巻」等によるものとする。</p>	<p>携する事項等を具体的に確認、検討し作成するものとする。各都道府県に係る原子力施設等に即して記述すること。】</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>1. ○○県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画</p> <p>この計画は、○○県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。</p> <p>県等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。</p> <p>【原子力事業者が作成する原子力事業者防災業務計画がこの計画に抵触しないよう協議において調整を行うものとする。】</p> <p>2. ○○県地域防災計画における他の災害対策との関係</p> <p>この計画は、「○○県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「○○県地域防災計画（共通編、○○編）」によるものとする。</p> <p>【県が整備している他の関連する災害対策の計画編の名称を追記する。】</p>	<p>子力発電所の運転状況、周辺環境放射線の影響を確認し関係情報を県民に広く公開、提供している。</p> <p>この取組を活かし、原子力事故、災害を未然に予防する観点から、事故・トラブルに関する情報公開の徹底と、人為的ミスによる事故の発生の防止を目指す、県独自の原子力発電所の安全対策と安全安心対策を規定する。</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>1. 静岡県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画</p> <p>この計画は、静岡県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。</p> <p>県等関係機関は想定されるすべての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。</p> <p>2 静岡県地域防災計画「共通対策の巻」等との関係</p> <p>この計画は、「静岡県地域防災計画」の「原子力災害対策の巻」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「静岡県地域防災計画共通対策の巻」等によるものとする。</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>3 市町地域防災計画との関係 市町が地域防災計画「原子力災害対策編」を作成又は修正するに当たっては、この計画を基本とするものとし、静岡県地域防災計画に抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。</p> <p>なお、県は、市町の「原子力災害対策編」の作成又は修正に協力するものとする。</p> <p>4 計画の修正 この計画は、災対法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は県の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。</p> <p>第3節 計画の周知徹底 この計画は、市町、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。</p> <p>第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針 この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日決定）を遵守するものとする。</p> <p>第5節 計画の基礎とするべき災害の想定 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとす</p>	<p>3. 市町村地域防災計画との関係 市町村が地域防災計画（原子力災害対策編）を作成又は修正するにあたっては、この計画を基本とするものとし、県の地域防災計画に抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。</p> <p>なお、県は、市町村の原子力災害対策編の作成又は修正に協力するものとする。</p> <p>4. 計画の修正 この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は県の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。</p> <p>【この計画の修正手続は、地方防災会議における審議を経て行われる。】</p> <p>第3節 計画の周知徹底 この計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。</p> <p>第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針 地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成●●年●月●●日改訂）を遵守するものとする。</p> <p>第5節 計画の基礎とするべき災害の想定 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとす</p>	<p>3 市町地域防災計画との関係 市町が地域防災計画「原子力災害対策編」を作成又は修正するに当たっては、この計画を基本とするものとし、静岡県地域防災計画に抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。</p> <p>なお、県は、市町の「原子力災害対策編」の作成又は修正に協力するものとする。</p> <p>4 計画の修正 この計画は、災対法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は県の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。</p> <p>第3節 計画の周知徹底 この計画は、市町、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。</p> <p>第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針 この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成25年2月27日改訂）を遵守するものとする。</p> <p>第5節 計画の基礎とするべき災害の想定 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとす</p>	<p>・指針改訂に伴う修正</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>る。</p> <p>（原子力発電所で想定される放射性物質の放出形態）</p> <p>原子力発電所においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。</p> <p>実際、平成 23 年 3 月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。</p> <p>第 6 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲</p> <p>防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、</p>	<p>以下省略</p> <p>【放出形態を記述するにあたっては、原子力施設の特性等を把握し、原子力災害対策指針を参照して定めるものとする。】</p> <p>第 6 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲</p> <p>防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、</p>	<p>る。</p> <p>（原子力発電所で想定される放射性物質の放出形態）</p> <p>原子力発電所においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。</p> <p>実際、平成 23 年 3 月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。</p> <p>第 6 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲</p> <p>防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考																																				
	<p>原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。</p> <p>実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ : Precautionary Action Zone)</li> <li>・ 緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective action planning Zone)</li> </ul> <p>この考え方を踏まえ、本県において、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は下表のとおりとする。</p> <p>なお、必要に応じ、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を含む市町の当該地域の外についても、地域内と同様な原子力災害対策を実施するものとする。</p> <p>予防的防護措置を準備する区域（PAZ）</p> <table border="1" data-bbox="261 1207 872 1579"> <thead> <tr> <th>市町</th> <th>地区等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>御前崎市</td> <td>全域</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">牧之原市</td> <td>地頭方</td> </tr> <tr> <td>落居</td> </tr> <tr> <td>笠名</td> </tr> <tr> <td>堀野新田</td> </tr> <tr> <td>新庄</td> </tr> <tr> <td>遠渡</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市町	地区等	御前崎市	全域	牧之原市	地頭方	落居	笠名	堀野新田	新庄	遠渡		<p>原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。</p> <p>【原子力発電所の場合】</p> <p>実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ : Precautionary Action Zone)</li> <li>・ 緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective action planning Zone)</li> </ul> <p>【現状、原子力発電所のみを対象としているため、【原子力発電所の場合】と【原子力発電所以外の原子力施設の場合】に分けて記述している。</p> <p>原子力災害対策を重点的に実施すべき<u>区域</u>の考え方及び各原子力施設におけるPAZ、UPZの目安の距離（半径）は、原子力災害対策指針をそれぞれ参照されたい。】</p> <p>【原子力発電所以外の原子力施設の場合】</p> <p>以下に示す基準をもとに地域の範囲を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域</li> </ul> <p>【実用発電用原子炉<u>以外</u>の原子力災害対策重点区域の目安の距離（半径）は、原子力災害対策指針及び別添1を参照されたい。】</p> <p>この考え方を踏まえ、本県において、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="914 1612 1525 1843"> <tr> <td>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を含む市町村</td> <td>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域</td> </tr> <tr> <td>〇〇市</td> <td>〇〇区〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〇〇区〇〇</td> </tr> </table>	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域	〇〇市	〇〇区〇〇		〇〇区〇〇	<p>原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。</p> <p>実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ : Precautionary Action Zone)</li> <li>・ 緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective action planning Zone)</li> </ul> <p>この考え方を踏まえ、本県において、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は下表のとおりとする。</p> <p>なお、必要に応じ、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を含む市町の当該地域の外についても、地域内と同様な原子力災害対策を実施するものとする。</p> <p>予防的防護措置を準備する区域（PAZ）</p> <table border="1" data-bbox="1567 1207 2178 1858"> <thead> <tr> <th>市町</th> <th>地区等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>御前崎市</td> <td>全域</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">牧之原市</td> <td>地頭方</td> </tr> <tr> <td>落居</td> </tr> <tr> <td>笠名</td> </tr> <tr> <td>堀野新田</td> </tr> <tr> <td>新庄</td> </tr> <tr> <td>遠渡</td> </tr> <tr> <td><u>須々木</u></td> </tr> <tr> <td><u>鬼女新田</u></td> </tr> <tr> <td><u>波津</u></td> </tr> <tr> <td><u>相良</u></td> </tr> <tr> <td><u>福岡</u></td> </tr> <tr> <td><u>大沢</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市町	地区等	御前崎市	全域	牧之原市	地頭方	落居	笠名	堀野新田	新庄	遠渡	<u>須々木</u>	<u>鬼女新田</u>	<u>波津</u>	<u>相良</u>	<u>福岡</u>	<u>大沢</u>		<p>・ 牧之原市防災会議からの要望を反映</p>
市町	地区等																																							
御前崎市	全域																																							
牧之原市	地頭方																																							
	落居																																							
	笠名																																							
	堀野新田																																							
	新庄																																							
遠渡																																								
原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域																																							
〇〇市	〇〇区〇〇																																							
	〇〇区〇〇																																							
市町	地区等																																							
御前崎市	全域																																							
牧之原市	地頭方																																							
	落居																																							
	笠名																																							
	堀野新田																																							
	新庄																																							
	遠渡																																							
	<u>須々木</u>																																							
	<u>鬼女新田</u>																																							
	<u>波津</u>																																							
	<u>相良</u>																																							
<u>福岡</u>																																								
<u>大沢</u>																																								

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

旧		地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）		新		備考
緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）		〇〇村	〇〇地区 〇〇地区	緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）		・ 牧之原市防災会議からの要望を反映
市町	地区等			市町	地区等	
牧之原市	地頭方、落居、笠名、堀野新田、新庄、遠渡を除く全域	【本編又は資料編等に地図を添付すること。 原子力施設が複数存在し、原子力災害対策を実施すべき地域が異なる場合には、原子力施設に応じて表を複数設定すること。 県は、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を含む市町村の市（町村）地域防災計画の作成について協力するものとする。 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域が原子力事業者の敷地内に包含される場合は、事故時の放射性物質又は放射線の影響が、敷地外へ及ぶ可能性はほとんどないことから、住民避難に関する項目、安定ヨウ素剤に関する項目などについては、必ずしも作成しなければならないものではない。また、モニタリングについては、敷地外へ影響が及んでいないことを確認する観点から敷地境界周辺でのモニタリングを行うものとする。 県は国と連携をし、UPZ 圏外で避難先となる可能性のある市町村に対する情報提供や、その他県内市町村の要望に基づく情報連絡など、必要に応じて、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域以外の市町村に対しても、情報連絡、住民広報の体制等を整備しておくものとする。 <u>防護措置実施のフローの例については、原子力災害対策指針及び別添2を参照されたい。】</u>		牧之原市	地頭方、落居、笠名、堀野新田、新庄、遠渡、 <u>須々木、鬼女新田、波津、相良、福岡、大沢</u> を除く全域	
菊川市	全域			菊川市	全域	
掛川市	全域			掛川市	全域	
吉田町	全域			吉田町	全域	
袋井市	全域			袋井市	全域	
焼津市	全域			焼津市	全域	
藤枝市	藤枝			藤枝市	藤枝	
	青島				青島	
	高洲				高洲	
	大洲				大洲	
	西益津				西益津	
稲葉			稲葉			
島田市	旧島田市のうち、犬間、小川、中平、二俣、白井、大森、西向、大平を除いた全域			島田市	旧島田市のうち、犬間、小川、中平、二俣、白井、大森、西向、大平を除いた全域	
	旧金谷町の全域				旧金谷町の全域	
森町	牛飼			森町	牛飼	
	市場				市場	
	下飯田				下飯田	
	中飯田				中飯田	
	上飯田				上飯田	
	東組				東組	
	西組				西組	
	城北				城北	
	若宮				若宮	
	梶ヶ谷				梶ヶ谷	
	鴨谷				鴨谷	
	南戸綿				南戸綿	
	磐田市	見付地区				
今之浦地区						

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考																																																			
	<table border="1"> <tr><td>中泉地区</td></tr> <tr><td>天竜地区</td></tr> <tr><td>西貝地区</td></tr> <tr><td>大藤地区のうち第1区から第5区</td></tr> <tr><td>向笠地区</td></tr> <tr><td>御厨地区</td></tr> <tr><td>南御厨地区</td></tr> <tr><td>長野地区</td></tr> <tr><td>田原地区</td></tr> <tr><td>於保地区</td></tr> <tr><td>福田東地区</td></tr> <tr><td>福田西地区</td></tr> <tr><td>福田南地区</td></tr> <tr><td>福田中島地区</td></tr> <tr><td>福田西部地区</td></tr> <tr><td>福田北部地区</td></tr> <tr><td>豊浜地区</td></tr> <tr><td>竜洋西地区のうち金洗</td></tr> <tr><td>竜洋東地区</td></tr> <tr><td>竜洋北地区のうち平間、ニュータウン、あおば</td></tr> <tr><td>富岡西地区のうち上気賀、匂坂下、気賀東、加茂東、加茂川原</td></tr> <tr><td>豊田東地区</td></tr> <tr><td>井通地区のうち上万能、一言里、一言北原、一言エクレール、一言南原</td></tr> <tr><td>青城地区のうち中田、気子島、宮之一色、海老塚、下万能、下本郷</td></tr> </table>	中泉地区	天竜地区	西貝地区	大藤地区のうち第1区から第5区	向笠地区	御厨地区	南御厨地区	長野地区	田原地区	於保地区	福田東地区	福田西地区	福田南地区	福田中島地区	福田西部地区	福田北部地区	豊浜地区	竜洋西地区のうち金洗	竜洋東地区	竜洋北地区のうち平間、ニュータウン、あおば	富岡西地区のうち上気賀、匂坂下、気賀東、加茂東、加茂川原	豊田東地区	井通地区のうち上万能、一言里、一言北原、一言エクレール、一言南原	青城地区のうち中田、気子島、宮之一色、海老塚、下万能、下本郷		<table border="1"> <tr><td>磐田市</td></tr> <tr><td>見付地区</td></tr> <tr><td>今之浦地区</td></tr> <tr><td>中泉地区</td></tr> <tr><td>天竜地区</td></tr> <tr><td>西貝地区</td></tr> <tr><td>大藤地区のうち第1区から第5区</td></tr> <tr><td>向笠地区</td></tr> <tr><td>御厨地区</td></tr> <tr><td>南御厨地区</td></tr> <tr><td>長野地区</td></tr> <tr><td>田原地区</td></tr> <tr><td>於保地区</td></tr> <tr><td>福田東地区</td></tr> <tr><td>福田西地区</td></tr> <tr><td>福田南地区</td></tr> <tr><td>福田中島地区</td></tr> <tr><td>福田西部地区</td></tr> <tr><td>福田北部地区</td></tr> <tr><td>豊浜地区</td></tr> <tr><td>竜洋西地区のうち金洗</td></tr> <tr><td>竜洋東地区</td></tr> <tr><td>竜洋北地区のうち平間、ニュータウン、あおば</td></tr> <tr><td>富岡西地区のうち上気賀、匂坂下、気賀東、加茂東、加茂川原</td></tr> <tr><td>豊田東地区</td></tr> <tr><td>井通地区のうち上万能、一言里、一言北原、一言エクレール、一言南原</td></tr> <tr><td>青城地区のうち中田、気子島、宮之一色、海老塚、下万能、下本郷</td></tr> </table>	磐田市	見付地区	今之浦地区	中泉地区	天竜地区	西貝地区	大藤地区のうち第1区から第5区	向笠地区	御厨地区	南御厨地区	長野地区	田原地区	於保地区	福田東地区	福田西地区	福田南地区	福田中島地区	福田西部地区	福田北部地区	豊浜地区	竜洋西地区のうち金洗	竜洋東地区	竜洋北地区のうち平間、ニュータウン、あおば	富岡西地区のうち上気賀、匂坂下、気賀東、加茂東、加茂川原	豊田東地区	井通地区のうち上万能、一言里、一言北原、一言エクレール、一言南原	青城地区のうち中田、気子島、宮之一色、海老塚、下万能、下本郷	
中泉地区																																																							
天竜地区																																																							
西貝地区																																																							
大藤地区のうち第1区から第5区																																																							
向笠地区																																																							
御厨地区																																																							
南御厨地区																																																							
長野地区																																																							
田原地区																																																							
於保地区																																																							
福田東地区																																																							
福田西地区																																																							
福田南地区																																																							
福田中島地区																																																							
福田西部地区																																																							
福田北部地区																																																							
豊浜地区																																																							
竜洋西地区のうち金洗																																																							
竜洋東地区																																																							
竜洋北地区のうち平間、ニュータウン、あおば																																																							
富岡西地区のうち上気賀、匂坂下、気賀東、加茂東、加茂川原																																																							
豊田東地区																																																							
井通地区のうち上万能、一言里、一言北原、一言エクレール、一言南原																																																							
青城地区のうち中田、気子島、宮之一色、海老塚、下万能、下本郷																																																							
磐田市																																																							
見付地区																																																							
今之浦地区																																																							
中泉地区																																																							
天竜地区																																																							
西貝地区																																																							
大藤地区のうち第1区から第5区																																																							
向笠地区																																																							
御厨地区																																																							
南御厨地区																																																							
長野地区																																																							
田原地区																																																							
於保地区																																																							
福田東地区																																																							
福田西地区																																																							
福田南地区																																																							
福田中島地区																																																							
福田西部地区																																																							
福田北部地区																																																							
豊浜地区																																																							
竜洋西地区のうち金洗																																																							
竜洋東地区																																																							
竜洋北地区のうち平間、ニュータウン、あおば																																																							
富岡西地区のうち上気賀、匂坂下、気賀東、加茂東、加茂川原																																																							
豊田東地区																																																							
井通地区のうち上万能、一言里、一言北原、一言エクレール、一言南原																																																							
青城地区のうち中田、気子島、宮之一色、海老塚、下万能、下本郷																																																							

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
		<p><u>第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</u></p> <p><u>1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施</u></p> <p><u>PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が以下に示す区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。</u></p> <p><u>・警戒事象（特定事象（原災法10条事象）に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）</u></p> <p><u>・特定事象</u></p> <p><u>・原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態）</u></p> <p><u>また、UPZにおいては、原子力緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施することとする。</u></p> <p><u>【原子力災害対策指針においては、原子力施設の状態に基づく緊急事態区分として以下の3区分が示された。</u></p> <p><u>・警戒事態</u></p> <p><u>・施設敷地緊急事態</u></p> <p><u>・全面緊急事態</u></p> <p><u>原子力災害対策指針においては、緊急事態区分を判断するための基準</u></p> <p><u>として、従前より原災法等に基づき運用している施設の状態等を適用していることから、警</u></p>	<p><u>第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</u></p> <p><u>1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施</u></p> <p><u>PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が以下に示す区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。</u></p> <p><u>・警戒事象（特定事象（原災法10条事象）に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）</u></p> <p><u>・特定事象</u></p> <p><u>・原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態）</u></p> <p><u>また、UPZにおいては、原子力緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施することとする。</u></p>	<p>・マニュアルの改訂に伴う節及び内容の追加</p> <p>（左記について、UPZの段階的な避難について、避難シミュレーションの結果等を参考に検討する。）</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 原子力防災に関し、県、所在市（御前崎市をいう。以下同じ）、関係周辺市町（牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田</p>	<p><u>戒事態は警戒事象に、施設敷地緊急事態は特定事象に、全面緊急事態は原子力緊急事態に、それぞれ概ね対応するものとなっている。したがって、マニュアル上においては、警戒事象、特定事象、原子力緊急事態という用語を使用するものとする。实用発電用原子炉に係る原子炉施設に関する緊急事態区分及びこれを判断するための緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）の具体的な内容と対応関係については、原子力災害対策指針及び別添3を参照されたい。なお、「立地市町村における震度5弱以上の地震」が発生した場合は、原子力災害対策指針に示される警戒事態には該当しないものの、国から関係道府県等への連絡等が実施されるので、その旨留意されたい】</u></p> <p><u>2. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施</u> <u>放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ及びUPZ外においては、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。</u> <u>【「緊急時モニタリング」とは、放射性物質あるいは放射線の異常な放出又はそのおそれのある場合に周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得るために特別に計画された環境モニタリングをいう。OILと各種防護措置の関係については、原子力災害対策指針及び別添4を参照されたい。】</u></p> <p><b>第8節</b> 防災関係機関の事務又は業務の大綱 原子力防災に関し、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務</p>	<p><u>2. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施</u> <u>放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ及びUPZ外においては、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。</u></p> <p><b>第8節</b> 防災関係機関の事務又は業務の大綱 原子力防災に関し、県、所在市（御前崎市をいう。以下同じ）、関係周辺市町（牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田</p>	<p>・マニュアル改訂の内容を反映</p> <p>・マニュアルの改訂に伴う節番号の見直し</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考								
	<p>市、森町及び磐田市をいう。以下同じ）、指定地方 行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公 共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は 業務の大綱は、静岡県地域防災計画「共通対策の 巻」第1章第1節に定める「防災上重要な機関の 処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のと おりとする。</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="261 716 875 1352"> <thead> <tr> <th data-bbox="261 716 489 856">機 関 名</th> <th data-bbox="489 716 875 856">所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="261 856 489 1352">関東管区警察局</td> <td data-bbox="489 856 875 1352">                     1 管区内各県警察の災害警 備活動及び相互援助の指 導・調整                      2 他管区警察局及び警察庁 との連携                      3 管区内防災関係機関との 連携                      4 管区内各県警察及び防災 関係機関等からの情報収集 並びに報告連絡                      5 警察通信の確保及び統制                 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 掌 事 務	関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警 備活動及び相互援助の指 導・調整 2 他管区警察局及び警察庁 との連携 3 管区内防災関係機関との 連携 4 管区内各県警察及び防災 関係機関等からの情報収集 並びに報告連絡 5 警察通信の確保及び統制	<p>の大綱は〇〇県地域防災計画（共通編）第〇章〇 節に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は 業務の大綱」を基本に次のとおりとする。</p> <p>※ 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大 綱・・・略</p> <p>【県、県警察本部、関係市町村、消防本部、指定 地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方 公共機関等の防災業務関係機関の連絡窓口、所掌 事項を定めること。】</p>	<p>市、森町及び磐田市をいう。以下同じ）、指定地方 行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公 共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は 業務の大綱は、静岡県地域防災計画「共通対策の 巻」第1章第1節に定める「防災上重要な機関の 処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のと おりとする。</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1567 716 2181 1352"> <thead> <tr> <th data-bbox="1567 716 1795 856">機 関 名</th> <th data-bbox="1795 716 2181 856">所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1567 856 1795 1352">関東管区警察局</td> <td data-bbox="1795 856 2181 1352">                     1 管区内各県警察の災害警 備活動及び相互援助の指 導・調整                      2 他管区警察局及び警察庁 との連携                      3 管区内防災関係機関との 連携                      4 管区内各県警察及び防災 関係機関等からの情報収集 並びに報告連絡                      5 警察通信の確保及び統制                 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 掌 事 務	関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警 備活動及び相互援助の指 導・調整 2 他管区警察局及び警察庁 との連携 3 管区内防災関係機関との 連携 4 管区内各県警察及び防災 関係機関等からの情報収集 並びに報告連絡 5 警察通信の確保及び統制	
機 関 名	所 掌 事 務											
関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警 備活動及び相互援助の指 導・調整 2 他管区警察局及び警察庁 との連携 3 管区内防災関係機関との 連携 4 管区内各県警察及び防災 関係機関等からの情報収集 並びに報告連絡 5 警察通信の確保及び統制											
機 関 名	所 掌 事 務											
関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警 備活動及び相互援助の指 導・調整 2 他管区警察局及び警察庁 との連携 3 管区内防災関係機関との 連携 4 管区内各県警察及び防災 関係機関等からの情報収集 並びに報告連絡 5 警察通信の確保及び統制											

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考																
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="261 352 489 1344">東海総合通信局</td> <td data-bbox="489 352 896 1344">                     1 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理                      2 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理                      3 災害地域における電気通信施設の被害状況調査                      4 通信インフラの支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与                      5 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する事                      6 非常通信協議会の運営に関する事                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="261 1344 489 1480">東海財務局 （静岡財務事務所）</td> <td data-bbox="489 1344 896 1480">災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整</td> </tr> <tr> <td data-bbox="261 1480 489 1659">東海北陸厚生局</td> <td data-bbox="489 1480 896 1659">                     1 災害状況の情報収集、連絡調整                      2 関係職員の派遣                      3 関係機関との連絡調整                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="261 1659 489 1879">静岡労働局</td> <td data-bbox="489 1659 896 1879">                     1 労働災害防止の監督指導                      2 災害発生時における労働災害調査                      3 業務上被災労働者に対す                 </td> </tr> </table>	東海総合通信局	1 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 2 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 3 災害地域における電気通信施設の被害状況調査 4 通信インフラの支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与 5 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する事 6 非常通信協議会の運営に関する事	東海財務局 （静岡財務事務所）	災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整	東海北陸厚生局	1 災害状況の情報収集、連絡調整 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整	静岡労働局	1 労働災害防止の監督指導 2 災害発生時における労働災害調査 3 業務上被災労働者に対す		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1567 352 1795 1344">東海総合通信局</td> <td data-bbox="1795 352 2202 1344">                     1 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理                      2 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理                      3 災害地域における電気通信施設の被害状況調査                      4 通信インフラの支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与                      5 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する事                      6 非常通信協議会の運営に関する事                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1344 1795 1480">東海財務局 （静岡財務事務所）</td> <td data-bbox="1795 1344 2202 1480">災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1480 1795 1659">東海北陸厚生局</td> <td data-bbox="1795 1480 2202 1659">                     1 災害状況の情報収集、連絡調整                      2 関係職員の派遣                      3 関係機関との連絡調整                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1659 1795 1879">静岡労働局</td> <td data-bbox="1795 1659 2202 1879">                     1 労働災害防止の監督指導                      2 災害発生時における労働災害調査                      3 業務上被災労働者に対す                 </td> </tr> </table>	東海総合通信局	1 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 2 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 3 災害地域における電気通信施設の被害状況調査 4 通信インフラの支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与 5 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する事 6 非常通信協議会の運営に関する事	東海財務局 （静岡財務事務所）	災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整	東海北陸厚生局	1 災害状況の情報収集、連絡調整 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整	静岡労働局	1 労働災害防止の監督指導 2 災害発生時における労働災害調査 3 業務上被災労働者に対す	
東海総合通信局	1 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 2 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 3 災害地域における電気通信施設の被害状況調査 4 通信インフラの支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与 5 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する事 6 非常通信協議会の運営に関する事																			
東海財務局 （静岡財務事務所）	災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整																			
東海北陸厚生局	1 災害状況の情報収集、連絡調整 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整																			
静岡労働局	1 労働災害防止の監督指導 2 災害発生時における労働災害調査 3 業務上被災労働者に対す																			
東海総合通信局	1 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 2 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 3 災害地域における電気通信施設の被害状況調査 4 通信インフラの支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与 5 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する事 6 非常通信協議会の運営に関する事																			
東海財務局 （静岡財務事務所）	災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整																			
東海北陸厚生局	1 災害状況の情報収集、連絡調整 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整																			
静岡労働局	1 労働災害防止の監督指導 2 災害発生時における労働災害調査 3 業務上被災労働者に対す																			

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

旧		地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新		備考
	る労災保険給付			る労災保険給付	
関東農政局	1 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認 2 災害時における主要食料等の需給対策		関東農政局	1 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認 2 災害時における主要食料等の需給対策	
中部経済産業局	原子力災害現地対策本部等の支援		中部経済産業局	原子力災害現地対策本部等の支援	
中部地方整備局	直轄国道の通行確保に関する事		中部地方整備局	直轄国道の通行確保に関する事	
中部運輸局	1 各輸送機関との連絡調整 2 緊急輸送に必要なトラック、バス等の車両及び船舶の配置の要請		中部運輸局	1 各輸送機関との連絡調整 2 緊急輸送に必要なトラック、バス等の車両及び船舶の配置の要請	
東京航空局東京空港事務所	上空の飛行規制とその周知徹底		東京航空局東京空港事務所	上空の飛行規制とその周知徹底	
東京管区気象台（静岡地方気象台）	気象、地象、水象の観測及び防災気象情報の発表		東京管区気象台（静岡地方気象台）	気象、地象、水象の観測及び防災気象情報の発表	
第三管区海上保安本部（清水海上保安部）	1 海上における緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の支援 2 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置 3 海上における救助・救難活動 4 緊急輸送に関する事 5 海上における治安の確保		第三管区海上保安本部（清水海上保安部）	1 海上における緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の支援 2 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置 3 海上における救助・救難活動 4 緊急輸送に関する事 5 海上における治安の確保	
2 自衛隊			2 自衛隊		
機 関 名	所 掌 事 務		機 関 名	所 掌 事 務	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

旧		地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新		備考
陸上自衛隊第34普通科連隊 海上自衛隊横須賀地方総監部 航空自衛隊第1航空団	1 災害応急対策の支援 2 緊急時モニタリングの支援		陸上自衛隊第34普通科連隊 海上自衛隊横須賀地方総監部 航空自衛隊第1航空団	1 災害応急対策の支援 2 緊急時モニタリングの支援	
3 指定公共機関及び指定地方公共機関等			3 指定公共機関及び指定地方公共機関等		
機 関 名	所 掌 事 務		機 関 名	所 掌 事 務	
東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 地方鉄道会社	1 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策		東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 地方鉄道会社	1 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策	
中日本高速道路株式会社	災害時の輸送路の確保		中日本高速道路株式会社	災害時の輸送路の確保	
西日本電信電話株式会社	1 通信の確保 2 公衆電気通信の特別取り扱い		西日本電信電話株式会社	1 通信の確保 2 公衆電気通信の特別取り扱い	
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社 KDDI株式会社	通信の確保		株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社 KDDI株式会社	通信の確保	
日本赤十字社 (社)静岡県医師会 (社)静岡県歯科医師会 (公社)静岡県薬剤師会	災害時における医療救護の実施		日本赤十字社 (社)静岡県医師会 (社)静岡県歯科医師会 (公社)静岡県薬剤師会	災害時における医療救護の実施	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

旧		地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新		備考
(社)静岡県看護協会 (公社)静岡県病院協会			(公)社)静岡県看護協会 (公社)静岡県病院協会		・組織名称の変更
(独)国立病院機構	国の開設する病院における医療救護の実施		(独)国立病院機構	国の開設する病院における医療救護の実施	
(公社)静岡県放射線技師会	県が行う緊急被ばく医療措置に対する協力		(公社)静岡県放射線技師会	県が行う緊急被ばく医療措置に対する協力	
日本通運株式会社 (社)静岡県トラック協会	1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策		日本通運株式会社 (社)静岡県トラック協会	1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策	
日本放送協会 民間放送機関	気象予警報、災害情報、その他の災害広報		日本放送協会 民間放送機関	気象予警報、災害情報、その他の災害広報	
(社)静岡県バス協会	避難住民等の輸送の支援		(社)静岡県バス協会	避難住民等の輸送の支援	
(独)日本原子力研究開発機構 原子力緊急時支援・研修センター	1 専門家の派遣 2 放射線測定機材の提供 3 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）		(独)日本原子力研究開発機構 原子力緊急時支援・研修センター	1 専門家の派遣 2 放射線測定機材の提供 3 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）	
(独)放射線医学総合研究所	緊急被ばく医療に関すること		(独)放射線医学総合研究所	緊急被ばく医療に関すること	
4 消防機関			4 消防機関		
機 関 名	所 掌 事 務		機 関 名	所 掌 事 務	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

旧		地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新		備考
御前崎市消防本部 菊川市消防本部 掛川市消防本部 吉田町牧之原市広域施設組合消防本部 袋井市森町広域行政組合袋井消防本部 焼津市消防本部 （～H25. 3. 30） 藤枝市消防本部 （～H25. 3. 30） 志太広域事務組合 志太消防本部 （H25. 3. 31～） 島田市消防本部 磐田市消防本部 牧之原市相良消防本部 （H25. 4. 1～）	1 住民等に関する広報及び避難誘導 2 緊急被ばく医療措置に対する協力 3 防護区域の防火対策 4 立入制限及び交通規制の協力		御前崎市消防本部 菊川市消防本部 掛川市消防本部 吉田町牧之原市広域施設組合消防本部 袋井市森町広域行政組合袋井消防本部 <u>志太広域事務組合</u> <u>志太消防本部</u> 島田市消防本部 磐田市消防本部 <u>牧之原市相良消防本部</u>	1 住民等に関する広報及び避難誘導 2 緊急被ばく医療措置に対する協力 3 防護区域の防火対策 4 立入制限及び交通規制の協力	・ 消防広域化に伴う修正
5 静岡県			5 静岡県		
所 掌 事 務			所 掌 事 務		
1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施 2 通信連絡設備等の整備 3 緊急時モニタリング設備等の整備 4 緊急被ばく医療設備等の整備 5 防災対策資機材の整備 6 防災対策資料の整備 7 原子力事業者からの報告の徴収及び立入検査 8 緊急事態応急対策拠点施設の整備及び維持 9 災害状況の把握及び伝達 10 県原子力災害警戒本部の設置 11 県原子力災害対策本部の設置			1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施 2 通信連絡設備等の整備 3 緊急時モニタリング設備等の整備 4 緊急被ばく医療設備等の整備 5 防災対策資機材の整備 6 防災対策資料の整備 7 原子力事業者からの報告の徴収及び立入検査 8 緊急事態応急対策拠点施設の整備及び維持 9 災害状況の把握及び伝達 10 県原子力災害警戒本部の設置 11 県原子力災害対策本部の設置		

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考																												
	<p>12 原子力災害合同対策協議会等への職員派遣 13 緊急時モニタリングの実施 14 避難及びスクリーニングの場所の開設支援 15 スクリーニング及び除染の実施 16 緊急被ばく医療措置 17 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保 18 汚染飲食物の摂取制限等 19 住民等からの問い合わせ対応 20 放射性汚染物質の除去 21 制限措置の解除 22 所在市及び関係周辺市町の原子力防災対策に対する助言及び協力 23 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 24 国及び関係機関への支援の要請</p> <p>6 静岡県警察本部</p> <table border="1" data-bbox="261 1031 890 1218"> <thead> <tr> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 住民等に対する避難誘導及び災害警備広報</td> </tr> <tr> <td>2 立入制限及び交通規制</td> </tr> <tr> <td>3 治安の確保</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 所在市（御前崎市）及び関係周辺市町（牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町、磐田市）</p> <table border="1" data-bbox="261 1354 890 1854"> <thead> <tr> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施</td> </tr> <tr> <td>2 通信連絡設備等の整備</td> </tr> <tr> <td>3 防災対策資機材の整備</td> </tr> <tr> <td>4 防災対策資料の整備</td> </tr> <tr> <td>5 避難所等の整備</td> </tr> <tr> <td>6 災害状況の把握及び伝達</td> </tr> <tr> <td>7 市町災害対策本部の設置</td> </tr> <tr> <td>8 原子力災害合同対策協議会への職員派遣</td> </tr> <tr> <td>9 県が行う緊急時モニタリングに対する協力</td> </tr> </tbody> </table>	所 掌 事 務	1 住民等に対する避難誘導及び災害警備広報	2 立入制限及び交通規制	3 治安の確保	所 掌 事 務	1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施	2 通信連絡設備等の整備	3 防災対策資機材の整備	4 防災対策資料の整備	5 避難所等の整備	6 災害状況の把握及び伝達	7 市町災害対策本部の設置	8 原子力災害合同対策協議会への職員派遣	9 県が行う緊急時モニタリングに対する協力		<p>12 原子力災害合同対策協議会等への職員派遣 13 緊急時モニタリングの実施 14 避難及びスクリーニングの場所の開設支援 15 スクリーニング及び除染の実施 16 緊急被ばく医療措置 17 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保 18 汚染飲食物の摂取制限等 19 住民等からの問い合わせ対応 20 放射性汚染物質の除去 21 制限措置の解除 22 所在市及び関係周辺市町の原子力防災対策に対する助言及び協力 23 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 24 国及び関係機関への支援の要請</p> <p>6 静岡県警察本部</p> <table border="1" data-bbox="1567 1031 2196 1218"> <thead> <tr> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 住民等に対する避難誘導及び災害警備広報</td> </tr> <tr> <td>2 立入制限及び交通規制</td> </tr> <tr> <td>3 治安の確保</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 所在市（御前崎市）及び関係周辺市町（牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町、磐田市）</p> <table border="1" data-bbox="1567 1354 2196 1854"> <thead> <tr> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施</td> </tr> <tr> <td>2 通信連絡設備等の整備</td> </tr> <tr> <td>3 防災対策資機材の整備</td> </tr> <tr> <td>4 防災対策資料の整備</td> </tr> <tr> <td>5 避難所等の整備</td> </tr> <tr> <td>6 災害状況の把握及び伝達</td> </tr> <tr> <td>7 市町災害対策本部の設置</td> </tr> <tr> <td>8 原子力災害合同対策協議会への職員派遣</td> </tr> <tr> <td>9 県が行う緊急時モニタリングに対する協力</td> </tr> </tbody> </table>	所 掌 事 務	1 住民等に対する避難誘導及び災害警備広報	2 立入制限及び交通規制	3 治安の確保	所 掌 事 務	1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施	2 通信連絡設備等の整備	3 防災対策資機材の整備	4 防災対策資料の整備	5 避難所等の整備	6 災害状況の把握及び伝達	7 市町災害対策本部の設置	8 原子力災害合同対策協議会への職員派遣	9 県が行う緊急時モニタリングに対する協力	
所 掌 事 務																																
1 住民等に対する避難誘導及び災害警備広報																																
2 立入制限及び交通規制																																
3 治安の確保																																
所 掌 事 務																																
1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施																																
2 通信連絡設備等の整備																																
3 防災対策資機材の整備																																
4 防災対策資料の整備																																
5 避難所等の整備																																
6 災害状況の把握及び伝達																																
7 市町災害対策本部の設置																																
8 原子力災害合同対策協議会への職員派遣																																
9 県が行う緊急時モニタリングに対する協力																																
所 掌 事 務																																
1 住民等に対する避難誘導及び災害警備広報																																
2 立入制限及び交通規制																																
3 治安の確保																																
所 掌 事 務																																
1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施																																
2 通信連絡設備等の整備																																
3 防災対策資機材の整備																																
4 防災対策資料の整備																																
5 避難所等の整備																																
6 災害状況の把握及び伝達																																
7 市町災害対策本部の設置																																
8 原子力災害合同対策協議会への職員派遣																																
9 県が行う緊急時モニタリングに対する協力																																

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	10 避難の勧告、指示及び立入制限 11 避難誘導 12 避難及びスクリーニングの場所等の開設 13 県が行う緊急被ばく医療措置に対する協力 14 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保 15 汚染飲食物の摂取制限等 16 住民等からの問い合わせ対応 17 県が行う放射性汚染物質の除去に対する協力 18 制限措置の解除 19 県が行う原子力防災対策に対する協力 20 損害賠償請求等に必要な資料の整備 21 県及び関係機関への支援の要請		10 避難の勧告、指示及び立入制限 11 避難誘導 12 避難及びスクリーニングの場所等の開設 13 県が行う緊急被ばく医療措置に対する協力 14 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保 15 汚染飲食物の摂取制限等 16 住民等からの問い合わせ対応 17 県が行う放射性汚染物質の除去に対する協力 18 制限措置の解除 19 県が行う原子力防災対策に対する協力 20 損害賠償請求等に必要な資料の整備 21 県及び関係機関への支援の要請	
	8 原子力事業者（中部電力株式会社）		8 原子力事業者（中部電力株式会社）	
	所 掌 事 務		所 掌 事 務	
	1 原子力発電所の防災体制の整備 2 原子力発電所の災害予防 3 原子力発電所の災害状況の把握及び関係機関への情報の提供 4 従業員等に対する防災に係る教育、訓練 5 原子力発電所施設内の応急対策措置 6 通信連絡体制の整備 7 放射線測定設備（モニタリングポスト）の整備 8 原子力防災資機材の整備 9 原子力災害活動で使用する資料の整備 10 環境放射線モニタリングの実施 11 原子力災害合同対策協議会への職員派遣 12 スクリーニング及び除染の実施（県と連携） 13 県、所在市、関係周辺市町及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力 14 放射性物質の除去 15 災害の復旧		1 原子力発電所の防災体制の整備 2 原子力発電所の災害予防 3 原子力発電所の災害状況の把握及び関係機関への情報の提供 4 従業員等に対する防災に係る教育、訓練 5 原子力発電所施設内の応急対策措置 6 通信連絡体制の整備 7 放射線測定設備（モニタリングポスト）の整備 8 原子力防災資機材の整備 9 原子力災害活動で使用する資料の整備 10 環境放射線モニタリングの実施 11 原子力災害合同対策協議会への職員派遣 12 スクリーニング及び除染の実施（県と連携） 13 県、所在市、関係周辺市町及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力 14 放射性物質の除去 15 災害の復旧	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>本章は、原災法及び災対法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。</p> <p>第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理</p> <p>1 協議</p> <p>県は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するとともに、直ちに原災法第7条第2項に基づき関係周辺市町に計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係周辺市町の意見を聴き必要に応じて原子力事業者との協議に反映させるものとする。</p> <p>2 届出</p> <p>(1) 県は、原子力事業者からその原子力防災組織の原子力防災要員の現況について届け出があった場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。</p> <p>(2) 県は、原子力事業者から原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届け出があった場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。</p> <p>(3) 県は、原子力事業者から放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について届け出があった場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写し</p>	<p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。</p> <p>第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理</p> <p>(1) 県は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するとともに、直ちに原災法第7条第2項に基づく関係周辺市町村に計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係周辺市町村の意見を聴き必要に応じて原子力事業者との協議に反映させるものとする。</p> <p>【原災法第7条第2項の規定による。なお、原災法施行令の改正により、新たに関係周辺都道府県知事も協議先として加えるものとする。】</p> <p>(2) 県は、原子力事業者からその原子力防災組織の原子力防災要員の現況について届け出があった場合、関係周辺市町村に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。</p> <p>【原災法第8条第4項の規定による。】</p> <p>(3) 県は、原子力事業者から原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届け出があった場合、関係周辺市町村に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。</p> <p>【原災法第9条第5項及び第6項の規定による。】</p> <p>(4) 県は、原子力事業者から放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について届け出があった場合、関係周辺市町村に当該届出に係る書類の写し</p>	<p>2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>本章は、原災法及び災対法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。</p> <p>第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理</p> <p>1 協議</p> <p>県は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するとともに、直ちに原災法第7条第2項に基づき関係周辺市町に計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係周辺市町の意見を聴き必要に応じて原子力事業者との協議に反映させるものとする。</p> <p>2 届出</p> <p>(1) 県は、原子力事業者からその原子力防災組織の原子力防災要員の現況について届け出があった場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。</p> <p>(2) 県は、原子力事業者から原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届け出があった場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。</p> <p>(3) 県は、原子力事業者から放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について届け出があった場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写し</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>を速やかに送付するものとする。</p> <p>第3節 立入検査と報告の徴収                      (1) 県は、別に定める要領に従い、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。</p> <p>(2) 立入検査を実施する県の職員は、知事から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行うものとする。</p> <p>第4節 原子力防災専門官との連携                      県は、静岡県地域防災計画「原子力災害対策の巻」の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携などの緊急時対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え                      (1) 県は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害</p>	<p>写しを速やかに送付するものとする。                      【原災法第11条第3項及び第4項の規定による。】</p> <p>第3節 立入検査と報告の徴収                      (1) 県は、必要に応じ、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立ち入り検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。                      【原災法第31条及び第32条の規定による。】</p> <p>(2) 立入検査を実施する県の職員は知事から、立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行うものとする。                      【身分証明書の様式については、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令別記様式第5による】</p> <p>第4節 原子力防災専門官との連携                      県は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携などの緊急時対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え                      (1) 県は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害</p>	<p>を速やかに送付するものとする。</p> <p>第3節 立入検査と報告の徴収                      (1) 県は、別に定める要領に従い、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。</p> <p>(2) 立入検査を実施する県の職員は、知事から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行うものとする。</p> <p>第4節 原子力防災専門官との連携                      県は、静岡県地域防災計画「原子力災害対策の巻」の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携などの緊急時対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え                      (1) 県は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>（２）県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。</p> <p>（３）県は、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。</p> <p>第６節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>県は、国、市町、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。</p> <p>１．情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>（１）県と関係機関相互の連携体制の確保</p> <p>県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、所在市、関係周辺市町、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。</p>	<p>応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>【被災情報の整理の支援としては、民間事業者の地図情報や航空写真の活用等が考えられる。】</p> <p>（２）県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。</p> <p>（３）県は、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。</p> <p>第６節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>県は、国、市町村、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。</p> <p>１．情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>（１）県と関係機関相互の連携体制の確保</p> <p>県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、所在市町村、関係周辺市町村、関係周辺都道府県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。</p> <p>【所在市町村、関係周辺市町村以外の市町村においても、UPZ 圏外で避難先となる可能性のある市町村に対する情報提供や、その他県内市町村の要望に基づく情報連絡など、必要に応じて、県及び関係機関との連携体制を確保するものとする。】</p>	<p>応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>（２）県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。</p> <p>（３）県は、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。</p> <p>第６節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>県は、国、市町、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。</p> <p>１．情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>（１）県と関係機関相互の連携体制の確保</p> <p>県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、所在市、関係周辺市町、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。</p> <p><u>所在市、関係周辺市町以外の市町においても、UPZ 圏外で避難先となる可能性のある市町に対する情報提供や、その他県内市町の要望に基づく情報連絡など、必要に応じて、県及び関係機関との連携体制を確保するものとする。</u></p>	<p>・マニュアル中の注を本文に追加</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>また、被災市町から県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）</li> <li>・防護対策に関する社会的状況把握のための情報収集先</li> <li>・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）</li> <li>・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）</li> </ul> <p>（２）機動的な情報収集体制</p> <p>県は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び所在市、関係周辺市町と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。</p> <p>（３）情報の収集・連絡にあたる要員の指定</p> <p>県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。</p> <p>（４）非常通信協議会との連携</p> <p>県は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の</p>	<p>また、被災市町村から都道府県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、都道府県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）</li> <li>・防護対策に関する社会的状況把握のための情報収集先</li> <li>・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）</li> <li>・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）</li> </ul> <p>【情報収集先は指定地方公共機関（都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人）等が想定される】</p> <p>（２）機動的な情報収集体制</p> <p>県は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び所在市町村、関係周辺市町村と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。</p> <p>（３）情報の収集・連絡にあたる要員の指定</p> <p>県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。</p> <p>（４）非常通信協議会との連携</p> <p>県は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の</p>	<p>また、被災市町から県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）</li> <li>・防護対策に関する社会的状況把握のための情報収集先</li> <li>・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）</li> <li>・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）</li> </ul> <p>（２）機動的な情報収集体制</p> <p>県は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び所在市、関係周辺市町と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。</p> <p>（３）情報の収集・連絡にあたる要員の指定</p> <p>県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。</p> <p>（４）非常通信協議会との連携</p> <p>県は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。</p> <p>（５）移動通信系の活用体制</p> <p>県は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、（削除、）漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。</p> <p>（６）関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築</p> <p>県は、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。</p> <p>２ 情報の分析整理</p> <p>（１）人材の育成・確保及び専門家の活用体制</p> <p>県は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう体制の整備に努めるものとする。</p> <p>（２）原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進</p> <p>県は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び関係市とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。</p> <p>（３）防災対策上必要とされる資料</p> <p>県は、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業</p>	<p>整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。</p> <p>（５）移動通信系の活用体制</p> <p>県は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。</p> <p>（６）関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築</p> <p>県は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。</p> <p>２ 情報の分析整理</p> <p>（１）人材の育成・確保及び専門家の活用体制</p> <p>県は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。</p> <p>【各機関の有している防災要員及び防災資機材についての情報も相互に把握しておくものとする。】</p> <p>（２）原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進</p> <p>県は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び市町村とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。</p> <p>【国、県、市町村その他防災関係機関の資料は、それぞれ整合性のあるものとする。】</p> <p>（３）防災対策上必要とされる資料</p> <p>県は、国、所在市町村、関係周辺市町村及び原子</p>	<p>整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。</p> <p>（５）移動通信系の活用体制</p> <p>県は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、（削除、）漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。</p> <p>（６）関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築</p> <p>県は、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。</p> <p>２ 情報の分析整理</p> <p>（１）人材の育成・確保及び専門家の活用体制</p> <p>県は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう体制の整備に努めるものとする。</p> <p>（２）原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進</p> <p>県は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び関係市とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。</p> <p>（３）防災対策上必要とされる資料</p> <p>県は、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>者と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設、対策拠点施設に適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。</p> <p>① 原子力施設（事業所）に関する資料 ア 原子力事業者防災業務計画 イ 原子力事業所の施設の配置図</p> <p>② 社会環境に関する資料 ア 種々の縮尺の周辺地図 イ 周辺地域の人口、世帯数に関する資料（原子力発電所との距離別、方位別の人口、世帯数、災害時要援護者の概数、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）</p>	<p>力事業者と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設、対策拠点施設に適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。</p> <p><b>【これらの資料は、電源喪失の影響を受けない媒体と閲覧手段を用いつつ、保存及び更新を行うこと。】</b></p> <p>国が対策拠点施設に備え付ける資料は、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令第3条に規定する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力事業者防災業務計画</li> <li>・原子力事業所の施設の構造等を記載した書類</li> <li>・保安規定の写し</li> <li>・原子力事業所の施設の配置図</li> </ul> <p>である。】</p> <p>&lt;整備を行うべき資料の例&gt;</p> <p>① 原子力施設（事業所）に関する資料 ア 原子力事業者防災業務計画 イ 原子力事業所の施設の配置図</p> <p><b>【県は、①の資料については、国が対策拠点施設に備え付ける資料から、必要なものの写しを災害対策本部に備え付けるものとする。】</b></p> <p>② 社会環境に関する資料 ア 種々の縮尺の周辺地図 イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、災害時要援護者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）</p> <p><b>【（い）原子力施設から半径〇km以内の市町村別、方位別、距離別の世帯数と人口及び高齢者、</b></p>	<p>者と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設、対策拠点施設に適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。</p> <p>① 原子力施設（事業所）に関する資料 ア 原子力事業者防災業務計画 イ 原子力事業所の施設の配置図</p> <p>② 社会環境に関する資料 ア 種々の縮尺の周辺地図 イ 周辺地域の人口、世帯数に関する資料（原子力発電所との距離別、方位別の人口、世帯数、災害時要援護者の概数、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート、空港、港湾等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、施設の付随設備、滑走路の長さ、ふ頭の水深等の情報を含む。）</p> <p>エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）</p> <p>オ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、保育所、病院、診療所、老人福祉施設、身体障害のある人援護施設等）に関する資料（原子力発電所との距離、方位等についての情報を含む。）</p> <p>カ 緊急被ばく医療施設に関する資料（初期被ばく医療施設、二次被ばく医療施設それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）</p> <p>キ 対策拠点施設周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法に関する資料</p>	<p>障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者の概要</p> <p>【（ii）観光等の入込客の季節的な人口分布等】</p> <p>ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート、空港及び港湾等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、施設の付随設備、滑走路の長さ、ふ頭の水深等の情報を含む。）</p> <p>【（i）原子力施設から半径〇km以内の幅員別道路図</p> <p>（ii）大型ヘリコプターの発着可能な場所、面積、発着可能機数</p> <p>（iii）原子力施設から半径〇km以内の橋と重量制限</p> <p>（iv）原子力施設から半径〇km以内の港湾と入港可能な船舶トン数</p> <p>（v）JR等の鉄道部門が有する防災計画で定める緊急時輸送力及び平常時の時刻表</p> <p>（vi）平常時の交通状況等】</p> <p>エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）</p> <p>オ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、<b>障害者支援施設</b>、刑務所等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）</p> <p>カ 緊急被ばく医療施設に関する資料（初期被ばく医療施設、二次被ばく医療施設それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）</p> <p>キ 対策拠点施設周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法</p> <p>【災害時応援協定を締結した団体も含むものとする。】</p>	<p>ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート、空港、港湾等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、施設の付随設備、滑走路の長さ、ふ頭の水深等の情報を含む。）</p> <p>エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）</p> <p>オ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、保育所、病院、診療所、老人福祉施設、<b>障害者支援施設</b>等）に関する資料（原子力発電所との距離、方位等についての情報を含む。）</p> <p>カ 緊急被ばく医療施設に関する資料（初期被ばく医療施設、二次被ばく医療施設それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）</p> <p>キ 対策拠点施設周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法に関する資料</p>	<p>・マニュアル改訂の内容を反映</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>③ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料</p> <p>ア 周辺地域の気象に関する資料（過去1年間の周辺測定点における風向、風速及び大気安定度の月別及び日変化の情報等）</p> <p>イ 線量推定計算に関する資料</p> <p>ウ 平常時環境放射線モニタリングに関する資料</p> <p>エ 周辺地域の水源地、飲料水の供給施設状況等に関する資料</p> <p>オ 農林水産物の生産及び出荷状況に関する資料</p> <p>④ 防護資機材等に関する資料</p> <p>ア 防護資機材の備蓄・配備状況に関する資料</p> <p>イ 避難用車両の緊急時における運用体制に関する資料</p> <p>ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況に関する資料</p> <p>⑤ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料</p> <p>ア 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）</p> <p>イ 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）</p> <p>ウ 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表</p> <p>⑥ 避難に関する資料</p> <p>ア 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）</p> <p>イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等</p>	<p>③ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料</p> <p>ア 周辺地域の気象資料（過去〇年間の周辺測定点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）</p> <p>イ 線量推定計算に関する資料</p> <p>ウ 平常時環境放射線モニタリング資料（過去〇年間の統計値）</p> <p>【平常時のバックグラウンド測定結果を過去数年にわたってまとめたもの等】</p> <p>エ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料</p> <p>【原子力施設から〇km以内の水源地、上水場等飲料水供給施設状況等】</p> <p>オ 農林水産物の生産及び出荷状況</p> <p>④ 防護資機材等に関する資料</p> <p>ア 防護資機材の備蓄・配備状況</p> <p>イ 避難用車両の緊急時における運用体制</p> <p>ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況</p> <p>⑤ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料</p> <p>ア 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）</p> <p>イ 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）</p> <p>ウ 状況確認および対策指示のための関係機関の連絡体制表</p> <p>⑥ 避難に関する資料</p> <p>ア 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）</p> <p>イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等</p>	<p>③ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料</p> <p>ア 周辺地域の気象に関する資料（過去1年間の周辺測定点における風向、風速及び大気安定度の月別及び日変化の情報等）</p> <p>イ 線量推定計算に関する資料</p> <p>ウ 平常時環境放射線モニタリングに関する資料</p> <p>エ 周辺地域の水源地、飲料水の供給施設状況等に関する資料</p> <p>オ 農林水産物の生産及び出荷状況に関する資料</p> <p>④ 防護資機材等に関する資料</p> <p>ア 防護資機材の備蓄・配備状況に関する資料</p> <p>イ 避難用車両の緊急時における運用体制に関する資料</p> <p>ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況に関する資料</p> <p>⑤ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料</p> <p>ア 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）</p> <p>イ 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）</p> <p>ウ 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表</p> <p>⑥ 避難に関する資料</p> <p>ア 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）</p> <p>イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの)</p> <p>3. 通信手段の確保</p> <p>県は、国、所在市及び関係周辺市町と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。</p> <p>（1）専用回線網の整備</p> <p>① 県と国、所在市、関係周辺市町との間の専用回線網の整備</p> <p>県と国は、緊急時における県と国及び県と所在市、関係周辺市町との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。</p> <p>② 対策拠点施設との間の専用回線網の整備</p> <p>県は、国と連携し、対策拠点施設と県及び所在市、関係周辺市町との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。</p> <p>（2）通信手段・経路の多様化</p> <p>①防災行政無線の整備</p> <p>県は、国、所在市、関係周辺市町とともに、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線</p>	<p>を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの)</p> <p>3. 通信手段の確保</p> <p>県は、国、所在市町村及び関係周辺市町村と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。</p> <p>【所在市町村、関係周辺市町村以外の市町村においても、必要に応じて、通信手段の確保を図るものとする。緊急時通信連絡網に伴う諸設備等としては、本文の例示によるもののほか、ファクシミリ、コンピュータ、テレビ会議システム等がえられる。】</p> <p>（1）専用回線網の整備</p> <p>① 県と国、所在市町村、関係周辺市町村との間の専用回線網の整備</p> <p>県と国は、緊急時における県と国及び県と所在市町村、関係周辺市町村との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。</p> <p>【ここで、国とは原子力規制委員会をいう。】</p> <p>② 対策拠点施設との間の専用回線網の整備</p> <p>県は、国と連携し、対策拠点施設と県及び所在市町村、関係周辺市町村との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。</p> <p>（2）通信手段・経路の多様化</p> <p>①防災行政無線の<b>確保・活用</b></p> <p>県は、国、所在市町村、関係周辺市町村とともに、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政</p>	<p>を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの)</p> <p>3. 通信手段の確保</p> <p>県は、国、所在市及び関係周辺市町と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。</p> <p>（1）専用回線網の整備</p> <p>① 県と国、所在市、関係周辺市町との間の専用回線網の整備</p> <p>県と国は、緊急時における県と国及び県と所在市、関係周辺市町との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。</p> <p>② 対策拠点施設との間の専用回線網の整備</p> <p>県は、国と連携し、対策拠点施設と県及び所在市、関係周辺市町との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。</p> <p>（2）通信手段・経路の多様化</p> <p>①防災行政無線の<b>確保・活用</b></p> <p>県は、国、所在市、関係周辺市町とともに、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線</p>	<p>・マニュアル改訂の内容を反映</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>の確保・活用を図るものとする。</p> <p>② 災害に強い伝送路の構築 県は、国と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。</p> <p>③ 機動性のある緊急通信手段の確保 県は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。</p> <p>④ 多様な情報収集・伝達システムの整備 県は、国の協力のもと、被災現場の状況を迅速に収集するため、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、収集された画像情報を配信するための通信網の整備を図るものとする。</p> <p>⑤ 災害時優先電話等の活用 県は、西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。（削除）</p> <p>⑥ 通信輻輳の防止 県は、所在市、関係周辺市町及び関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、総務省と事前の調整を実施するものとする。</p> <p>⑦ 非常用電源等の確保 県は、所在市、関係周辺市町及び関係機関と連携</p>	<p>無線の確保・活用を図るものとする。</p> <p>② 災害に強い伝送路の構築 県は、国と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。</p> <p>③ 機動性のある緊急通信手段の確保 県は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。</p> <p>④ 多様な情報収集・伝達システムの整備 県は、国の協力のもと、被災現場の状況を迅速に収集するため、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、収集され画像情報を配信するための通信網の整備を図るものとする。</p> <p>⑤ 災害時優先電話等の活用 県は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。</p> <p>⑥ 通信輻輳の防止 県は、所在市町村、関係周辺市町村及び関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、総務省と事前の調整を実施するものとする。</p> <p>⑦ 非常用電源等の確保 県は、所在市町村、関係周辺市町村及び関係機関</p>	<p>の確保・活用を図るものとする。</p> <p>② 災害に強い伝送路の構築 県は、国と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。</p> <p>③ 機動性のある緊急通信手段の確保 県は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。</p> <p>④ 多様な情報収集・伝達システムの整備 県は、国の協力のもと、被災現場の状況を迅速に収集するため、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、収集された画像情報を配信するための通信網の整備を図るものとする。</p> <p>⑤ 災害時優先電話等の活用 県は、西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。（削除）</p> <p>⑥ 通信輻輳の防止 県は、所在市、関係周辺市町及び関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、総務省と事前の調整を実施するものとする。</p> <p>⑦ 非常用電源等の確保 県は、所在市、関係周辺市町及び関係機関と連携</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。</p> <p>⑧保守点検の実施 県は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこと。</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備 県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。</p> <p>また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。</p> <p>1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備 (1) 県原子力災害警戒本部の設置準備体制 県は、特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）に至る可能性がある事故・故障又はこれに準ずる事故・故障（警戒事象）発生の通報を受けた場合、もしくは、原子力発電所における事故の影響が周辺地域に及ぶおそれがある旨、原子力事業者から通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、特定事象発生に備えて、県原子力災</p>	<p>と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性<u>及び浸水に対する対応を考慮して</u>設置等を図るものとする。</p> <p>【必要に応じて、移動電源車の派遣要請を記載するものとする。】</p> <p>⑧保守点検の実施 県は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこと。</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備 県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。</p> <p>また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。</p> <p><u>【原子力施設の異常事態の把握及び緊急事態応急対策の実施に関し、原子力事業者、国、地方公共団体がとることが想定される措置等については、原子力災害対策指針及び別添5を参照されたい。】</u></p> <p>1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備 (1) 警戒態勢をとるために必要な体制 県は、<u>警戒事象又は特定事象</u>発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。</p> <p>【警戒事象の内容は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第19条の17各号に掲げる事項等が該当するものと考えているが、必要に応</p>	<p>し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性<u>及び浸水に対する対応を考慮して</u>設置等を図るものとする。</p> <p>⑧保守点検の実施 県は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこと。</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備 県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。</p> <p>また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。</p> <p>1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備 (1) 県原子力災害警戒本部の設置準備体制 県は、<u>警戒事象</u>発生の通報を受けた場合、もしくは、原子力発電所における事故の影響が周辺地域に及ぶおそれがある旨、原子力事業者から通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、特定事象発生に備えて、県原子力災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の設置準備の体制についてあらかじめ定めておくものとする。</p>	<p>・マニュアル改訂の内容を反映</p> <p>・マニュアル改訂の内容を反映</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の設置準備の体制についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>(2) 県原子力災害警戒本部の体制 県は、特定事象発生 of 通報を受けた場合、知事を本部長とする警戒本部を迅速・的確に設置・運営するため、警戒本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制等についてあらかじめ定めておくものとする。県原子力災害現地警戒本部（以下「現地警戒本部」という。）についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。</p> <p>(3) 対策拠点施設における立ち上げ準備体制 県は、特定事象又は警戒事象発生 of 通報を受けた場合、直ちに国、所在市及び関係周辺市町と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を行えるよう、原子力災害現地対策本部の事務局機能班への参画等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。</p> <p>(4) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制 国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設において開催する際、これに県の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、対策拠点施設への派遣手段等を定めておくものとする。</p> <p>2 県原子力災害対策本部体制等の整備 県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、知事を本部長とする県原子力災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。ま</p>	<p>じ、安全協定等を踏まえて記載すること。なお、安全協定は県の判断等により改訂されるものである。マニュアル等の作成にあたり、対策拠点施設への職員の派遣等、国との連携が必要な事項については、原子力防災専門官と調整をするものとする。マニュアルを作成した場合、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用資機材の取り扱い等の習熟、職員間及び関係機関との連携について徹底を図るものとする。】</p> <p>(2) 対策拠点施設における立ち上げ準備体制 県は、警戒事象又は特定事象発生 of 通報を受けた場合、直ちに国、関係周辺都道府県、所在市町村及び関係周辺市町村と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害現地対策本部の事務局機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。</p> <p>(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制 国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設において開催する際、これに県の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、対策拠点施設への派遣手段等を定めておくものとする。</p> <p>2. 災害対策本部体制等の整備 県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、知事を本部長とする災害対策本部を設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。また、必要に応じて、現地災害対策本部に</p>	<p>(2) 県原子力災害警戒本部の体制 県は、特定事象発生 of 通報を受けた場合、知事を本部長とする警戒本部を迅速・的確に設置・運営するため、警戒本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制等についてあらかじめ定めておくものとする。県原子力災害現地警戒本部（以下「現地警戒本部」という。）についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。</p> <p>(3) 対策拠点施設における立ち上げ準備体制 県は、警戒事象又は特定事象発生 of 通報を受けた場合、直ちに国、所在市及び関係周辺市町と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害現地対策本部の事務局機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。</p> <p>(4) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制 国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設において開催する際、これに県の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、対策拠点施設への派遣手段等を定めておくものとする。</p> <p>2 県原子力災害対策本部体制等の整備 県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、知事を本部長とする県原子力災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。ま</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアル改訂の内容を反映</li> <li>・マニュアル改訂の内容を反映</li> <li>・マニュアル改訂の内容を反映</li> </ul>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>た、必要に応じて、県原子力災害現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。</p> <p>また、県は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。</p> <p>3. 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>県は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、所在市、関係周辺市町とともに原子力災害合同対</p>	<p>についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。</p> <p>また、県は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。</p> <p>【所在市町村、関係周辺市町村以外の市町村においても、必要に応じて、災害対策本部体制等を整備するものとする。</p> <p>① 災害対策本部及び現地災害対策本部等の設置場所</p> <p>原則として災害対策本部は県庁内又は対策拠点施設に、現地災害対策本部は対策拠点施設に設置するものとする。なお、県庁内に対策拠点施設がある場合は、災害対策本部が現地災害対策本部の性格を併せ持つことになる。</p> <p>② 職務権限</p> <p>本部長、本部員が参集するまでの措置、参集でない場合の専決代決規程その他について運営要領に定めておくこと。</p> <p>③ 参集配備体制</p> <p>参集配備体制については、原子力施設の立地状況、職員の役割・職階、原子力災害の特性、県職員の居住地等の事情を踏まえ定めること。】</p> <p>3. 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>県は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、関係周辺都道府県、所在市町村、関係周</p>	<p>た、必要に応じて、県原子力災害現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。</p> <p>また、県は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。</p> <p>3. 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>県は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、所在市、関係周辺市町とともに原子力災害合同対</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>策協議会を組織し、対策拠点施設に設置するものとする。同協議会は、国の現地災害対策本部、県、所在市及び関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全基盤機構、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、県は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。</p> <p>また、対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け国、県、所在市、関係周辺市町、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、県はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p> <p>4. 長期化に備えた動員体制の整備</p> <p>県は、国、所在市、関係周辺市町、関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。</p>	<p>辺市町村とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会は対策拠点施設に設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部、県、関係周辺都道府県、所在市町村及び関係周辺市町村のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全基盤機構、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、県は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。</p> <p>また、対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け国、県、関係周辺都道府県、所在市町村、関係周辺市町村、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、県はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p> <p>【あらかじめ知事の委任を受けられる事項が明確な場合は、定めておくものとする。 <u>原子力災害合同対策協議会は、原子力緊急事態解除宣言が発出された後も、原子力災害事後対策について相互に協力するための組織としてなお存続するものとされている。</u>】</p> <p>4. 長期化に備えた動員体制の整備</p> <p>県は、国、所在市町村、関係周辺市町村、関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。</p>	<p>策協議会を組織するものとする。なお、同協議会は対策拠点施設に設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部、県、所在市及び関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全基盤機構、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、県は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。</p> <p>また、対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け国、県、所在市、関係周辺市町、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、県はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p> <p>4. 長期化に備えた動員体制の整備</p> <p>県は、国、所在市、関係周辺市町、関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。</p>	<p>・マニュアル改訂の内容を反映</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>5. 防災関係機関相互の連携体制 県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、関係都道府県、所在市、関係周辺市町、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、第1章第7節の防災関係機関の事務又は業務の大綱に基づき、相互の連携体制の強化に努めるものとする。</p> <p>6 警察災害派遣隊 県警察は、警察庁及び他の都道府県警察と協力し警察災害派遣隊の受け入れ体制などの整備を図るものとする。</p> <p>7 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊 県は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。</p> <p>8. 自衛隊との連携体制 県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行うもの</p>	<p>る。</p> <p>5. 防災関係機関相互の連携体制 県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、関係周辺都道府県、所在市町村、関係周辺市町村、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。</p> <p>【所在市町村、関係周辺市町村以外の市町村においても、必要に応じて、防災関係機関相互の連携体制を図るものとする。】</p> <p>6. 警察災害派遣隊 県警察は、警察庁及び他の都道府県警察と協力し警察災害派遣隊の受け入れ体制などの整備を図るものとする。</p> <p>7. 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊 県は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。</p> <p>8. 自衛隊との連携体制 県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるようあらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行うもの</p>	<p>5. 防災関係機関相互の連携体制 県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、関係都道府県、所在市、関係周辺市町、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、第1章第7節の防災関係機関の事務又は業務の大綱に基づき、相互の連携体制の強化に努めるものとする。</p> <p>6 警察災害派遣隊 県警察は、警察庁及び他の都道府県警察と協力し警察災害派遣隊の受け入れ体制などの整備を図るものとする。</p> <p>7 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊 県は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。</p> <p>8. 自衛隊との連携体制 県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行うもの</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考						
	<p>とする。</p> <p>9 緊急被ばく医療チーム派遣要請体制 県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、放射線障害専門病院等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>10 広域的な応援協力体制の拡充・強化 県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図るものとする。</p> <p>また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>なお、都道府県間における広域応援協定の締結状況は次表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="261 1654 884 1791"> <tr> <td>名称</td> <td>締結年月日</td> <td>構成都道府県等</td> </tr> </table>	名称	締結年月日	構成都道府県等	<p>とする。</p> <p>9. 緊急被ばく医療チーム派遣要請体制 県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、放射線障害専門病院等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>10. 広域的な応援協力体制の拡充・強化 県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図るものとする。</p> <p>【応援協定の締結については、近隣の都道府県に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県との間の協定締結についても考慮する。】</p> <p>また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>なお、広域応援協定等の締結状況は別表のとおりである。</p> <p>別表・・・・・・・・略</p>	<p>とする。</p> <p>9 緊急被ばく医療チーム派遣要請体制 県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、放射線障害専門病院等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>10 広域的な応援協力体制の拡充・強化 県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図るものとする。</p> <p>また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>なお、都道府県間における広域応援協定の締結状況は次表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1567 1654 2190 1791"> <tr> <td>名称</td> <td>締結年月日</td> <td>構成都道府県等</td> </tr> </table>	名称	締結年月日	構成都道府県等	
名称	締結年月日	構成都道府県等								
名称	締結年月日	構成都道府県等								

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

旧			地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新			備考
災害応援に関する協定 （中部圏9県1市）	平成7年 11月14日	富山県、石川県、 福井県、長野県、 岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県、 滋賀県、名古屋市	【原子力事業者との緊急時における協力の内容等については、原子力事業者防災業務計画で定めておくものとするが、その他必要な事項がある場合には、協定等を締結しておくものとする。】	災害応援に関する協定 （中部圏9県1市）	平成7年 11月14日	富山県、石川県、 福井県、長野県、 岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県、 滋賀県、名古屋市	
震災時等の相互応援に関する協定（関東地方知事会）	平成8年 6月13日	東京都、茨城県、 栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、 神奈川県、山梨県、 静岡県、長野県		震災時等の相互応援に関する協定（関東地方知事会）	平成8年 6月13日	東京都、茨城県、 栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、 神奈川県、山梨県、 静岡県、長野県	
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	平成8年7 月18日	全都道府県		全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	平成8年7 月18日	全都道府県	
原子力災害時の相互応援に関する協定	平成13年 1月31日	北海道、青森県、 宮城県、福島県、 茨城県、新潟県、 石川県、福井県、 静岡県、京都府、 島根県、愛媛県、 佐賀県、鹿児島県		原子力災害時の相互応援に関する協定	平成13年 1月31日	北海道、青森県、 宮城県、福島県、 茨城県、新潟県、 石川県、福井県、 静岡県、京都府、 島根県、愛媛県、 佐賀県、鹿児島県	
<p>11 対策拠点施設</p> <p>(1) 県は、原災法第12条の規定により、対策拠点施設の指定又は変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 県は、対策拠点施設を地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。</p> <p>(3) 県及び国は相互に連携して、対策拠点施設に非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進するものとする。</p>			<p>11. 対策拠点施設</p> <p>(1) 県は、原災法第12条の規定により、対策拠点施設の指定又は変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 県は、対策拠点施設を地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。</p> <p>(3) 県及び国は相互に連携して、対策拠点施設に非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進するものとする。</p> <p>【国が維持管理を行う部分とは、原子力防災専門</p>	<p>11 対策拠点施設</p> <p>(1) 県は、原災法第12条の規定により、対策拠点施設の指定又は変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 県は、対策拠点施設を地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。</p> <p>(3) 県及び国は相互に連携して、対策拠点施設に非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進するものとする。</p>			

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>(4) 県及び国は、相互に連携して、過酷事故においても継続的に活動することのできる対策拠点施設の施設、設備、防護資機材、資料等について適切に整備、維持・管理を行うものとする。</p> <p>(5) 対策拠点施設からの移転・立上げ体制を確保するとともに、搬送資機材の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>12 モニタリング体制等</p> <p>緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）については、原子力規制委員会の統括の下、原子力規制委員会、文部科学省等関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等が実施するものとされている。また、上記以外の関係省庁（海上保安庁等）はその支援を行うものとされている。</p> <p>県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援のもと、平常時より環境放射線モニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）を適切に実施する。また、県は、国及び原子力事業者と連携し、緊急時モニタリング計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等、緊急時モニタリング実施体制を整備するものとする。</p> <p>(1) 緊急時モニタリング計画の策定</p> <p>県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、緊急時モニタリング計画を策定す</p>	<p>官事務室、合同対策協議会等に係る施設、設備、備品及び資料等である。】</p> <p>(4) 県及び国は、相互に連携して、過酷事故においても継続的に活動することのできる対策拠点施設の施設、設備、防護資機材、資料等について適切に整備、維持・管理を行うものとする。</p> <p>(5) 対策拠点施設からの移転・立上げ体制を確保するとともに、搬送資機材の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>12. モニタリング体制等</p> <p><b>緊急時モニタリング</b>については、原子力規制委員会の統括の下、原子力規制委員会、文部科学省等関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等が実施するものとされている。また、上記以外の関係省庁（海上保安庁等）はその支援を行うものとされている。</p> <p>県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援のもと、平常時より環境放射線モニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）を適切に実施する。また、県は、国及び原子力事業者と連携し、緊急時モニタリング計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等、緊急時モニタリング実施体制を整備するものとする。</p> <p>【「緊急時モニタリング」とは、放射性物質あるいは放射線の異常な放出又はそのおそれのある場合に周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得るために特別に計画された環境モニタリングをいう。】</p> <p>(1) 緊急時モニタリング計画の策定</p> <p>県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、緊急時モニタリング計画を策定す</p>	<p>(4) 県及び国は、相互に連携して、過酷事故においても継続的に活動することのできる対策拠点施設の施設、設備、防護資機材、資料等について適切に整備、維持・管理を行うものとする。</p> <p>(5) 対策拠点施設からの移転・立上げ体制を確保するとともに、搬送資機材の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>12 モニタリング体制等</p> <p><b>緊急時モニタリング</b>については、原子力規制委員会の統括の下、原子力規制委員会、文部科学省等関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等が実施するものとされている。また、上記以外の関係省庁（海上保安庁等）はその支援を行うものとされている。</p> <p>県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援のもと、平常時より環境放射線モニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）を適切に実施する。また、県は、国及び原子力事業者と連携し、緊急時モニタリング計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等、緊急時モニタリング実施体制を整備するものとする。</p> <p>(1) 緊急時モニタリング計画の策定</p> <p>県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、緊急時モニタリング計画を策定す</p>	<p>・マニュアル改訂の内容を反映</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>るものとする。</p> <p>なお、食品のモニタリングについては、緊急時モニタリング計画を策定する際、原子力災害対策指針及び関係省庁が定めるマニュアルを主たる根拠とするものとする。</p> <p>また、県は、緊急時モニタリング計画を踏まえ、緊急時環境放射線モニタリング実施要領を策定するものとする。</p> <p>(2) モニタリング設備・機器等の整備・維持 県は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングステーション、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器、携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。</p> <p>(3) モニタリング要員の確保 県は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>(4) 緊急時モニタリングの体制及び役割 県は、モニタリング実施組織及びそれぞれの役割等を、緊急時環境放射線モニタリング実施要領において定めておくものとする。</p> <p>(5) 関係機関との協力による広域モニタリング体</p>	<p>るものとする。</p> <p>なお、食品のモニタリングについては、緊急時モニタリング計画を策定する際、原子力災害対策指針及び関係省庁が定めるマニュアルを主たる根拠とするものとする。</p> <p>【有効な情報が適時に提供されるよう、モニタリングの計画段階において、評価、分析のニーズを把握した上で、モニタリング結果の利用の道筋を明確にしておくこと。】</p> <p>(2) モニタリング設備・機器等の整備・維持 県は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器、携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。</p> <p>環境放射線モニタリング設備、機器類の配備状況・・・略 〃 の整備計画・・・略</p> <p>【設備の整備に当たっては、地震等の自然災害への頑健性に配慮すること。通信機能を備えた可搬式の無人モニタリングポストを複数箇所に追加配置できるよう準備しておくこと。】</p> <p>(3) 緊急時モニタリング要員の確保 県は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>(4) 緊急時モニタリングの体制及び役割 県は、モニタリングセンターとその指揮下のモニタリングチームで構成するモニタリング実施組織及びセンター長、チームの役割等を定めておくものとする。</p> <p>モニタリング組織、役割・・・略</p> <p>(5) 関係機関との協力による広域モニタリング</p>	<p>るものとする。</p> <p>なお、食品のモニタリングについては、緊急時モニタリング計画を策定する際、原子力災害対策指針及び関係省庁が定めるマニュアルを主たる根拠とするものとする。</p> <p>また、県は、緊急時モニタリング計画を踏まえ、緊急時環境放射線モニタリング実施要領を策定するものとする。</p> <p>(2) モニタリング設備・機器等の整備・維持 県は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングステーション、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器、携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。</p> <p>(3) モニタリング要員の確保 県は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>(4) 緊急時モニタリングの体制及び役割 県は、モニタリング実施組織及びそれぞれの役割等を、緊急時環境放射線モニタリング実施要領において定めておくものとする。</p> <p>(5) 関係機関との協力による広域モニタリング体</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>制の整備 県は、緊急時モニタリング計画で整理されたモニタリング関係機関と平常時より緊密な連携を図るものとする。</p> <p>県は、国、指定公共機関及び原子力事業者から派遣される緊急時モニタリング要員等の受け入れ体制について整備するとともに、原子力規制委員会の統括の下、指定行政機関、指定公共機関、原子力事業者等と連携し、広域にわたるモニタリングを機動的に展開することのできる体制を整備するものとする。</p> <p>(6) 緊急時予測システム 県は、国、指定公共機関、原子力事業者と連携し、平常時から緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDIネットワークシステム」という。）と、環境放射線テレメータシステムとを接続するなど情報伝達のネットワークの整備・維持に努めるものとする。</p> <p>(7) 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備 県は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移手段の確保等、公衆の被ばく線量評価体制を整備するものとする。</p> <p>13 専門家の派遣要請手続き</p>	<p>体制の整備 県は、緊急時モニタリング計画で整理されたモニタリング関係機関と平常時より緊密な連携を図るものとする。</p> <p>県は、国、指定公共機関及び原子力事業者から派遣される緊急時モニタリング要員等の受け入れ体制について整備するとともに、原子力規制委員会の統括の下、指定行政機関、指定公共機関、原子力事業者等と連携し、広域にわたるモニタリングを機動的に展開することのできる体制を整備するものとする。</p> <p>【緊急時において、放射性物質及び放射線による影響の早期把握に必要な気象予報情報を迅速に受けるため、〇〇地方気象台と緊密な連携体制を整備すること。】</p> <p>(6) 緊急時予測システム 県は、国、指定公共機関、原子力事業者と連携し、<u>気象予測や放射性物質の大気中拡散予測</u>（緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDIネットワークシステム」という。）等）に係る機器の整備を図ることとする。<u>また、県は、防護措置の実施に関する区域や時期等の条件の設定において考慮すべき地域の気象（風向・風速・降雨量等）や大気中拡散予測の特性を事前に整理しておく。</u></p> <p>(7) 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備 県は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移手段の確保等、公衆の被ばく線量評価体制を整備するものとする。</p> <p>13. 専門家の派遣要請手続き</p>	<p>制の整備 県は、緊急時モニタリング計画で整理されたモニタリング関係機関と平常時より緊密な連携を図るものとする。</p> <p>県は、国、指定公共機関及び原子力事業者から派遣される緊急時モニタリング要員等の受け入れ体制について整備するとともに、原子力規制委員会の統括の下、指定行政機関、指定公共機関、原子力事業者等と連携し、広域にわたるモニタリングを機動的に展開することのできる体制を整備するものとする。</p> <p>(6) 緊急時予測システム 県は、国、指定公共機関、原子力事業者と連携し、<u>気象予測や放射性物質の大気中拡散予測</u>（緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDIネットワークシステム」という。）等）に係る機器の整備を図ることとする。<u>また、県は、防護措置の実施に関する区域や時期等の条件の設定において考慮すべき地域の気象（風向・風速・降雨量等）や大気中拡散予測の特性を事前に整理しておく。</u></p> <p>(7) 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備 県は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移手段の確保等、公衆の被ばく線量評価体制を整備するものとする。</p> <p>13 専門家の派遣要請手続き</p>	<p>・マニュアル改訂の内容を反映</p> <p>・マニュアル改訂の内容を反映</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>県は、特定事象又は警戒事象発生のお知らせを受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>14 複合災害に備えた体制の整備 県は国と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。 また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。</p> <p>15 人材及び防災資機材の確保等に係る連携 県は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、市町及び原子力事業者と相互の連</p>	<p>県は、原子力事業者より特定事象又は警戒事象発生のお知らせを受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>【原災法第10条第2項の規定による。手続きについては、原災法施行令第5条の規定による。】</p> <p><u>14. 放射性物質による環境汚染への対処のための整備</u> <u>県は、国、市町村、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。</u></p> <p><u>15. 複合災害に備えた体制の整備</u> 県は国と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。 また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。</p> <p><u>16. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携</u> 県は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、市町村及び原子力事業者と互の連</p>	<p>県は、特定事象又は警戒事象発生のお知らせを受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。</p> <p><u>14. 放射性物質による環境汚染への対処のための整備</u> <u>県は、国、市町、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。</u></p> <p><u>15 複合災害に備えた体制の整備</u> 県は国と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。 また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。</p> <p><u>16 人材及び防災資機材の確保等に係る連携</u> 県は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、市町及び原子力事業者と相互の連</p>	<p>・マニュアル改訂の内容を反映</p> <p>・マニュアル改訂に伴う項番号の見直し</p> <p>・マニュアル改訂に伴う項番号の見直し</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>携を図るものとする。</p> <p>第8節 避難収容活動体制の整備 1 避難計画の作成</p> <p>県は、所在市及び関係周辺市町等に対し、国、関係機関及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の作成について支援するものとする。</p> <p>県は、原子力災害対策指針に基づき、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）の避難を迅速に行うための避難計画をあらかじめ作成し、原子力緊急事態宣言発出時には直ちに避難可能な体制を構築するものとする。</p> <p>緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）の避難については、PAZの住民避難が先行して行われるため、その円滑な避難が実施できるよう配慮しながら、必要に応じUPZを含む市町のUPZ外の区域も含め、原子力災害対策指針に基づく広域避難計画を策定するものとする。</p> <p>なお、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。個別の県及び市町の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。</p> <p>また、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。</p>	<p>携を図るものとする。</p> <p>第8節 避難収容活動体制の整備 1. 避難計画の作成</p> <p>県は、所在市町村及び関係周辺市町村等に対し、国、関係機関及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の作成について支援するものとする。</p> <p>【原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域（PAZ）を含む県】</p> <p>原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、原子力緊急事態宣言発出時には直ちに<u>PAZ圏内の住民等の避難が可能な体制を構築するものとする。</u></p> <p>【原子力災害対策指針に基づく緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）を含む県】</p> <p>原子力災害対策指針に<u>基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定するものとする。</u></p> <p>【共通】</p> <p>避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。なお、個別の県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。</p> <p>なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。</p> <p><u>【避難は、その実施状況等により、以下の2つの類型に分類される。</u></p> <p><u>・避難(evacuation)：空間放射線量率等が高い又</u></p>	<p>携を図るものとする。</p> <p>第8節 避難収容活動体制の整備 1 避難計画の作成</p> <p>県は、所在市及び関係周辺市町等に対し、国、関係機関及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の作成について支援するものとする。</p> <p>県は、原子力災害対策指針に基づき、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）の避難を迅速に行うための避難計画をあらかじめ作成し、原子力緊急事態宣言発出時には直ちに<u>PAZ圏内の住民等の避難が可能な体制を構築するものとする。</u></p> <p>緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）の避難については、原子力災害対策指針に<u>基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、</u>広域避難計画を策定するものとする</p> <p>なお、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。個別の県及び市町の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。</p> <p>また、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。</p>	<p>・マニュアル改訂の内容を反映</p> <p>・マニュアル改訂の内容を反映</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>2 避難所等の整備</p> <p>(1) 避難所等の整備</p> <p>県は、所在市及び関係周辺市町等に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難所等としてあらかじめ指定するよう助言するものとする。</p> <p>また、県は避難場所指定の助言に当っては、風向等の気象条件により避難場所が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、災害時要援護者に十分配慮する。また、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。</p> <p>なお、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。</p> <p>(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備</p>	<p><u>は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施する防護措置</u></p> <p><u>・一時移転(temporary relocation)：緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置</u></p> <p><u>UPZにおける避難計画の作成支援においては、OILの値に基づく避難方法（evacuation か temporary relocation か）の選択手続き及びそれぞれの避難方法に基づく具体的な実施措置内容について支援するものとする。】</u></p> <p>2. 避難所等の整備</p> <p>(1) 避難所等の整備</p> <p>県は、所在市町村及び関係周辺市町村等に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、避難やスクリーニング等場所をその管理者の同意を得て避難所等としてあらかじめ指定するよう助言するものとする。</p> <p>また、県は避難場所の指定に当っては、風向等の気象条件により避難場所が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、災害時要援護者に十分配慮する。また、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。</p> <p>なお、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。</p> <p>【これらの設備は、原子力災害ためだけのものではなく、その他災害のためのものと兼用する形でよい。】</p> <p>(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備</p>	<p>2 避難所等の整備</p> <p>(1) 避難所等の整備</p> <p>県は、所在市及び関係周辺市町等に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難所等としてあらかじめ指定するよう助言するものとする。</p> <p>また、県は避難場所指定の助言に当っては、風向等の気象条件により避難場所が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、災害時要援護者に十分配慮する。また、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。</p> <p>なお、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。</p> <p>(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>県は、所在市及び関係周辺市町等に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言するものとする。また、県は、所在市及び関係周辺市町等と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。</p> <p>(3) コンクリート屋内退避体制の整備 県は、所在市及び関係周辺市町に対しコンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備について助言するものとする。</p> <p>(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結 県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(5) 応急仮設住宅等の整備 県は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。</p> <p>(6) 救助に関する施設等の整備 県は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めるものとする。</p> <p>(7) 被災者支援の仕組みの整備 県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p> <p>(8) 避難場所における設備等の整備</p>	<p>県は、所在市町村及び関係周辺市町村等に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言するものとする。また、県は、所在市町村及び関係周辺市町村等と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。</p> <p>(3) コンクリート屋内退避体制の整備 県は、所在市町村及び関係周辺市町村に対しコンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備について助言するものとする。</p> <p>(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結 県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(5) 応急仮設住宅等の整備 県は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。</p> <p>(6) 救助に関する施設等の整備 県は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めるものとする。</p> <p>(7) 被災者支援の仕組みの整備 県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p> <p>(8) 避難場所における設備等の整備</p>	<p>県は、所在市及び関係周辺市町等に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言するものとする。また、県は、所在市及び関係周辺市町等と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。</p> <p>(3) コンクリート屋内退避体制の整備 県は、所在市及び関係周辺市町に対しコンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備について助言するものとする。</p> <p>(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結 県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(5) 応急仮設住宅等の整備 県は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。</p> <p>(6) 救助に関する施設等の整備 県は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めるものとする。</p> <p>(7) 被災者支援の仕組みの整備 県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p> <p>(8) 避難場所における設備等の整備</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>県は、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。</p> <p>(9) 物資の備蓄に係る整備</p> <p>県は、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難場所として指定された学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>3 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備</p> <p>(1) 県は、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦など、災害時要援護者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。</p> <p>①災害時要援護者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。</p> <p>②災害時要援護者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、所在市、関係周辺市町及び関係機関等に対し、情報伝達体制の整</p>	<p>県は、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど<b>傷病者、入院患者</b>、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者<b>等</b>にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。</p> <p>(9) 物資の備蓄に係る整備</p> <p>県は、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難場所として指定された学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>3. 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備</p> <p>(1) 県は、<b>傷病者、入院患者</b>、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など、災害時要援護者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。</p> <p>①災害時要援護者<b>等</b>及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者<b>等</b>に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。</p> <p>②災害時要援護者<b>等</b>及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、所在市町村、関係周辺市町村及び関係機関等に対し、情報伝達</p>	<p>県は、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど<b>傷病者、入院患者</b>、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者<b>等</b>にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。</p> <p>(9) 物資の備蓄に係る整備</p> <p>県は、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難場所として指定された学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>3 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備</p> <p>(1) 県は、<b>傷病者、入院患者</b>、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦など、災害時要援護者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。</p> <p>①災害時要援護者<b>等</b>及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者<b>等</b>に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。</p> <p>②災害時要援護者<b>等</b>及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、所在市、関係周辺市町及び関係機関等に対し、情報伝達体制の</p>	<p>・マニュアル改訂の内容を反映</p> <p>・マニュアル改訂の内容を反映</p> <p>・マニュアル改訂の内容を反映</p> <p>・マニュアル改訂の内容を反映</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>備を支援するものとする。</p> <p>③避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。</p> <p>④必要に応じて所在市及び関係周辺市町に対し、避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の災害時要援護者及び一時滞在者の受入れ体制の整備を支援するものとする。</p> <p>⑤所在市及び関係周辺市町に対し、災害時要援護者避難支援計画等を整備することを助言するものとする。</p> <p>(2) 病院等医療機関の管理者は、県、所在市及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。また、県は、国の協力のもと病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>(3) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県、所在市及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。また、県は、社会福祉施設に対し、あらかじめ、</p>	<p>体制の整備を支援するものとする。</p> <p>③避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。</p> <p>④必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入れ体制の整備を支援するものとする。</p> <p>⑤市町村に対し、災害時要援護者等避難支援計画等を整備することを助言するものとする。 【災害時要援護者の避難支援ガイドライン及び福祉避難所設置・運営に関するガイドラインを参考とする。】</p> <p>(2) 病院等医療機関の管理者は、県、所在市町村及び関係周辺市町村と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。また、県は、国の協力のもと病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとする。 <u>【県は、病院等医療機関による患者の移送に関し、必要と想定される支援内容等について、あらかじめ病院等医療機関の管理者と協議しておくこと。】</u></p> <p>(3) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県、所在市町村及び関係周辺市町村と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。また、県は、社会福祉施設に対し、あらかじめ、</p>	<p>整備を支援するものとする。</p> <p>③避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。</p> <p>④必要に応じて所在市及び関係周辺市町に対し、避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の災害時要援護者及び一時滞在者の受入れ体制の整備を支援するものとする。</p> <p>⑤所在市及び関係周辺市町に対し、災害時要援護者等避難支援計画等を整備することを助言するものとする。</p> <p>(2) 病院等医療機関の管理者は、県、所在市及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。また、県は、国の協力のもと病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>(3) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県、所在市及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。また、県は、社会福祉施設に対し、あらかじめ、</p>	<p>・マニュアル改訂の内容を反映</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p>4 学校等施設における避難計画の整備 学校等施設（保育所を含む）の管理者は、県、所在市及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。 また、県は所在市及び関係周辺市町と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p>5 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備 地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県、所在市及び関係周辺市町と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱</p>	<p>その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>【県は、社会福祉施設による入所者等の移送に関し、必要と想定される支援内容等について、あらかじめ社会福祉施設の管理者と協議しておくこと。】</u></p> <p>4 学校等施設における避難計画の整備 学校等施設の管理者は、県、所在市町村及び関係周辺市町村と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。 また、県は市町村と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p><u>【県は、学校等施設による生徒等の移送に関し、必要と想定される支援内容等について、あらかじめ学校等施設の管理者と協議しておくこと。】</u></p> <p>5 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備 地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県、所在市町村及び関係周辺市町村と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよ</p>	<p>その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p>4 学校等施設における避難計画の整備 学校等施設（保育所を含む）の管理者は、県、所在市及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。 また、県は所在市及び関係周辺市町と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p>5 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備 地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県、所在市及び関係周辺市町と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。</p> <p>6 住民等の避難状況の確認体制の整備 県は、所在市及び関係周辺市町等が避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう所在市及び関係周辺市町等に対し助言するものとする。</p> <p>7 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備 県は国と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。</p> <p>8 警戒区域を設定する場合の計画の策定 県は、市町が警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を支援するものとする。</p> <p>9 避難場所・避難方法等の周知 県は、所在市及び関係周辺市町等に対し、避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。 避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を所在市、関係周辺市町、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者と連携の上、特定事象及び警戒事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p>	<p>う努めるものとする。</p> <p>6. 住民等の避難状況の確認体制の整備 県は、所在市町村及び関係周辺市町村等が避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう所在市町村及び関係周辺市町村等に対し助言するものとする。</p> <p>7. 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備 県は国と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。</p> <p>8. 警戒区域を設定する場合の計画の策定 県は、市町村が警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を支援するものとする。</p> <p>9. 避難場所・避難方法等の周知 県は、所在市町村及び関係周辺市町村等に対し、避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。 避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を所在市町村、関係周辺市町村、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、所在市町村、関係周辺市町村及び原子力事業者と連携のうえ、警戒事象及び<b>特定事象</b>発生後の経過に応じて周辺住民に提供す</p>	<p>にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。</p> <p>6 住民等の避難状況の確認体制の整備 県は、所在市及び関係周辺市町等が避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう所在市及び関係周辺市町等に対し助言するものとする。</p> <p>7 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備 県は国と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。</p> <p>8 警戒区域を設定する場合の計画の策定 県は、市町が警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を支援するものとする。</p> <p>9 避難場所・避難方法等の周知 県は、所在市及び関係周辺市町等に対し、避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。 避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を所在市、関係周辺市町、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者と連携の上、警戒事象及び<b>特定事象</b>発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p>	<p>・マニュアル改訂の内容を反映</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p>1. 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備</p> <p>県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>2. 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保</p> <p>県は、所在市及び関係周辺市町に対し、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。</p> <p>第10節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1 専門家の移送体制の整備</p> <p>県は、国及び関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>2 緊急輸送路の確保体制等の整備</p> <p>(1) 県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検するものとする。また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(2) 県は、県の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるも</p>	<p>べき情報について整理しておくものとする。</p> <p>第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p>1. 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備</p> <p>県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>2. 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保</p> <p>県は、所在市町村及び関係周辺市町村に対し、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。</p> <p>第10節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1. 専門家の移送体制の整備</p> <p>県は、国及び関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>2. 緊急輸送路の確保体制等の整備</p> <p>(1) 県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検し、<b>緊急時における輸送機能の確保を図る</b>ものとする。また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(2) 県は、県の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努める</p>	<p>第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p>1. 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備</p> <p>県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>2. 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保</p> <p>県は、所在市及び関係周辺市町に対し、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。</p> <p>第10節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1 専門家の移送体制の整備</p> <p>県は、国及び関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>2 緊急輸送路の確保体制等の整備</p> <p>(1) 県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検し、<b>緊急時における輸送機能の確保を図る</b>ものとする。また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(2) 県は、県の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるも</p>	<p>・マニュアル改訂の内容を反映</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>のとする。また、県警察は、緊急時の交通規制を円滑に行うため、応援協定を締結している県警備業協会との連絡体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 県警察は、警察庁と協力し、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図るものとする。</p> <p>(4) 県警察は、警察庁と協力し、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(5) 県及び県警察は、国並びに市町の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。</p> <p>(6) 県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄するよう努めるものとする。</p> <p>(7) 県は国と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。</p> <p>(8) 県は国と連携し、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準</p>	<p>ものとする。また、県警察は、緊急時の交通規制を円滑に行うため、必要に応じ警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。</p> <p>(3) 県警察は、警察庁と協力し、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図るものとする。</p> <p>(4) 県警察は、警察庁と協力し、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(5) 県及び県警察は、国、所在市町村及び関係周辺市町村の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。</p> <p>(6) 県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄するよう努めるものとする。</p> <p>(7) 県は国と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。</p> <p>(8) 県は国と連携し、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準</p>	<p>のとする。また、県警察は、緊急時の交通規制を円滑に行うため、応援協定を締結している県警備業協会との連絡体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 県警察は、警察庁と協力し、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図るものとする。</p> <p>(4) 県警察は、警察庁と協力し、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(5) 県及び県警察は、国並びに市町の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。</p> <p>(6) 県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄するよう努めるものとする。</p> <p>(7) 県は国と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。</p> <p>(8) 県は国と連携し、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p> <p>(9) 県は国と連携し、災害時の協力協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。</p> <p>第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</p> <p>1 救助・救急活動用資機材の整備</p> <p>県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、所在市及び関係周辺市町と協力し、必要な資機材の整備に努めるとともに、所在市及び関係周辺市町に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言するものとする。</p> <p>2 救助・救急機能の強化</p> <p>県は国と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</p> <p>3 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備</p> <p>(1) 県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。なお、安定ヨ</p>	<p>準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p> <p>(9) 県は国と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。</p> <p>第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</p> <p>1. 救助・救急活動用資機材の整備</p> <p>県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、所在市町村及び関係周辺市町村と協力し、必要な資機材の整備に努めるとともに、所在市町村及び関係周辺市町村に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言するものとする。</p> <p><b>【「必要な資機材」には、汚染地域で活動する防災業務関係者等の救急活動を実施するための者の防護装備が含まれる。】</b></p> <p>2. 救助・救急機能の強化</p> <p>県は国と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</p> <p>3. 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備</p> <p>(1) 県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。なお、安定ヨ</p>	<p>化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p> <p>(9) 県は国と連携し、災害時の協力協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。</p> <p>第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</p> <p>1 救助・救急活動用資機材の整備</p> <p>県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、所在市及び関係周辺市町と協力し、必要な資機材の整備に努めるとともに、所在市及び関係周辺市町に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言するものとする。</p> <p>2 救助・救急機能の強化</p> <p>県は国と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</p> <p>3 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備</p> <p>(1) 県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。なお、安定ヨ</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>ウ素剤については、適時・適切な配布・服用を行うための平常時の配備や、緊急時の手順や体制を整備しておくものとする。</p> <p>(2) 県は、国と協力し、緊急被ばく医療体制の構築、緊急被ばく医療派遣体制及び受入れ体制の整備・維持を行うものとする。また、緊急被ばく医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。</p> <p>(3) 県は、国と協力し、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する初期及び二次被ばく医療機関における広域的な被ばく医療体制を構築するとともに、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とする。</p> <p>(4) 県は、緊急被ばく医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な緊急被ばく医療が行われるよう関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。</p>	<p>ヨウ素剤については、適時・適切な配布・服用を行うための平常時の配備や、緊急時の<u>手順、体制の整備が必要であるが、当面は、県における備蓄と緊急時における配布手順などを明確に</u>しておくものとする。</p> <p>【医療活動用資機材等の整備にあたっては、従事要員及び維持・管理体制を考慮のうえ、関係医療機関と十分協議し整備計画を定めること。 <u>PAZ内の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布に関する事項等については、原子力規制委員会での検討結果が原子力災害対策指針に記された段階で、マニュアル本文に記載を行うこととする。</u>】</p> <p>(2) 県は、国と協力し、緊急被ばく医療体制の構築、緊急被ばく医療派遣体制及び受入れ体制の整備・維持を行うものとする。また、緊急被ばく医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。</p> <p>【緊急被ばく医療体制の整備については、原子力災害対策指針を参考とし、<u>被ばく医療の実施体制、医療機関の体制等について</u>具体的に作成するものとする。医療機関については市立病院、県立病院等、地域の実情に応じて具体的に記述するものとする。】</p> <p>(3) 県は、国と協力し、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する初期及び二次被ばく医療機関における広域的な被ばく医療体制を構築するとともに、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とする。</p> <p>(4) 県は、緊急被ばく医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な緊急被ばく医療が行われるよう関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。</p>	<p>ウ素剤については、適時・適切な配布・服用を行うための平常時の配備や、緊急時の<u>手順、体制の整備が必要であるが、当面は、県における備蓄と緊急時における配布手順などを明確に</u>しておくものとする。</p> <p>(2) 県は、国と協力し、緊急被ばく医療体制の構築、緊急被ばく医療派遣体制及び受入れ体制の整備・維持を行うものとする。また、緊急被ばく医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。</p> <p>(3) 県は、国と協力し、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する初期及び二次被ばく医療機関における広域的な被ばく医療体制を構築するとともに、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とする。</p> <p>(4) 県は、緊急被ばく医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な緊急被ばく医療が行われるよう関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。</p>	<p>・マニュアル改訂の内容を反映</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>4 消火活動用資機材等の整備</p> <p>県は、平常時から所在市、関係周辺市町及び関係消防機関、原子力事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に助言するものとする。</p> <p>5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備</p> <p>(1) 県は、国、所在市及び関係周辺市町と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。</p> <p>(2) 県は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>6 物資の調達、供給活動</p> <p>(1) 県は、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 県は、国、所在市、関係周辺市町と連携の上、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあ</p>	<p>4. 消火活動用資機材等の整備</p> <p>県は、平常時から所在市町村及び関係周辺市町村、原子力事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に助言するものとする。</p> <p>5. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備</p> <p>(1) 県は、国、所在市町村及び関係周辺市町村と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。</p> <p>(2) 県は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、所在市町村、関係周辺市町村及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>6. 物資の調達、供給活動</p> <p>(1) 県は、国、所在市町村、関係周辺市町村及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 県は、国、所在市町村、関係周辺市町村と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行</p>	<p>4 消火活動用資機材等の整備</p> <p>県は、平常時から所在市、関係周辺市町及び関係消防機関、原子力事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に助言するものとする。</p> <p>5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備</p> <p>(1) 県は、国、所在市及び関係周辺市町と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。</p> <p>(2) 県は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>6 物資の調達、供給活動</p> <p>(1) 県は、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 県は、国、所在市、関係周辺市町と連携の上、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあ</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>らかじめ体制を整備するものとする。</p> <p>(3) 国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとされている。</p> <p>県は、災害の規模等に鑑み、所在市、関係周辺市町等が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。</p> <p>7 大規模・特殊災害における救助隊の整備 県は国、市町と連携し、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。</p> <p>第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備 (1) 県は、国、所在市及び関係周辺市町と連携し、特定事象又は警戒事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。</p> <p>(2) 県は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者の危険回</p>	<p>われるようあらかじめ体制を整備するものとする。</p> <p>(3) 国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとされている。</p> <p>県は、災害の規模等に鑑み、所在市町村、関係周辺市町村等が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。</p> <p>7. 大規模・特殊災害における救助隊の整備 県は国と連携し、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。</p> <p>第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備 (1) 県は、国、所在市町村、関係周辺市町村と連携し、警戒事象又は<b>特定事象</b>発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた<b>分かりやすく正確で</b>具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。</p> <p>【所在市町村、関係周辺市町村以外の市町村においても、必要に応じて住民等への的確な情報伝達体制の整備を図るものとする。 情報伝達の際の役割等の明確化には、責任の明確化も含むものとする。】</p> <p>(2) 県は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を</p>	<p>らかじめ体制を整備するものとする。</p> <p>(3) 国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとされている。</p> <p>県は、災害の規模等に鑑み、所在市、関係周辺市町等が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。</p> <p>7 大規模・特殊災害における救助隊の整備 県は国、市町と連携し、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。</p> <p>第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備 (1) 県は、国、所在市及び関係周辺市町と連携し、警戒事象又は<b>特定事象</b>発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた<b>分かりやすく正確で</b>具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。</p> <p>(2) 県は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者の危険回</p>	<p>・マニュアル改訂の内容を反映</p> <p>・マニュアル改訂の内容を反映</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>避のための情報を含め、的確かつわかりやすい情報を常に伝達できるよう、その体制及び県防災行政無線、広報車等の施設、装備の整備を図るものとする。</p> <p>(3) 県は、国、所在市及び関係周辺市町と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。</p> <p>(4) 県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び所在市及び関係周辺市町と連携し、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(5) 県は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティー放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用</p>	<p>常に伝達できるよう、体制及び県防災行政無線、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。</p> <p>(3) 県は、国、所在市町村及び関係周辺市町村と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。</p> <p>(4) 県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び市町村と連携し、<u>傷病者、入院患者</u>、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>【原子力災害の特殊性に鑑み、原子力施設等の周辺の住民等が、緊急時に混乱と動揺を起こすことなく、災害対策本部の指示に従って秩序ある行動をとれるように、報道機関の協力も得ながら普段から原子力防災に関する知識の普及及び啓発を行う必要がある。その内容は、住民等が理解しやすく具体的に定めるものとし、かつパンフレット、ビデオ、スライド、ホームページ（インターネット）等の多様性を持たせるとともに訴求効果の高い普及・啓発手段の活用に意を払うことが望ましい。また、視聴覚や言語等の理解能力に困難さを有する災害時要援護者等<sup>等</sup>に対しては、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、災害時要援護者等<sup>等</sup>に配慮した普及・啓発方法を工夫するものとする。】</p> <p>(5) 県は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティー放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報</p>	<p>避のための情報を含め、的確かつわかりやすい情報を常に伝達できるよう、その体制及び県防災行政無線、広報車等の施設、装備の整備を図るものとする。</p> <p>(3) 県は、国、所在市及び関係周辺市町と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。</p> <p>(4) 県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び所在市及び関係周辺市町と連携し、<u>傷病者、入院患者</u>、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(5) 県は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティー放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用</p>	<p>・マニュアル改訂の内容を反映</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。</p> <p>第13節 行政機関の業務継続計画の策定 県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。</p> <p>第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信 (1) 県は、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、所在市及び関係周辺市町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。</p> <p>①放射性物質及び放射線の特性に関すること ②原子力施設の概要に関すること ③原子力災害とその特性に関すること</p>	<p>電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。</p> <p>【学校、職場等の場を活用し、集団の責任者及び構成員に対して、実践に活用できる情報提供を図るものとする。】</p> <p>第13節 行政機関の業務継続計画の策定 県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。</p> <p>第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信 (1) 県は、国、所在市町村、関係周辺市町村及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、所在市町村及び関係周辺市町村が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。</p> <p>①放射性物質及び放射線の特性に関すること ②原子力施設の概要に関すること ③原子力災害とその特性に関すること</p>	<p>電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。</p> <p>第13節 行政機関の業務継続計画の策定 県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。</p> <p>第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信 (1) 県は、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、所在市及び関係周辺市町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。</p> <p>①放射性物質及び放射線の特性に関すること ②原子力施設の概要に関すること ③原子力災害とその特性に関すること</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>④放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること</p> <p>⑤緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること</p> <p>⑥コンクリート屋内退避所、避難所に関すること</p> <p>⑦災害時要援護者への支援に関すること</p> <p>⑧緊急時にとるべき行動</p> <p>⑨避難所での運営管理、行動等に関すること</p> <p>(2) 県は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。</p> <p>(3) 県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者へ十分に配慮することにより、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(4) 県は、避難状況の確実な把握のため、市町が住民等に向けて実施する、指定をした避難所以外に避難した場合等に、災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することの周知について、協力するものとする。</p> <p>(5) 県は、国及び市町と連携し、過去に起こった</p>	<p>④放射線による健康への影響、<u>モニタリング結果の解釈の仕方</u>及び放射線防護に関すること</p> <p>⑤緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること</p> <p>⑥コンクリート屋内退避所、避難所に関すること</p> <p>⑦災害時要援護者<u>等</u>への支援に関すること</p> <p>⑧緊急時にとるべき行動</p> <p>⑨避難所での運営管理、行動等に関すること</p> <p>【所在市町村、関係周辺市町村以外の市町村においても、必要に応じて、原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発を図るものとする。防災教育は防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により実施するものとする。</p> <p><u>⑧については、避難、屋内退避等の防護措置の実施に関するリスクコミュニケーションを含む。】</u></p> <p>(2) 県は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。</p> <p>(3) 県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、<u>傷病者、入院患者</u>、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者へ十分に配慮することにより、地域において災害時要援護者<u>等</u>を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(4) 県は、避難状況の確実な把握のため、<u>住民等が市町村</u>の指定した避難所以外に避難した場合等に、<u>市町村</u>災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することを<u>市町村が周知すること</u>について、協力するものとする。</p> <p>(5) 県は、国及び市町村と連携し、過去に起こった</p>	<p>④放射線による健康への影響、<u>モニタリング結果の解釈の仕方</u>及び放射線防護に関すること</p> <p>⑤緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること</p> <p>⑥コンクリート屋内退避所、避難所に関すること</p> <p>⑦災害時要援護者<u>等</u>への支援に関すること</p> <p>⑧緊急時にとるべき行動</p> <p>⑨避難所での運営管理、行動等に関すること</p> <p>(2) 県は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。</p> <p>(3) 県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、<u>傷病者、入院患者</u>、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者へ十分に配慮することにより、地域において災害時要援護者<u>等</u>を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(4) 県は、避難状況の確実な把握のため、<u>住民等が市町の</u>指定した避難所以外に避難した場合等に、<u>市町</u>災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することを<u>市町が周知すること</u>について、協力するものとする。</p> <p>(5) 県は、国及び市町と連携し、過去に起こった</p>	<p>・マニュアル改訂の内容を反映</p> <p>・マニュアル改訂の内容を反映</p> <p>・マニュアル改訂の内容を反映</p> <p>・マニュアル改訂の内容を反映</p> <p>・マニュアル改訂の内容を反映</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>(6) 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、県は国及び市町と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。</p> <p>第15節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>県は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。</p> <p>また、県は、国及び防災関係機関と連携して、原子力防災業務関係者に対し、次に掲げる事項等についての研修を必要に応じ実施するものとする。なお、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。</p> <p>①原子力防災体制及び組織に関すること ②原子力施設の概要に関すること ③原子力災害とその特性に関すること ④放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること ⑤緊急時モニタリング実施方法及び機器に関すること ⑥原子力防災対策上の諸設備に関すること ⑦緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関する</p>	<p>った大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>(6) 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、県は国及び市町村と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。</p> <p>第15節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>県は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。</p> <p>①原子力防災体制及び組織に関すること ②原子力施設の概要に関すること ③原子力災害とその特性に関すること ④放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること ⑤ <u>モニタリングと予測の役割分担</u>、モニタリング実施方法及び機器に関すること ⑥原子力防災対策上の諸設備に関すること ⑦緊急時に県や国等が講じる対策の内容</p>	<p>大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>(6) 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、県は国及び市町と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。</p> <p>第15節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>県は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。</p> <p>また、県は、国及び防災関係機関と連携して、原子力防災業務関係者に対し、次に掲げる事項等についての研修を必要に応じ実施するものとする。なお、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。</p> <p>①原子力防災体制及び組織に関すること ②原子力施設の概要に関すること ③原子力災害とその特性に関すること ④放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること ⑤ <u>モニタリングと予測の役割分担、モニタリング</u>実施方法及び機器に関すること ⑥原子力防災対策上の諸設備に関すること ⑦緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関する</p>	<p>・マニュアル改訂の内容を反映</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>こと</p> <p>⑧緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること</p> <p>⑨放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること</p> <p>⑩その他緊急時対応に関すること</p> <p>第16節 防災訓練等の実施</p> <p>1. 訓練計画の策定</p> <p>(1) 県は、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、市町、自衛隊等と連携し、</p> <p>①災害対策本部等の設置運営訓練</p> <p>②対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練</p> <p>③緊急時通信連絡訓練</p> <p>④緊急時モニタリング訓練</p>	<p>⑧緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること</p> <p>⑨放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること</p> <p>⑩その他緊急時対応に関すること</p> <p>【所在市町村、関係周辺市町村以外の市町村についても、必要に応じて、防災業務関係者の人材育成を行うものとする。人材育成にあたっては、全ての関係機関が協調して緊急時対応を取れる体制を構築する必要があることを踏まえ、担当者の能力（放射線の基礎知識、防災体制、防護体制の枠組み、関係機関の役割分担、緊急時対応手順、一般災害の基礎知識を理解していること等）を育成するよう配慮するものとする。</p> <p>②については、原子力安全対策及び原子力災害対策に関する事項を含むものとする。</p> <p>④については、防災資機材の使い方、<u>安定ヨウ素剤の予防服用にあたっての注意点</u>に関する事項を含むものとする。</p> <p><u>⑦については、緊急時モニタリング等の結果の解釈及び予測の活用の仕方に関する事項を含むものとする。</u></p> <p><u>⑨については、スクリーニング作業の実施手順、住民等に対する心のケアやリスクコミュニケーションに関する事項を含む。</u>】</p> <p>第16節 防災訓練等の実施</p> <p>1. 訓練計画の策定</p> <p>(1) 県は、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、市町村、自衛隊等と連携し、</p> <p>①災害対策本部等の設置運営訓練</p> <p>②対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練</p> <p>③緊急時通信連絡訓練</p> <p>④緊急時モニタリング訓練</p>	<p>こと</p> <p>⑧緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること</p> <p>⑨放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること</p> <p>⑩その他緊急時対応に関すること</p> <p>第16節 防災訓練等の実施</p> <p>1. 訓練計画の策定</p> <p>(1) 県は、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、市町、自衛隊等と連携し、</p> <p>①災害対策本部等の設置運営訓練</p> <p>②対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練</p> <p>③緊急時通信連絡訓練</p> <p>④緊急時モニタリング訓練</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>⑤緊急時予測システム情報の活用訓練 ⑥緊急被ばく医療訓練 ⑦周辺住民に対する情報伝達訓練 ⑧周辺住民避難訓練 ⑨人命救助活動訓練 等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。</p>	<p>⑤<u>気象予測及び大気中拡散予測</u>の活用訓練 ⑥緊急被ばく医療訓練 ⑦周辺住民に対する情報伝達訓練 ⑧周辺住民避難訓練 ⑨人命救助活動訓練 等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。 【訓練計画の策定にあたっては、以下の点に留意すること。 ・訓練の目的に応じて、適切な訓練のタイプ（通報訓練、初期対応訓練、机上訓練、総合防災訓練、野外訓練等）及び対象者を選定すること。 ・事故や対応のスケールを考慮した種々の訓練を計画すること。 ・訓練目的・達成目標を考慮に入れた長期的かつ体系的な一連の訓練計画を策定し、適切な感覚で訓練を繰り返し実施するようにすること。 所在市町村、関係周辺市町村以外の市町村においても、必要に応じて、防災訓練等を実施するものとする。 緊急時通信連絡訓練については、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施すること。 緊急時モニタリング訓練では、緊急事態の規模及び事故の発展を想定し、<u>これに応じて国が測定の優先順位、対象および方法等を定めた緊急時モニタリング実施計画を策定したと仮定して訓練を行うものとする。</u> <u>気象予測及び大気中拡散予測の活用訓練では、これらの予測を、防護措置の検討の参考情報として活用する時の考え方を習得する。</u> 各要素を組み合わせた訓練とは、例えば、③～⑤及び⑦等を組み合わせた訓練を指す。</p>	<p>⑤<u>気象予測及び大気中拡散予測</u>の活用訓練 ⑥緊急被ばく医療訓練 ⑦周辺住民に対する情報伝達訓練 ⑧周辺住民避難訓練 ⑨人命救助活動訓練 等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。</p>	<p>・マニュアル改訂の内容を反映</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>(2) 県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、緊急被ばく医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等に関して県が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。</p> <p>2 訓練の実施</p> <p>(1) 県の計画に基づく訓練の実施</p> <p>県は、計画に基づき、国、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練又は国の支援体制を含めた総合訓練を定期的実施するものとする。</p> <p>(2) 国の計画に基づく訓練の実施</p> <p>県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて、必要に応じ住民の協力を得て、国、所在市、関係</p>	<p>周辺住民等に対する情報伝達訓練においては、伝えられるべき内容、その優先度を勘案して、わかりやすい表現で、誠実に、正確に、時機を逸することなく、情報提供が行われるように実践し、確認するものとする。】</p> <p>(2) 県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、緊急被ばく医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等に関して県が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。</p> <p>【総合的な防災訓練としては、国の支援体制を含めた地域ごとの総合訓練や、国による原子力災害対策本部の立ち上げ等を含めた総合合同訓練が想定される。】</p> <p>2. 訓練の実施</p> <p>(1) 要素別訓練等の実施</p> <p>県は、計画に基づき、国、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的実施するものとする。</p> <p>【訓練の対象者としては、国の全ての関係省庁、原子力事業者、地方自治体、指定行政機関や指定公共機関、技術的支援を行う専門機関等の防災担当者が想定されるが、これらに限定されるものではないので、訓練内容を踏まえ、適切な対象者を選定するものとする。】</p> <p>(2) 総合的な防災訓練の実施</p> <p>県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、所在市町村、関係</p>	<p>(2) 県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、緊急被ばく医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等に関して県が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。</p> <p>2 訓練の実施</p> <p>(1) 県の計画に基づく訓練の実施</p> <p>県は、計画に基づき、国、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練又は国の支援体制を含めた総合訓練を定期的実施するものとする。</p> <p>(2) 国の計画に基づく訓練の実施</p> <p>県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて、必要に応じ住民の協力を得て、国、所在市、関係</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>周辺市町、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。</p> <p>(3) 自衛隊と共同の防災訓練</p> <p>県は、自衛隊と共同の防災訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>3 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>県は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、原子力事業者の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。</p> <p>県は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めを行うとともに、訓練終了後、国、原子力事業者と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。</p> <p>県は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。</p>	<p>係周辺市町村、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。</p> <p>(3) 自衛隊と共同の防災訓練</p> <p>県は、自衛隊と共同の防災訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>3. 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>県は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、事業者の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。</p> <p>県は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めを行うとともに、訓練終了後、国、事業者と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。</p> <p>県は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。</p> <p>【チェックすべき項目については】</p> <p>①災害対策本部設置運営訓練では</p> <p>ア. 職員の非常参集時間</p> <p>イ. 担当職員不在の場合の代替措置訓練、</p> <p>ウ. 通信手段の確保</p> <p>エ. 必要な資料の準備状況 等</p> <p>②住民避難訓練では</p> <p>ア. 住民広報の状況</p> <p>イ. 住民への周知の徹底</p>	<p>周辺市町、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。</p> <p>(3) 自衛隊と共同の防災訓練</p> <p>県は、自衛隊と共同の防災訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>3 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>県は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、原子力事業者の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。</p> <p>県は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めを行うとともに、訓練終了後、国、原子力事業者と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。</p> <p>県は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>第17節 原子力発電所上空の飛行規制</p> <p>原子力発電所上空の航空安全確保に関する規制措置については、国の通達（「原子力関係施設上空の飛行規制について」昭和44年7月5日付け空航第263号、運輸省航空局長から地方航空局長あて）により、次のとおりとなっている。県は、国と協力して、この措置の周知徹底に努めるものとする。</p> <p>1 施設附近の上空の飛行は、できる限り避けさせること。</p> <p>2 施設附近の上空に係る航空法第81条ただし書（最低安全高度以下の高度での飛行）の許可は行わないこと。</p> <p>（削除）</p> <p>第18節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応</p> <p>核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。</p> <p>（1）事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。</p> <p>（2）事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子</p>	<p>ウ. 災害時要援護者の対する措置状況 エ. 住民の移送状況 オ. 避難の確認作業の状況 等】</p> <p>第17節 原子力施設上空の飛行規制</p> <p>原子力施設上空の航空安全確保に関する規制措置については、次のとおりである。</p> <p>飛行規制の状況・・・略</p> <p>第18節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応</p> <p>核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。</p> <p>（1）事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。</p> <p>（2）事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原</p>	<p>第17節 原子力発電所上空の飛行規制</p> <p>原子力発電所上空の航空安全確保に関する規制措置については、国の通達（「原子力関係施設上空の飛行規制について」昭和44年7月5日付け空航第263号、運輸省航空局長から地方航空局長あて）により、次のとおりとなっている。県は、国と協力して、この措置の周知徹底に努めるものとする。</p> <p>1 施設附近の上空の飛行は、できる限り避けさせること。</p> <p>2 施設附近の上空に係る航空法第81条ただし書（最低安全高度以下の高度での飛行）の許可は行わないこと。</p> <p>第18節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応</p> <p>核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。</p> <p>（1）事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。</p> <p>（2）事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。</p> <p>(3) 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。</p> <p>(4) 県及び事故発生場所を管轄する市町は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。</p> <p>第 19 節 原子力発電所の安全・安心対策の推進 県は、原子力事業者に対して発電所の安全対策の充実と情報公開の徹底を求め、県が把握した情報については県民に迅速に公開する。 県は事業者とともに発電所周辺の環境放射線の監視を行い、その結果を定期的に公表する。</p> <p>第 20 節 原子力に関する情報提供 県は、防災と原子力に関する科学・技術の知見を深め、的確な情報発信を行うことを目的に設置した静岡県防災・原子力学術会議（原子力分科会）を開催し、適時・適切な情報提供を行う。 また、事業者、関係機関との連携による公開講座の開催など、原子力に関する情報を提供し、正しい理解の普及啓発に努める。</p> <p>第 3 章 緊急事態応急対策 第 1 節 基本方針 本章は、特定事象の通報及び警戒事象の通報があった場合の対応並びに原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示した</p>	<p>子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。</p> <p>(3) 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。</p> <p>(4) 県及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示 <b>又は独自の判断により</b>、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。</p> <p>第 3 章 緊急事態応急対策 第 1 節 基本方針 本章は、<b>原子力事業者から警戒事象又は特定事象</b>の通報があった場合の対応及び<b>原災法</b>第 15 条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の</p>	<p>力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。</p> <p>(3) 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。</p> <p>(4) 県及び事故発生場所を管轄する市町は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示 <b>又は独自の判断により</b>、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。</p> <p>第 19 節 原子力発電所の安全・安心対策の推進 県は、原子力事業者に対して発電所の安全対策の充実と情報公開の徹底を求め、県が把握した情報については県民に迅速に公開する。 県は事業者とともに発電所周辺の環境放射線の監視を行い、その結果を定期的に公表する。</p> <p>第 20 節 原子力に関する情報提供 県は、防災と原子力に関する科学・技術の知見を深め、的確な情報発信を行うことを目的に設置した静岡県防災・原子力学術会議（原子力分科会）を開催し、適時・適切な情報提供を行う。 また、事業者、関係機関との連携による公開講座の開催など、原子力に関する情報を提供し、正しい理解の普及啓発に努める。</p> <p>第 3 章 緊急事態応急対策 第 1 節 基本方針 本章は、<b>警戒事象又は特定事象</b>の通報があった場合の対応並びに原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したもので</p>	<p>・マニュアル改訂の内容を反映</p> <p>・マニュアル改訂の内容を反映</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>ものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1. 特定事象等発生情報等の連絡</p> <p>(1) 警戒事象発生時の通報があった場合</p> <p>①原子力事業者の原子力防災管理者は、原災法10条に基づく通報事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障が発生した場合は、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、所在市、関係周辺市町、関係機関等への通報するものとする。</p> <p>②原子力規制委員会は、警戒事象の発生及びその後の状況について、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁及び県に対し情報提供を行うものとされている。また、PAZを含む市に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者の援護体制を構築するよう連絡することとされている。</p> <p>③県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、県内の市町及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p>	<p>緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p> <p>【これら以外の場合とは、<u>核燃料物質等の輸送時における事故への対応等、当面の間、柔軟な対応を行うにあたって参考とする</u>場合などである。】</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1. 特定事象等発生情報等の連絡</p> <p>(1) 原子力事業者からの警戒事象発生時の通報があった場合</p> <p>①原子力事業者の原子力防災管理者は、原災法10条に基づく通報事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障が発生した場合は、警戒事象として、<u>原子力規制委員会へ連絡するとともに</u>、県をはじめ官邸（内閣官房）、所在市町村、関係機関等への連絡に備えるものとする。</p> <p>②原子力規制委員会は、警戒事象の発生を<u>確認するとともに</u>、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁、<u>県、所在市町村及び公衆</u>に対し情報提供を行うものとされている。また、PAZを含む市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者の援護体制を構築するよう連絡することとされている。</p> <p>③県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係周辺市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>【所在市町村、関係周辺市町村以外の市町村に対しても、UPZ 圏外で避難先となる可能性のある市町村に対する情報提供や、その他県内市町村の要望に基づく情報連絡など、必要に応じて連絡する</p>	<p>あるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1. 特定事象等発生情報等の連絡</p> <p>(1) 警戒事象発生時の通報があった場合</p> <p>①原子力事業者の原子力防災管理者は、原災法10条に基づく通報事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障が発生した場合は、<u>原子力規制委員会へ連絡するとともに</u>、県をはじめ官邸（内閣官房）、所在市、関係周辺市町、関係機関等への通報するものとする。</p> <p>②原子力規制委員会は、警戒事象の発生を<u>確認するとともに</u>、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁、<u>県、所在市及び公衆</u>に対し情報提供を行うものとされている。また、PAZを含む市に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者の援護体制を構築するよう連絡することとされている。</p> <p>③県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、県内の市町及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p>	<p>・マニュアル改訂の内容を反映</p> <p>・マニュアル改訂の内容を反映</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>(2) 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合</p> <p>①原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、所在市、関係周辺市町、所轄警察署、所在市等の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</p> <p>②原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）、所在市及び県警察本部に連絡するものとされている。また、必要に応じPAZを含む市に対し、住民の避難準備を行うよう連絡するものとされている。</p> <p>③県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し関係周辺市町及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>・PAZを含む市と同様の情報をUPZを含む市町に連絡</p>	<p>ものとする。】</p> <p>(2) 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合</p> <p>①原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、所在市町村、関係周辺都道府県、県警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔明瞭に行うよう努めるものとする。</p> <p>【通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせは、原則として県をはじめ原子力規制委員会及び所在市町村に限るものとされている。これは、原子力事業者への問い合わせを必要最低限とし、原子力事業者の行う応急対策に支障を生じさせないための規定である。】</p> <p>②原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、<b>発生の確認</b>と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）、所在市町村、<b>県警察本部及び公衆</b>に連絡するものとされている。また、必要に応じPAZを含む市町村に対し、住民の避難準備を行うよう連絡するものとされている。</p> <p>③県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し関係周辺市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>・PAZを含む市町村と同様の情報をUPZを含む市町村に連絡</p>	<p>(2) 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合</p> <p>①原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、所在市、関係周辺市町、所轄警察署、所在市等の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</p> <p>②原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、<b>発生の確認</b>と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）、所在市、<b>県警察本部及び公衆</b>に連絡するものとされている。また、必要に応じPAZを含む市に対し、住民の避難準備を行うよう連絡するものとされている。</p> <p>③県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し関係周辺市町及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>・PAZを含む市と同様の情報をUPZを含む市町に連絡</p>	<p>・マニュアル改訂の内容を反映</p> <p>・マニュアル改訂の内容を反映</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>・UPZを含む市町に連絡する際には、PAZ内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を記載</p> <p>④原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ国、所在市に連絡することとされている。</p> <p>(3) 県のモニタリングステーション・モニタリングポストで特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合</p> <p>① 県は、通報がない状態において県が設置しているモニタリングステーション又はモニタリングポストにより、特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者を確認を行うものとする。</p> <p>② 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者へ施設の状況確認を行うよう指示することとされており、県はその結果について連絡を受けるものとする。</p> <p>(3) 連絡系統図 これらの通報連絡を行う連絡系統図は、別図3-2-1のとおりである。</p> <p>2 応急対策活動情報の連絡 (1) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</p>	<p>・UPZを含む市町村に連絡する際には、PAZ内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を記載【所在市町村、関係周辺市町村以外の市町村に対しても、UPZ 圏外で避難先となる可能性のある市町村に対する情報提供や、その他県内市町村の要望に基づく情報連絡など、必要に応じて連絡するものとする。】</p> <p>④原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ国、在り市町村、関係周辺都道府県に連絡することとされている。</p> <p>(3) 県のモニタリングポストで特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合</p> <p>①県は、通報がない状態において県が設置しているモニタリングポストにより、特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者を確認を行うものとする。</p> <p>②連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者へ施設の状況確認を行うよう指示することとされており、県はその結果について速やかに連絡を受けるものとする。 なお、これらの連絡系統図は別図のとおりである。 別図・・・・・・・・略</p> <p>2. 応急対策活動情報の連絡 (1) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</p>	<p>・UPZを含む市町に連絡する際には、PAZ内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を記載</p> <p>④原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ国、所在市に連絡することとされている。</p> <p>(3) 県のモニタリングステーション・モニタリングポストで特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合</p> <p>① 県は、通報がない状態において県が設置しているモニタリングステーション又はモニタリングポストにより、特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者を確認を行うものとする。</p> <p>② 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者へ施設の状況確認を行うよう指示することとされており、県はその結果について連絡を受けるものとする。</p> <p>(3) 連絡系統図 これらの通報連絡を行う連絡系統図は、別図3-2-1のとおりである。</p> <p>2 応急対策活動情報の連絡 (1) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>①原子力事業者は、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、所在市、関係周辺市町、所轄警察署、所在市等の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。なお、県は通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</p> <p>②県は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>③県は、関係周辺市町及び指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。</p> <p>④県及び所在市は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。</p>	<p>①原子力事業者は、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、所在市町村、関係周辺都道府県、県警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。なお、県は通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</p> <p>【原則として、原子力事業者への問い合わせは、県をはじめ原子力規制委員会及び所在市町村に限るものとしている。これは、問い合わせを必要最低限とし、原子力事業者の行う応急対策に支障を生じさせないための規定である。】</p> <p>②県は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>【現地事故対策連絡会議が機能する前の国との連絡は、主として原子力防災専門官を通じて行うものとする。】</p> <p>③県は、関係周辺市町村及び指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。</p> <p>【所在市町村、関係周辺市町村以外の市町村においても、必要に応じて、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。】</p> <p>④県及び所在市町村は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。</p>	<p>①原子力事業者は、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、所在市、関係周辺市町、所轄警察署、所在市等の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。なお、県は通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</p> <p>②県は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>③県は、関係周辺市町及び指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。</p> <p>④県及び所在市は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>⑤県は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。</p> <p>(2) 原子力緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）</p> <p>①原子力規制委員会は、原子力緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。</p> <p>県は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る市町、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、対策拠点施設において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。</p> <p>②県は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。</p> <p>③原子力防災専門官は、対策拠点施設において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県及び所在市、関係周辺市町をはじめ原子力事業者、関係機関等との連絡・調整等を引き続き行うこととされている。</p> <p>3 一般回線が使用できない場合の対処 原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J-A-L-E-R-T等多様な通信手段を用</p>	<p>る。</p> <p>⑤県は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。</p> <p>【現地事故対策連絡会議が機能した後は、原則として同会議を通じて関係機関相互の連絡をとるものとする。】</p> <p>(2) 原子力緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）</p> <p>①原子力規制委員会は、原子力緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。</p> <p>県は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る市町村、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、対策拠点施設において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。</p> <p>②県は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。</p> <p>③原子力防災専門官は、対策拠点施設において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県及び所在市町村、関係周辺市町村をはじめ原子力事業者、関係機関等との連絡・調整等を引き続き行うこととされている。</p> <p>3. 一般回線が使用できない場合の対処 原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J-A-L-E-R-T等多様な通信手段を用</p>	<p>⑤県は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。</p> <p>(2) 原子力緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）</p> <p>①原子力規制委員会は、原子力緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。</p> <p>県は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る市町、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、対策拠点施設において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。</p> <p>②県は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。</p> <p>③原子力防災専門官は、対策拠点施設において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県及び所在市、関係周辺市町をはじめ原子力事業者、関係機関等との連絡・調整等を引き続き行うこととされている。</p> <p>3 一般回線が使用できない場合の対処 原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J-A-L-E-R-T等多様な通信手段を用</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は伝達された内容を所在市及び関係周辺市町に連絡するものとする。</p> <p>地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。</p> <p>4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</p> <p>(1) 初動段階の緊急時モニタリングの実施</p> <p>県は、原子力事業者から特定事象発生 of 通報を受けた場合、周辺への影響の把握という観点から、平常時のモニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）を強化し、結果をとりまとめ、原子力規制委員会、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策会議に連絡するものとする。また、県は、原子力災害対策指針や国が定めるマニュアル等に基づく緊急時モニタリング計画により、緊急時モニタリングに必要な準備を直ちに行うものとする。</p> <p>さらに、県は、原子力規制委員会及び原子力事業者と連携し、緊急時モニタリング実施計画に基づき、初動段階の緊急時モニタリングを実施するものとする。</p> <p>(2) 緊急時モニタリング実施計画の改定への参</p>	<p>いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は伝達された内容を周辺市町村に連絡するものとする。</p> <p>地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。</p> <p>【一般回線が使用できない場合の具体的な対処法に関しては、県及び所在市町村、関係周辺市町村の通信系の整備状況等を踏まえて検討するものとする。】</p> <p>4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</p> <p>(1) 初動段階の緊急時モニタリングの実施</p> <p>県は、原子力事業者から特定事象発生 of 通報を受けた場合、周辺への影響の把握という観点から、平常時のモニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）を強化し、結果をとりまとめ、原子力規制委員会、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策会議に連絡するものとする。また、県は、原子力災害対策指針や国が定めるマニュアル等に基づく緊急時モニタリング計画により、緊急時モニタリングに必要な準備を直ちに行うものとする。</p> <p>さらに、県は、原子力規制委員会及び原子力事業者と連携し、緊急時モニタリング実施計画に基づき、初動段階の緊急時モニタリングを実施するものとする。</p> <p>【平常時のモニタリングの強化とは、モニタリングポストに設置された連続モニタの空間放射線量率を頻りに監視すること等をいう。現地事故対策連絡会議が機能した後は、原則として同会議を通じて関係機関相互の連絡をとるものとする。】</p> <p>(2) 緊急時モニタリング実施計画の改定への参</p>	<p>いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は伝達された内容を所在市及び関係周辺市町に連絡するものとする。</p> <p>地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。</p> <p>4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</p> <p>(1) 初動段階の緊急時モニタリングの実施</p> <p>県は、原子力事業者から特定事象発生 of 通報を受けた場合、周辺への影響の把握という観点から、平常時のモニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）を強化し、結果をとりまとめ、原子力規制委員会、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策会議に連絡するものとする。また、県は、原子力災害対策指針や国が定めるマニュアル等に基づく緊急時モニタリング計画により、緊急時モニタリングに必要な準備を直ちに行うものとする。</p> <p>さらに、県は、原子力規制委員会及び原子力事業者と連携し、緊急時モニタリング実施計画に基づき、初動段階の緊急時モニタリングを実施するものとする。</p> <p>(2) 緊急時モニタリング実施計画の改定への参</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>画</p> <p>緊急時モニタリング実施計画は、原子力規制委員会が、原子力災害対策指針に基づき策定するものとされている。</p> <p>原子力災害対策本部は、初動対応後、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施及び支援に関して調整する会議を開催し、緊急時モニタリング実施計画を適宜改定するため、県は、関係省庁、原子力事業者等とともに会議に参画し、改定に協力するものとする。</p> <p>(3) 緊急時モニタリングの実施</p> <p>県は、原子力災害対策本部の総合調整のもと、周辺への放射性物質又は放射線に関する情報を得るために、緊急時モニタリング計画に基づき緊急時モニタリングを実施し、実施結果をとりまとめ、原子力災害対策本部に送付するものとする。</p> <p>(4) モニタリング結果の共有</p> <p>県は、国と連携し、モニタリングの結果及びその評価を共有することとする。また、緊急時モニタリングの結果等について連絡を受けた県は、その内容を所在市及び関係周辺市町に連絡するものとする。</p> <p>(5) 緊急時の公衆の被ばく線量の推計</p> <p>国、指定公共機関及び県は連携し、特定事象発生の通報がなされた場合、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一か月以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素等の吸入による内部被</p>	<p>画</p> <p>緊急時モニタリング実施計画は、原子力規制委員会が、原子力災害対策指針に基づき策定するものとされている。</p> <p>原子力災害対策本部は、初動対応後、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施及び支援に関して調整する会議を開催し、緊急時モニタリング実施計画を適宜改定するため、県は、関係省庁、原子力事業者等とともに会議に参画し、改定に協力するものとする。</p> <p>(3) 緊急時モニタリングの実施</p> <p>県は、原子力災害対策本部の総合調整のもと、周辺への放射性物質又は放射線に関する情報を得るために、緊急時モニタリング計画に基づき緊急時モニタリングを実施し、実施結果をとりまとめ、原子力災害対策本部に送付するものとする。</p> <p>【所在市町村、関係周辺市町村以外の市町村においても、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施に参加するものとする。】</p> <p>(4) モニタリング結果の共有</p> <p>県は、国と連携し、モニタリングの結果及びその評価を共有することとする。また、緊急時モニタリングの結果等について連絡を受けた県は、その内容を所在市町村及び関係周辺市町村に連絡する<u>とともに必要に応じて所在市町村、関係周辺市町村以外に連絡する</u>ものとする。</p> <p>【所在市町村、関係周辺市町村以外の市町村においても、必要に応じて、緊急時モニタリング結果を共有するものとする。】</p> <p>(5) 緊急時の公衆の被ばく線量の推計</p> <p>国、指定公共機関及び県は連携し、特定事象発生の通報がなされた場合、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一か月以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素等の吸入による内部被</p>	<p>画</p> <p>緊急時モニタリング実施計画は、原子力規制委員会が、原子力災害対策指針に基づき策定するものとされている。</p> <p>原子力災害対策本部は、初動対応後、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施及び支援に関して調整する会議を開催し、緊急時モニタリング実施計画を適宜改定するため、県は、関係省庁、原子力事業者等とともに会議に参画し、改定に協力するものとする。</p> <p>(3) 緊急時モニタリングの実施</p> <p>県は、原子力災害対策本部の総合調整のもと、周辺への放射性物質又は放射線に関する情報を得るために、緊急時モニタリング計画に基づき緊急時モニタリングを実施し、実施結果をとりまとめ、原子力災害対策本部に送付するものとする。</p> <p>(4) モニタリング結果の共有</p> <p>県は、国と連携し、モニタリングの結果及びその評価を共有することとする。また、緊急時モニタリングの結果等について連絡を受けた県は、その内容を所在市及び関係周辺市町に連絡する<u>とともに必要に応じて所在市、関係周辺市町以外に連絡する</u>ものとする。</p> <p>(5) 緊急時の公衆の被ばく線量の推計</p> <p>国、指定公共機関及び県は連携し、特定事象発生の通報がなされた場合、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一か月以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素等の吸入による内部被</p>	<p>備考</p> <p>・マニュアル改訂の内容を反映</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。</p> <p>第3節 活動体制の確立</p> <p>1 県の活動体制</p> <p>(1) 警戒本部の設置準備等</p> <p>① 警戒本部の設置準備体制</p> <p>県は、警戒事象発生時の通報を受けた場合、もしくは、原子力発電所における事故の影響が周辺地域に及ぶおそれがある旨、原子力事業者から通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、必要に応じ警戒本部を設置できるよう警戒態勢をとるものとする。</p> <p>② 警戒本部の設置準備体制の解除</p> <p>警戒本部の設置準備体制の解除は、概ね次の基準によるものとする。</p> <p>ア 知事が、原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策の必要がなくなったと認めたとき。</p> <p>イ 警戒本部が設置されたとき。</p> <p>③ 所在市及び関係周辺市町への連絡</p> <p>県は、警戒本部の設置準備体制をとったとき又は廃止したときは、その旨を所在市及び関係周辺市町へ連絡するものとする。</p> <p>(2) 警戒本部の設置等</p> <p>① 警戒本部の設置</p> <p>県は、特定事象発生時の通報を受けた場合、知事を本部長とする警戒本部を県庁に設置するものとする。また、必要に応じ、副知事を長とする現地警戒本部を対策拠点施設に設置するものとする。</p> <p>② 情報の収集</p>	<p>くの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。</p> <p>第3節 活動体制の確立</p> <p>1. 県の活動体制</p> <p>(1) 事故対策のための警戒態勢</p> <p>①警戒態勢</p> <p>県は、警戒事象又は特定事象発生時の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、所在市町村、関係周辺市町村及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故対策のめあらかじめ定められた警戒態勢をとるものとする。</p> <p>【第2章第7節「緊急事態応急体制の整備」における検討結果等をもとに具体的に記載するものとする。】</p> <p>② 情報の収集</p> <p>県は、警戒事象又は特定事象発生時の通報を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。</p> <p>【事故対策本部の設置などが考えられる。】</p> <p>③対策拠点施設の設営準備への協力</p> <p>県は、警戒事象又は特定事象発生時の通報を受けた場合、直ちに対策拠点施設の立ち上げ準備への協力を行うものとする。</p> <p>④現地事故対策連絡会議への職員の派遣</p> <p>国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設にて開催し、これに県の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣するものとする。</p> <p>⑤国等との情報の共有等</p> <p>県は、派遣された職員に対し、県が行う応急対策</p>	<p>ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。</p> <p>第3節 活動体制の確立</p> <p>1 県の活動体制</p> <p>(1) 警戒本部の設置準備等</p> <p>① 警戒本部の設置準備体制</p> <p>県は、警戒事象発生時の通報を受けた場合、もしくは、原子力発電所における事故の影響が周辺地域に及ぶおそれがある旨、原子力事業者から通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、必要に応じ警戒本部を設置できるよう警戒態勢をとるものとする。</p> <p>② 警戒本部の設置準備体制の解除</p> <p>警戒本部の設置準備体制の解除は、概ね次の基準によるものとする。</p> <p>ア 知事が、原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策の必要がなくなったと認めたとき。</p> <p>イ 警戒本部が設置されたとき。</p> <p>③ 所在市及び関係周辺市町への連絡</p> <p>県は、警戒本部の設置準備体制をとったとき又は廃止したときは、その旨を所在市及び関係周辺市町へ連絡するものとする。</p> <p>(2) 警戒本部の設置等</p> <p>① 警戒本部の設置</p> <p>県は、特定事象発生時の通報を受けた場合、知事を本部長とする警戒本部を県庁に設置するものとする。また、必要に応じ、副知事を長とする現地警戒本部を対策拠点施設に設置するものとする。</p> <p>② 情報の収集</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>県は、特定事象発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。</p> <p>③ 対策拠点施設の設営準備への協力 県は、特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに対策拠点施設の設営準備への協力を行うものとする。</p> <p>④ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣 国が対策拠点施設において現地事故対策連絡会議を開催し、これに県の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣するものとする。</p> <p>⑤ 国等との情報の共有等 県は、派遣された職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整及び情報の共有を行うものとする。</p> <p>⑥ 警戒本部の廃止 警戒本部の廃止は、概ね次の基準によるものとする。 ア 警戒本部長が、原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策の必要がなくなったと認めたとき。 イ 災害対策本部が設置されたとき</p> <p>(3) 災害対策本部の設置等 ① 災害対策本部の設置 県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合は、知事を本部長とする災害対策本部を県庁に設置するものとする。また、必要に応じ、副知事を長とする現地対策本部を対策拠点施設に設置するものとする。</p>	<p>の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。</p> <p>⑥警戒態勢の解除 警戒態勢の解除は、概ね以下の基準によるものとする。 ※ 警戒態勢の解除基準・・・略 【警戒態勢として事故対策本部を設置した場合におけるその解除基準（廃止基準）を例示すれば以下のようなものが考えられる。 ア 事故対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。 イ 災害対策本部が設置されたとき。】</p> <p>(2) 災害対策本部の設置等 ①県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に知事を本部長とする災害対策本部を設置するものとする。さらに、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断の行える者を長とする現地災害対策本部等を対策拠点施設に設置するものとする。</p>	<p>県は、特定事象発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。</p> <p>③ 対策拠点施設の設営準備への協力 県は、特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに対策拠点施設の設営準備への協力を行うものとする。</p> <p>④ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣 国が対策拠点施設において現地事故対策連絡会議を開催し、これに県の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣するものとする。</p> <p>⑤ 国等との情報の共有等 県は、派遣された職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整及び情報の共有を行うものとする。</p> <p>⑥ 警戒本部の廃止 警戒本部の廃止は、概ね次の基準によるものとする。 ア 警戒本部長が、原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策の必要がなくなったと認めたとき。 イ 災害対策本部が設置されたとき</p> <p>(3) 災害対策本部の設置等 ① 災害対策本部の設置 県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合は、知事を本部長とする災害対策本部を県庁に設置するものとする。また、必要に応じ、副知事を長とする現地対策本部を対策拠点施設に設置するものとする。</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>② 災害対策本部の廃止 災害対策本部の廃止は、概ね次の基準によるものとする。</p> <p>ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。 イ 災害対策本部長が、原子力発電所の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。</p> <p>(4) 国、所在市及び関係周辺市町への連絡 県は、警戒本部又は災害対策本部を設置又は廃止したときは、その旨を国、所在市及び関係周辺市町へ連絡するとともに、所在市及び関係周辺市町に対して警戒態勢、災害対策本部の設置準備又は設置について助言するものとする。</p> <p>(5) 災害対策本部等の組織、配備態勢及び参集方法等 警戒本部設置準備体制、警戒本部及び災害対策本部の組織、構成、配備態勢、参集方法、所掌事務等は、静岡県原子力災害対策本部等運営要領（以下「災害対策本部等運営要領」という。）によるものとする。</p> <p>(6) 他の災害対策本部等との連携 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。</p> <p>2 原子力災害合同対策協議会への出席等 原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、県は、あらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子</p>	<p>【県が必要と認め災害対策本部を設置する場合には、国に連絡するものとする。】</p> <p>② 災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。</p> <p>ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。 イ 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。</p> <p>(3) 災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等 災害対策本部等の組織、構成、配備体制、参集方法、所掌事務等は別表のとおりとする。 別表・・・・・・・・略</p> <p>(4) 他の災害対策本部等との連携 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。</p> <p>2. 原子力災害合同対策協議会への出席等 原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、県は、あらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子</p>	<p>② 災害対策本部の廃止 災害対策本部の廃止は、概ね次の基準によるものとする。</p> <p>ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。 イ 災害対策本部長が、原子力発電所の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。</p> <p>(4) 国、所在市及び関係周辺市町への連絡 県は、警戒本部又は災害対策本部を設置又は廃止したときは、その旨を国、所在市及び関係周辺市町へ連絡するとともに、所在市及び関係周辺市町に対して警戒態勢、災害対策本部の設置準備又は設置について助言するものとする。</p> <p>(5) 災害対策本部等の組織、配備態勢及び参集方法等 警戒本部設置準備体制、警戒本部及び災害対策本部の組織、構成、配備態勢、参集方法、所掌事務等は、静岡県原子力災害対策本部等運営要領（以下「災害対策本部等運営要領」という。）によるものとする。</p> <p>(6) 他の災害対策本部等との連携 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。</p> <p>2 原子力災害合同対策協議会への出席等 原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、県は、あらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。</p> <p>また、県は、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。</p> <p>原子力災害合同対策協議会の構成員は別に定めるものとする。</p> <p>3 専門家の派遣要請</p> <p>県は、特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請するものとする。</p> <p>4 応援要請及び職員の派遣要請等</p> <p>(1) 応援要請</p> <p>県は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要請を行うものとする。</p> <p>県は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合又は市町から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請するものとする。</p> <p>県警察は、必要に応じ、警察庁を通じ全国都道府県警察に対して警察災害派遣隊の出動を要請するものとする。</p> <p>(2) 職員の派遣要請等</p> <p>知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請</p>	<p>力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。</p> <p>原子力災害合同対策協議会の構成員は別表のとおりである。</p> <p>別表・・・・・・・・略</p> <p>また、県は、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。</p> <p>3. 専門家の派遣要請</p> <p>県は、特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請するものとする。</p> <p>4. 応援要請及び職員の派遣要請等</p> <p>(1) 応援要請</p> <p>県は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要請を行うものとする。</p> <p>県は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合又は市町村から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請するものとする。</p> <p>県警察は、必要に応じ、警察庁を通じ全国都道府県警察に対して警察災害派遣隊の出動を要請するものとする。</p> <p>【緊急事態宣言発出時においては、原則として応援要請の準備を行うものとする。】</p> <p>(2) 職員の派遣要請等</p> <p>知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請</p>	<p>力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。</p> <p>また、県は、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。</p> <p>原子力災害合同対策協議会の構成員は別に定めるものとする。</p> <p>3 専門家の派遣要請</p> <p>県は、特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請するものとする。</p> <p>4 応援要請及び職員の派遣要請等</p> <p>(1) 応援要請</p> <p>県は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要請を行うものとする。</p> <p>県は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合又は市町から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請するものとする。</p> <p>県警察は、必要に応じ、警察庁を通じ全国都道府県警察に対して警察災害派遣隊の出動を要請するものとする。</p> <p>(2) 職員の派遣要請等</p> <p>知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めるものとする。</p> <p>知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。</p> <p>5 自衛隊の派遣要請等</p> <p>知事は、原子力災害対策本部設置前において、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は市町長から要請の要求があった場合は、直ちに派遣を要請するものとする。</p> <p>また、原子力災害対策本部長又は知事は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに自衛隊の部隊等の撤収を要請するものとする。</p> <p>6 原子力被災者生活支援チームとの連携</p> <p>原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担</p>	<p>し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。</p> <p>知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。</p> <p>【原災法第28条第3項の規定により、読み替えて適用される災対法第29条第1項の規定による。派遣要請手続きについては、原災法施行令第8条第3項の規定により読み替えて適用される災対法施行令第15条の規定による。】</p> <p>5. 自衛隊の派遣要請等</p> <p>知事は、原子力災害対策本部設置前において、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は市町村長から要請の要求があった場合は、直ちに派遣を要請するものとする。</p> <p>また、原子力災害対策本部長又は知事は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに自衛隊の部隊等の撤収を要請するものとする。</p> <p>【原災法第28条第6項の規定による。派遣要請手続きについては、原災法施行令第8条第3項の規定により読み替えて適用される災対法施行令第16条の規定による。】</p> <p>6. 原子力被災者生活支援チームとの連携</p> <p>原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担</p>	<p>し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めるものとする。</p> <p>知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。</p> <p>5 自衛隊の派遣要請等</p> <p>知事は、原子力災害対策本部設置前において、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は市町長から要請の要求があった場合は、直ちに派遣を要請するものとする。</p> <p>また、原子力災害対策本部長又は知事は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに自衛隊の部隊等の撤収を要請するものとする。</p> <p>6 原子力被災者生活支援チームとの連携</p> <p>原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。</p> <p>県は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。</p> <p>7 防災業務関係者の安全確保</p> <p>県は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。</p> <p>(1) 防災業務関係者の安全確保方針</p> <p>県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部、現地対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。</p> <p>また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。</p> <p>(2) 防護対策</p> <p>①災害対策本部長又は現地対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者、市町及びその他防災関係機関に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。</p>	<p>当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。</p> <p>県は、<b>初動段階における避難区域の住民避難</b>完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。</p> <p>7. 防災業務関係者の安全確保</p> <p>県は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。</p> <p>(1) 防災業務関係者の安全確保方針</p> <p>県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地災害対策本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。</p> <p>また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。</p> <p>(2) 防護対策</p> <p>①現地災害対策本部長、緊急時医療本部長、モニタリングセンター長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。</p> <p>また、現地災害対策本部長は、市町村やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。</p> <p>【緊急時医療本部は、現地における医療活動を総括するものとする。】</p>	<p>当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。</p> <p>県は、<b>初動段階における避難区域の住民避難</b>完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。</p> <p>7 防災業務関係者の安全確保</p> <p>県は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。</p> <p>(1) 防災業務関係者の安全確保方針</p> <p>県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部、現地対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。</p> <p>また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。</p> <p>(2) 防護対策</p> <p>①災害対策本部長又は現地対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者、市町及びその他防災関係機関に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。</p>	<p>・マニュアル改訂の内容を反映</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考												
	<p>②防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、災害対策本部長又は現地对策本部長は、関係機関に対し防護資機材の調達の実請を行うものとする。</p> <p>さらに、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し原子力合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。</p> <p>(3) 防災業務関係者の放射線防護</p> <p>① 防災業務関係者（事故が発生した原子力発電所の放射線業務従事者は除く。）の放射線防護については、次表の防護指標に基づき行うものとする。</p> <p>なお、これらの防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="261 1075 884 1848"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>指 標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量</td> <td>実効線量で 50 ミリシーベルトを上限とする。</td> </tr> <tr> <td>防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する人々（例えば、当該原子力発電所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、自衛隊員及び緊急医療関係者等）が、災害に発展する事態の防止及び</td> <td>実効線量で100 ミリシーベルトを上限とする。 作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。 眼の水晶体：等価線量で300 ミリシーベルトを上限とする。 皮膚：等価線量で1 シーベルトを上限とす</td> </tr> </tbody> </table>	対 象	指 標	災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量	実効線量で 50 ミリシーベルトを上限とする。	防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する人々（例えば、当該原子力発電所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、自衛隊員及び緊急医療関係者等）が、災害に発展する事態の防止及び	実効線量で100 ミリシーベルトを上限とする。 作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。 眼の水晶体：等価線量で300 ミリシーベルトを上限とする。 皮膚：等価線量で1 シーベルトを上限とす	<p>②防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、現地对策本部長は、関係機関に対し防護資機材の調達の実請を行うものとする。</p> <p>さらに、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し原子力合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。</p> <p>(3) 防災業務関係者の放射線防護</p> <p>①防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。</p> <p>【放射線防護に係る基準は、原子力災害対策指針を参考に、防災業務内容等を考慮し、具体的に定めておくこと。】</p>	<p>②防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、災害対策本部長又は現地对策本部長は、関係機関に対し防護資機材の調達の実請を行うものとする。</p> <p>さらに、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し原子力合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。</p> <p>(3) 防災業務関係者の放射線防護</p> <p>① 防災業務関係者（事故が発生した原子力発電所の放射線業務従事者は除く。）の放射線防護については、次表の防護指標に基づき行うものとする。</p> <p>なお、これらの防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1567 1075 2190 1848"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>指 標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量</td> <td>実効線量で 50 ミリシーベルトを上限とする。</td> </tr> <tr> <td>防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する人々（例えば、当該原子力発電所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、自衛隊員及び緊急医療関係者等）が、災害に発展する事態の防止及び</td> <td>実効線量で100 ミリシーベルトを上限とする。 作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。 眼の水晶体：等価線量で300 ミリシーベルトを上限とする。 皮膚：等価線量で1 シーベルトを上限とす</td> </tr> </tbody> </table>	対 象	指 標	災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量	実効線量で 50 ミリシーベルトを上限とする。	防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する人々（例えば、当該原子力発電所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、自衛隊員及び緊急医療関係者等）が、災害に発展する事態の防止及び	実効線量で100 ミリシーベルトを上限とする。 作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。 眼の水晶体：等価線量で300 ミリシーベルトを上限とする。 皮膚：等価線量で1 シーベルトを上限とす	
対 象	指 標															
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量	実効線量で 50 ミリシーベルトを上限とする。															
防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する人々（例えば、当該原子力発電所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、自衛隊員及び緊急医療関係者等）が、災害に発展する事態の防止及び	実効線量で100 ミリシーベルトを上限とする。 作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。 眼の水晶体：等価線量で300 ミリシーベルトを上限とする。 皮膚：等価線量で1 シーベルトを上限とす															
対 象	指 標															
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量	実効線量で 50 ミリシーベルトを上限とする。															
防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する人々（例えば、当該原子力発電所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、自衛隊員及び緊急医療関係者等）が、災害に発展する事態の防止及び	実効線量で100 ミリシーベルトを上限とする。 作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。 眼の水晶体：等価線量で300 ミリシーベルトを上限とする。 皮膚：等価線量で1 シーベルトを上限とす															

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量</p> <p>る。</p> <p>（注）事故が発生した原子力発電所等の放射線業務従事者については、別途法令により線量限度が定められているため、本指標は適用しない。</p> <p>② 県は県職員の被ばく管理を行うものとする。</p> <p>③ 県の放射線防護を担う班は、現地対策本部に被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ、除染等の医療措置を行うものとする。</p> <p>④ 現地対策本部の放射線防護を担う班及び現地モニタリング班は、現地医務福祉班及び緊急被ばく医療現地派遣チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部等）に対し、緊急被ばく医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。</p> <p>⑤ 県は、応急対策活動を行う県の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。</p> <p>⑥ 県は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動</p> <p>1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p>	<p>②県は県職員の被ばく管理を行うものとする。</p> <p>③県の放射線防護を担う班は、現地災害対策本部に被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ除染等の医療措置を行うものとする。</p> <p>④県の本部の放射線防護を担う班及びモニタリングセンターは、緊急時医療本部及び緊急被ばく医療現地派遣チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部等）に対し、緊急被ばく医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。</p> <p>⑤県は、応急対策活動を行う県の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。</p> <p>⑥県は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、所在市町村及び関係周辺市町村及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動</p> <p>1. 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p> <p><u>県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避、避難誘導等の防護活動</u></p>	<p>人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量</p> <p>る。</p> <p>（注）事故が発生した原子力発電所等の放射線業務従事者については、別途法令により線量限度が定められているため、本指標は適用しない。</p> <p>② 県は県職員の被ばく管理を行うものとする。</p> <p>③ 県の放射線防護を担う班は、現地対策本部に被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ、除染等の医療措置を行うものとする。</p> <p>④ 現地対策本部の放射線防護を担う班及び現地モニタリング班は、現地医務福祉班及び緊急被ばく医療現地派遣チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部等）に対し、緊急被ばく医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。</p> <p>⑤ 県は、応急対策活動を行う県の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。</p> <p>⑥ 県は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動</p> <p>1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p> <p><u>県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避、避難誘導等の防護活動</u></p>	<p>・マニュアル改訂の内容を反映</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考												
	<p>(1) 県は、特定事象発生時には、国の指示又は独自の判断により、PAZ内における予防的防護措置（避難）の準備を行うとともに、</p>	<p><u>を実施するものとする。</u> 【現状、原子力発電所のみを対象としているため、【原子力発電所の場合】と【原子力発電所以外の原子力施設の場合】に分けて記述している。】 【原子力発電所の場合】</p> <p><u>（1）県は、警戒事象発生時には、国の指示又は独自の判断により、PAZ内の傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等に係る予防的防護措置（避難）の準備を行うものとする。</u></p>	<p><u>を実施するものとする。</u></p> <p>(1) 県は、警戒事象発生時には、国の指示又は独自の判断により、PAZ内の傷病者、入院患者、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等に係る予防的防護措置（避難）の準備を行うものとする。</p> <p><u>表 警戒事態における緊急時活動レベル</u></p> <table border="1" data-bbox="1567 898 2190 1707"> <thead> <tr> <th data-bbox="1567 898 1938 940">警戒事態の基準</th> <th data-bbox="1938 898 2190 940">措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1567 940 1938 1077">①原子力施設等立地道府県※<sup>1</sup>において、震度6弱以上の地震が発生した場合</td> <td data-bbox="1938 940 2190 1077">体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1077 1938 1213">②原子力施設等立地道府県※<sup>1</sup>において、大津波警報が発令※<sup>2</sup>された場合</td> <td data-bbox="1938 1077 2190 1213"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1213 1938 1297">③東海地震注意情報が発表された場合※<sup>3</sup></td> <td data-bbox="1938 1213 2190 1297"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1297 1938 1528">④原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等※<sup>4</sup></td> <td data-bbox="1938 1297 2190 1528"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1528 1938 1707">⑤その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合</td> <td data-bbox="1938 1528 2190 1707"></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、神奈川県、静岡県、新潟県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、鳥取県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県。ただし、北海道については、後志総合</p>	警戒事態の基準	措置の概要	①原子力施設等立地道府県※ <sup>1</sup> において、震度6弱以上の地震が発生した場合	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。	②原子力施設等立地道府県※ <sup>1</sup> において、大津波警報が発令※ <sup>2</sup> された場合		③東海地震注意情報が発表された場合※ <sup>3</sup>		④原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等※ <sup>4</sup>		⑤その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合		<p>・ 指針 P13 と同一の図を追加</p> <p>・ マニュアル改訂の内容を反映</p> <p>・ 指針 P14「表 2 緊急事態区分と EAL について」の警戒事態を抜粋</p>
警戒事態の基準	措置の概要															
①原子力施設等立地道府県※ <sup>1</sup> において、震度6弱以上の地震が発生した場合	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。															
②原子力施設等立地道府県※ <sup>1</sup> において、大津波警報が発令※ <sup>2</sup> された場合																
③東海地震注意情報が発表された場合※ <sup>3</sup>																
④原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等※ <sup>4</sup>																
⑤その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合																

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
		<p><u>（２）県は、特定事象（原災法１０条事象）発生時には、国の指示又は独自の判断により、ＰＡＺ内における予防的防護措置（避難）の準備を行うとともに、ＰＡＺ内の傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等に係る予防的防護措置（避難）を行うこととし、ＰＡＺを含む市町村にその旨を伝達することとする。また、県は、国の指示又は独自の判断により、ＵＰＺ内における予防的防護措置（屋内退避）の準備を行うこととする。</u></p> <p><u>【災害時要援護者等の避難を実施するにあたり、</u></p>	<p><u>振興局管内に限る。上齋原については、鳥取県も岡山県と同等の扱いとする。また、鹿児島県においては、薩摩川内市（甌島列島を含む）より南に位置する島嶼を除く。</u></p> <p><u>※２ 施設が津波の発生地域から内陸側となる、岡山県及び北海道太平洋沖に発令された場合を除く。</u></p> <p><u>※３ 中部電力株式会社浜岡原子力発電所を警戒事態の対象とする。</u></p> <p><u>※４ 想定される具体例は次のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ 非常用母線への交流電源が１系統（たとえば、原子炉の運転中において、受電している非常用高圧母線への交流電源の供給が１つの電源）になった場合</u></li> <li><u>・ 原子炉の運転中に非常用直流電源が１系統になった場合</u></li> <li><u>・ １次冷却材中の放射性ヨウ素濃度が所定の値を超えた場合</u></li> <li><u>・ 原子炉水位有効燃料長上端未満</u></li> <li><u>・ 自然災害により以下の状況となった場合</u> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>－プラントの設計基準を超える事象</u></li> <li><u>－長期間にわたり原子力施設への侵入が困難になる事象</u></li> </ul> </li> </ul> <p><u>（２）県は、特定事象（原災法１０条事象）発生時には、国の指示又は独自の判断により、ＰＡＺ内における予防的防護措置（避難）の準備を行うとともに、ＰＡＺ内の傷病者、入院患者、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等に係る予防的防護措置（避難）を行うこととし、ＰＡＺを含む市にその旨を伝達することとする。また、県は、国の指示又は独自の判断により、ＵＰＺ内における予防的防護措置（屋内退避）の準備を行うこととする。</u></p> <p><u>表 施設敷地緊急事態における緊急時活動レベル</u></p>	<p>・ マニュアル改訂の内容を反映</p> <p>・ 指針 P14「表 2 緊急事態区分と EAL について</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新		備考
	<p>内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法15条事象）を発出し、PAZ内の避難を指示した場合は、PAZ内の予防的防護措置（避難）を行うこととし、PAZを含む市町に対し、住民等に対する避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民</p>	<p><u>避難者を安全上等のリスクにさらすことなく移動させることが困難であるなど、屋内退避措置を優先させるべきと判断される場合は、屋内退避措置を並行して実施するものとする。】</u></p> <p><u>(3) 県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法15条事象）を発出し、PAZ内の避難を指示した場合は、PAZ内の予防的防護措置（避難）を行うこととし、PAZを含む市町村に対し、住民等に対する避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施すると</u></p>	<p><u>施設敷地緊急事態の基準</u></p> <p><u>①原子炉冷却材の漏えい。</u> <u>②給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動。</u> <u>③蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失。</u> <u>④原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失。</u> <u>⑤全交流電源喪失（5分以上継続）。</u> <u>⑥非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続。</u> <u>⑦原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下。</u> <u>⑧原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失。</u> <u>⑨原子炉制御室の使用不能。</u></p>	<p><u>措置の概要</u></p> <p><u>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難、等の防護措置を行う。</u></p>	<p>て」の施設敷地緊急事態を抜粋</p> <p>・マニュアル改訂に伴う項番号の見直し</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考																
	<p>避難の支援が必要な場合には市町と連携し国に要請するものとする。</p>	<p>ともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。</p> <p><u>また、県は、P A Z内の予防的防護措置（避難）の実施に併せ、国の指示又は独自の判断により、原則としてUPZ内における予防的防護措置（屋内退避）を行うこととし、UPZを含む市町村にその旨を伝達するとともに、UPZ外の市町村に対し、必要に応じて、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。</u></p>	<p>ともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。</p> <p><u>また、県は、P A Z内の予防的防護措置（避難）の実施に併せ、国の指示又は独自の判断により、原則としてUPZ内における予防的防護措置（屋内退避）を行うこととし、UPZを含む市町にその旨を伝達するとともに、UPZ外の市町に対し、必要に応じて、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。</u></p> <p><u>表 全面緊急事態における緊急時活動レベル</u></p> <table border="1" data-bbox="1567 850 2190 1883"> <thead> <tr> <th data-bbox="1567 850 1938 898">全面緊急事態の基準</th> <th data-bbox="1938 850 2190 898">措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1567 898 1938 1123">①原子炉の非常停止が必要な場合において、通常中性子の吸収材により原子炉を停止することができない。</td> <td data-bbox="1938 898 2190 1123">P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1123 1938 1302">②原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失。</td> <td data-bbox="1938 1123 2190 1302">放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1302 1938 1438">③全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能。</td> <td data-bbox="1938 1302 2190 1438">率などに基づく防護措置を実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1438 1938 1564">④原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達。</td> <td data-bbox="1938 1438 2190 1564"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1564 1938 1753">⑤原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失。</td> <td data-bbox="1938 1564 2190 1753"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1753 1938 1837">⑥原子炉を冷却する全ての機能が喪失。</td> <td data-bbox="1938 1753 2190 1837"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1837 1938 1883">⑦全ての非常用直流電源喪</td> <td data-bbox="1938 1837 2190 1883"></td> </tr> </tbody> </table>	全面緊急事態の基準	措置の概要	①原子炉の非常停止が必要な場合において、通常中性子の吸収材により原子炉を停止することができない。	P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、	②原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失。	放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量	③全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能。	率などに基づく防護措置を実施する。	④原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達。		⑤原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失。		⑥原子炉を冷却する全ての機能が喪失。		⑦全ての非常用直流電源喪		<p>・マニュアル改訂の内容を反映</p> <p>・指針P14「表2 緊急事態区分とEALについて」の全面緊急事態を抜粋</p>
全面緊急事態の基準	措置の概要																			
①原子炉の非常停止が必要な場合において、通常中性子の吸収材により原子炉を停止することができない。	P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、																			
②原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失。	放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量																			
③全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能。	率などに基づく防護措置を実施する。																			
④原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達。																				
⑤原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失。																				
⑥原子炉を冷却する全ての機能が喪失。																				
⑦全ての非常用直流電源喪																				

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
<p>また、県は、国と連携し、緊急時モニタリングを実施し、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、UPZを含む市町に対し、住民等に対するUPZ内の屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町と連携し国に要請するものとする。</p> <p>なお、県知事は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。</p>	<p>また、県は、<u>事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、</u>国と連携し、緊急時モニタリングを実施し、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、<u>原子力災害対策指針に基づいたOILの値</u>を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。</p>	<p><u>失が5分以上継続。</u></p> <p><u>⑧炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知。</u></p> <p><u>⑨原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知。</u></p> <p><u>⑩残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続。</u></p> <p><u>⑪原子炉制御室等の使用不能。</u></p> <p><u>⑫照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下。</u></p> <p><u>⑬敷地境界の空間放射線量率5μSv/hが10分以上継続。<sup>※5</sup></u></p> <p><u>※5 落雷及び明らかに当該原子力施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合は除く。</u></p> <p>また、県は、<u>事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、</u>国と連携し、緊急時モニタリングを実施し、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、<u>原子力災害対策指針に基づいたOILの値</u>を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。</p>	<p>・マニュアル改訂の内容を反映</p> <p>・マニュアル改訂の内容を反映</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考									
る。	<p>なお、県の知事は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。</p> <p>【原災法第15条第3項の規定による内閣総理大臣の指示。</p> <p>国は、地方公共団体の要請等に応じ、住民避難の支援を行うとされている。</p> <p><u>避難を実施するにあたり、避難者を安全上等のリスクにさらすことなく移動させることが困難であるなど、屋内退避措置を優先させるべきと判断される場合は、屋内退避措置を並行して実施するものとする。「住民避難の支援が必要な場合」とは、自県での輸送力では不足し他県から輸送手段を調達する場合等、自県で対応できない場合である。ここでいう「市町村」は、UPZを含む市町村のみならず、必要に応じて、UPZ外の市町村も対象とする。</u></p> <p><u>ここでいう「屋内退避」は、避難すべき状況において避難が困難な場合における屋内退避措置の実施又は継続を含む。</u></p> <p><u>OILと各種防護措置の関係については、原子力災害対策指針及び別添4を参照されたい。</u></p> <p><u>UPZ及びUPZ外における避難の実施にあたっては、OILの値に基づき、避難方法（避難（evacuation）か一時移転（temporary relocation）か）を選択することとなる（第2章第8節参照）が、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じよう指示された場合にあっては、この限りではない。</u></p> <p><u>「住民避難の支援が必要な場合」とは、自県での輸送力では不足し他県から輸送手段を調達する場合等、自県で対応できない場合である。】</u></p>	<p>なお、県の知事は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>表 O I L 1、2と防護措置</u></p> <table border="1" data-bbox="1567 583 2190 1801"> <thead> <tr> <th data-bbox="1567 583 1804 678"><u>基準の概要</u></th> <th data-bbox="1804 583 1982 678"><u>初期設定値</u> ※1</th> <th data-bbox="1982 583 2190 678"><u>防護措置の概要</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1567 678 1804 1171"><u>O I L 1</u> <u>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</u></td> <td data-bbox="1804 678 1982 1171"><u>500μSv/h</u> <u>（地上1mで計測した場合の空間放射線量率</u> <u>※2）</u></td> <td data-bbox="1982 678 2190 1171"><u>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1171 1804 1801"><u>O I L 2</u> <u>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</u></td> <td data-bbox="1804 1171 1982 1801"><u>20μSv/h</u> <u>（地上1mで計測した場合の空間放射線量率</u> <u>※2）</u></td> <td data-bbox="1982 1171 2190 1801"><u>1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確</p>	<u>基準の概要</u>	<u>初期設定値</u> ※1	<u>防護措置の概要</u>	<u>O I L 1</u> <u>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</u>	<u>500μSv/h</u> <u>（地上1mで計測した場合の空間放射線量率</u> <u>※2）</u>	<u>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）</u>	<u>O I L 2</u> <u>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</u>	<u>20μSv/h</u> <u>（地上1mで計測した場合の空間放射線量率</u> <u>※2）</u>	<u>1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。</u>	<p>・指針P16「表3OILと防護措置について」のOIL1とOIL2を抜粋</p>
<u>基準の概要</u>	<u>初期設定値</u> ※1	<u>防護措置の概要</u>										
<u>O I L 1</u> <u>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</u>	<u>500μSv/h</u> <u>（地上1mで計測した場合の空間放射線量率</u> <u>※2）</u>	<u>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）</u>										
<u>O I L 2</u> <u>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</u>	<u>20μSv/h</u> <u>（地上1mで計測した場合の空間放射線量率</u> <u>※2）</u>	<u>1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。</u>										

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>(2) 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県はこれらの情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p>(3) 県は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、避難対象区域を含む市町に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p>(4) 県は、国の協力のもと、市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。また、この場合、県は受入先の市町と協議のうえ、要避難</p>	<p>(4) 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、<u>緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測</u>その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県はこれらの情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p>(5) 県は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、避難対象区域を含む市町村に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p>【災害対策基本法第72条第1項の規定による。】</p> <p>(6) 県は、国の協力のもと、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。また、この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、</p>	<p><u>になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。</u></p> <p><u>※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。</u></p> <p><u>※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。</u></p> <p>(4) 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、<u>緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測</u>その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県はこれらの情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p>(5) 県は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、避難対象区域を含む市町村に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p>(6) 県は、国の協力のもと、市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実</p>	<p>・マニュアル改訂に伴う項番号の見直し</p> <p>・マニュアル改訂の内容を反映</p> <p>・マニュアル改訂に伴う項番号の見直し</p> <p>・マニュアル改訂に伴う項番号の見直し</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>区域の市町に対し避難所となる施設を示すものとする。</p> <p>なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。</p>	<p>要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示すものとする。</p> <p>なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。</p> <p>【関係周辺都道府県の市町村に避難所となる施設を指定する場合には、関係周辺都道府県及び市町村とあらかじめ協議しておくものとする。】</p> <p>【原子力発電所以外の原子力施設の場合】</p> <p>（１）県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣の指示に従い、<u>又は独自の判断により</u>、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。</p> <p>【原災法第15条第3項の規定による内閣総理大臣の指示。国は、地方公共団体の要請等に応じ、住民避難の支援を行うとされている。</p> <p><u>「住民避難の支援が必要な場合」とは、自県での輸送力では不足し他県から輸送手段を調達する場合等、自県で対応できない場合である。】</u></p> <p>（２）県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、避難所の所在、災害の概要、<u>緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気拡散予測</u>その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。</p> <p>（３）県は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、市町村に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。</p> <p>また、避難状況の確認結果については、原子力災</p>	<p>区域の市町に対し避難所となる施設を示すものとする。</p> <p>なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>2 避難場所</p> <p>(1) 県は、避難対象区域を含む市町に対し、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所の開設、住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設することを支援するものとする。</p> <p>(2) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、それぞれの避難場所に收容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市町に提供するものとする。</p> <p>(3) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、避難場所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベ</p>	<p>害対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p>(4) 県は、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。なお、この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示すものとする。</p> <p>【災害対策基本法第72条第1項の規定による。関係周辺都道府県の市町村に避難所となる施設を指定する場合には、関係周辺都道府県及び市町村とあらかじめ協議しておくものとする。】</p> <p>2. 避難場所</p> <p>(1) 県は、避難対象区域を含む市町村に対し、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所の開設、住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設することを支援するものとする。</p> <p>(2) 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、それぞれの避難場所に收容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市町村に提供するものとする。</p> <p>(3) 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、避難場所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベ</p>	<p>2 避難場所</p> <p>(1) 県は、避難対象区域を含む市町に対し、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所の開設、住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設することを支援するものとする。</p> <p>(2) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、それぞれの避難場所に收容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市町に提供するものとする。</p> <p>(3) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、避難場所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベ</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>ッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>(4) 避難場所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、県は、国と連携し、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p> <p>特に、県は市町と連携し、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>また、県は市町と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p> <p>なお、県は市町と連携し、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(5) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の</p>	<p>ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>(4) 県は、厚生労働省と連携し、避難場所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p> <p>特に、<b>傷病者、入院患者</b>、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>また、県は市町村と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p> <p>なお、県は市町村と連携し、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(5) 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下</p>	<p>ッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>(4) 避難場所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、県は、国と連携し、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p> <p>特に、県は市町と連携し、<b>傷病者、入院患者</b>、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>また、県は市町と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p> <p>なお、県は市町と連携し、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(5) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の</p>	<p>・マニュアル改訂の内容を反映</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。</p> <p>(6) 県は、国及び避難対象区域を含む市町と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>(7) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行うものとする。</p> <p>(8) 県は、国及び避難対象区域を含む市町と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>(9) 県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。</p> <p>3 広域一時滞在</p> <p>(1) 被災市町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅</p>	<p>着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。</p> <p>(6) 県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>(7) 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行うものとする。</p> <p>(8) 県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>(9) 県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調整が必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。</p> <p>3. 広域一時滞在</p> <p>(1) 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設</p>	<p>女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。</p> <p>(6) 県は、国及び避難対象区域を含む市町と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>(7) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行うものとする。</p> <p>(8) 県は、国及び避難対象区域を含む市町と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>(9) 県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。</p> <p>3 広域一時滞在</p> <p>(1) 被災市町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとされている。</p> <p>(2) 県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待ついとまがないときは、市町の要請を待たないで、広域一時滞在のための要請を当該市町に代わって行うものとする。</p> <p>(3) 国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとされており、県は、市町から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。</p> <p>(4) 原子力災害対策本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとされている。また、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するとともに、要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとされている。</p> <p>県は必要に応じ、原子力災害対策本部等に、広域的避難収容実施計画の作成を要請するものとする。</p> <p>(5) 県は、被災した場合、避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁と連携し、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。</p> <p>4 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施</p>	<p>住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとされている。</p> <p>(2) 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要請を待ついとまがないときは、市町村の要請を待たないで、広域一時滞在のための要請を当該市町村に代わって行うものとする。</p> <p>(3) 国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとされており、県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。</p> <p>(4) 原子力災害対策本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとされている。また、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するとともに、要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとされている。</p> <p>県は必要に応じ、原子力災害対策本部等に、広域的避難収容実施計画の作成を要請するものとする。</p> <p>(5) 県は、被災した場合、避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁と連携し、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。</p> <p>4. 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施</p>	<p>等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとされている。</p> <p>(2) 県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待ついとまがないときは、市町の要請を待たないで、広域一時滞在のための要請を当該市町に代わって行うものとする。</p> <p>(3) 国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとされており、県は、市町から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。</p> <p>(4) 原子力災害対策本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとされている。また、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するとともに、要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとされている。</p> <p>県は必要に応じ、原子力災害対策本部等に、広域的避難収容実施計画の作成を要請するものとする。</p> <p>(5) 県は、被災した場合、避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁と連携し、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。</p> <p>4 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考									
<p>原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難の際の住民等に対するスクリーニングを行う際の基準を決定し、地方公共団体に連絡するものとされている。</p> <p>県は、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等が避難区域等から避難した後に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染を行うものとする。</p>	<p>原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難の際の住民等に対するスクリーニングを行う際の基準を決定し、地方公共団体に連絡するものとされている。</p> <p>県は、<u>原子力災害対策指針に基づき</u>、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染を行うものとする。</p> <p>【避難輸送に使用する車両及びその乗務員については、携行物も含めるものとする。】</p>	<p>原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難の際の住民等に対するスクリーニングを行う際の基準を決定し、地方公共団体に連絡するものとされている。</p> <p>県は、<u>原子力災害対策指針に基づき</u>、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>表 O I L 4 と防護措置について</u></p> <table border="1" data-bbox="1567 850 2190 1617"> <thead> <tr> <th data-bbox="1567 850 1804 940"><u>基準の概要</u></th> <th data-bbox="1804 850 1982 940"><u>初期設定値</u> ※1</th> <th data-bbox="1982 850 2190 940"><u>防護措置の概要</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1567 940 1804 1617"><u>O I L 4</u> <u>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</u></td> <td data-bbox="1804 940 1982 1617"><u>β線：</u> <u>40,000 cpm</u> ※3 <u>（皮膚から数cmでの検出器の計数率）</u></td> <td data-bbox="1982 940 2190 1617"><u>避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1804 1255 1982 1617"><u>β線：</u> <u>13,000cpm※</u> <u>4【1ヶ月後の値】</u> <u>（皮膚から数cmでの検出器の計数率）</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。</p> <p>※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計</p>	<u>基準の概要</u>	<u>初期設定値</u> ※1	<u>防護措置の概要</u>	<u>O I L 4</u> <u>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</u>	<u>β線：</u> <u>40,000 cpm</u> ※3 <u>（皮膚から数cmでの検出器の計数率）</u>	<u>避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。</u>		<u>β線：</u> <u>13,000cpm※</u> <u>4【1ヶ月後の値】</u> <u>（皮膚から数cmでの検出器の計数率）</u>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアル改訂の内容を反映</li> <li>・マニュアル改訂の内容を反映</li> <li>・指針P16「表3 O I L と防護措置について」のO I L 4を抜粋</li> </ul>
<u>基準の概要</u>	<u>初期設定値</u> ※1	<u>防護措置の概要</u>										
<u>O I L 4</u> <u>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</u>	<u>β線：</u> <u>40,000 cpm</u> ※3 <u>（皮膚から数cmでの検出器の計数率）</u>	<u>避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。</u>										
	<u>β線：</u> <u>13,000cpm※</u> <u>4【1ヶ月後の値】</u> <u>（皮膚から数cmでの検出器の計数率）</u>											

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>5. 安定ヨウ素剤の予防服用 県は、原子力災害対策指針を踏まえ、国が決定した方針に従い、又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>6 災害時要援護者等への配慮 (1) 県は、市町と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、災害時要援護者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。 (2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護</p>	<p>5. 安定ヨウ素剤の予防服用 県は、原子力災害対策指針を踏まえ、<u>国の指示</u>又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用が<u>必要となった</u>場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、<u>服用にあたっての注意を払った上で</u>、服用すべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。 <u>【PAZ内の住民等への安定ヨウ素剤の服用措置に関する事項等については、原子力規制委員会での検討結果が原子力災害対策指針に記された段階で、マニュアル本文に記載を行うこととする。】</u></p> <p>6. 災害時要援護者等への配慮 (1) 県は、市町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、災害時要援護者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。 (2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護</p>	<p><u>数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm2相当となる。</u> <u>他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。</u> <u>※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm2相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。</u></p> <p>5. 安定ヨウ素剤の予防服用 県は、原子力災害対策指針を踏まえ、<u>国の指示</u>又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用が<u>必要となった</u>場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、<u>服用にあたっての注意を払った上で</u>、服用すべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>6 災害時要援護者等への配慮 (1) 県は、市町と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、災害時要援護者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、<u>障害のある人</u>向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。 (2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護</p>	<p>・マニュアル改訂の内容を反映</p> <p>・記載の見直し</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。</p> <p>また、県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、受入れ協力を要請するものとする。</p> <p>(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。</p> <p>7 学校等施設における避難措置</p> <p>学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。</p> <p>8 不特定多数の者が利用する施設における避難</p>	<p>看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。</p> <p>また、県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、受入れ協力を要請するものとする。</p> <p>(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。</p> <p>7. 学校等施設における避難措置</p> <p>学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。</p> <p>【学校等施設の避難の連絡先については、県と市町村で重複しないよう調整するものとする。】</p> <p>8. 不特定多数の者が利用する施設における避難</p>	<p>師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。</p> <p>また、県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、受入れ協力を要請するものとする。</p> <p>(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。</p> <p>7 学校等施設における避難措置</p> <p>学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。</p> <p>8 不特定多数の者が利用する施設における避難</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考																		
	<p>措置</p> <p>地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。</p> <p>9 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置</p> <p>県は、市町長等が設定した警戒区域もしくは避難を勧告又は指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="261 1031 884 1346"> <thead> <tr> <th>措置内容</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">立入制限 及び 交通規制</td> <td>1 市 町</td> </tr> <tr> <td>2 消防機関</td> </tr> <tr> <td>3 静岡県警察本部</td> </tr> <tr> <td>4 清水海上保安部</td> </tr> <tr> <td>5 東京空港事務所</td> </tr> <tr> <td>6 道路管理者</td> </tr> </tbody> </table> <p>10 飲食物、生活必需品等の供給</p> <p>(1) 県は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。</p>	措置内容	関係機関	立入制限 及び 交通規制	1 市 町	2 消防機関	3 静岡県警察本部	4 清水海上保安部	5 東京空港事務所	6 道路管理者	<p>措置</p> <p>地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。</p> <p>9. 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置</p> <p>県は、市町村長等が設定した警戒区域もしくは避難を勧告又は指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。</p> <p>10. 飲食物、生活必需品等の供給</p> <p>(1) 県は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者等のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。</p>	<p>措置</p> <p>地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。</p> <p>9 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置</p> <p>県は、市町長等が設定した警戒区域もしくは避難を勧告又は指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1567 1031 2190 1346"> <thead> <tr> <th>措置内容</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">立入制限 及び 交通規制</td> <td>1 市 町</td> </tr> <tr> <td>2 消防機関</td> </tr> <tr> <td>3 静岡県警察本部</td> </tr> <tr> <td>4 清水海上保安部</td> </tr> <tr> <td>5 東京空港事務所</td> </tr> <tr> <td>6 道路管理者</td> </tr> </tbody> </table> <p>10 飲食物、生活必需品等の供給</p> <p>(1) 県は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者等のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。</p>	措置内容	関係機関	立入制限 及び 交通規制	1 市 町	2 消防機関	3 静岡県警察本部	4 清水海上保安部	5 東京空港事務所	6 道路管理者	
措置内容	関係機関																					
立入制限 及び 交通規制	1 市 町																					
	2 消防機関																					
	3 静岡県警察本部																					
	4 清水海上保安部																					
	5 東京空港事務所																					
	6 道路管理者																					
措置内容	関係機関																					
立入制限 及び 交通規制	1 市 町																					
	2 消防機関																					
	3 静岡県警察本部																					
	4 清水海上保安部																					
	5 東京空港事務所																					
	6 道路管理者																					

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>(2) 被災した県は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。</p> <p>(3) 被災した県及び市町は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。</p> <p>(4) 被災した県は、被災市町における備蓄物資等が不足するなど緊急事態応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町に対する物資を確保し輸送するものとする。</p> <p>(5) 被災した県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。</p> <p>なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために必要があるときに限り、当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。</p> <p>第5節 治安の確保及び火災の予防</p> <p>県は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未</p>	<p>(2) 被災した県は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。</p> <p>(3) 被災した県及び市町村は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。</p> <p>(4) 被災した県は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど緊急事態応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。</p> <p>(5) 被災した県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。</p> <p>なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために必要があるときに限り、当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。</p> <p>第5節 治安の確保及び火災の予防</p> <p>県は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未</p>	<p>(2) 被災した県は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。</p> <p>(3) 被災した県及び市町は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。</p> <p>(4) 被災した県は、被災市町における備蓄物資等が不足するなど緊急事態応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町に対する物資を確保し輸送するものとする。</p> <p>(5) 被災した県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。</p> <p>なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために必要があるときに限り、当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。</p> <p>第5節 治安の確保及び火災の予防</p> <p>県は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未</p>	

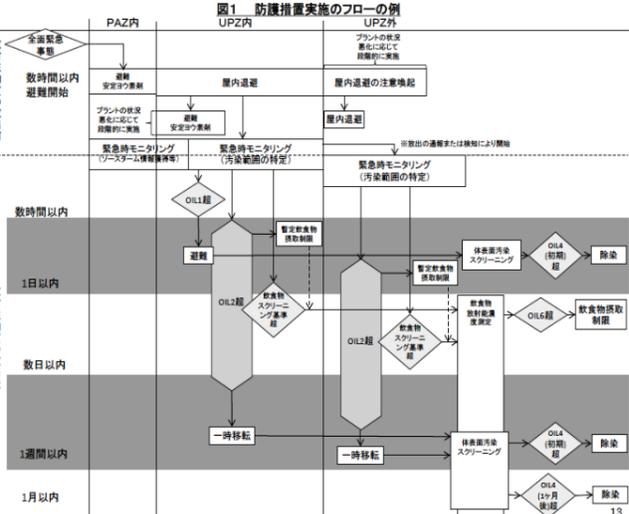
静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考						
	<p>然防止に努めるとともに、国と協力の上、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。</p> <p>第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p>(1) 県は、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、飲食物の検査を実施する。</p> <p>(2) 県は、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。</p>	<p>然防止に努めるとともに、国と協力のうえ、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。</p> <p>第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p><u>(1) 県は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、併せて、当該勧告等の対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。</u></p> <p><u>【地域生産物の範囲については、原子力災害対策指針及び別添4を参照されたい。】</u></p> <p><u>(2) 県は、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。</u></p> <p><u>(3) 県は、原子力災害対策指針に基づいたOILの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。</u></p> <p><u>【OILと飲食物摂取制限措置の関係については、原子力災害対策指針及び別添4を参照されたい。】</u></p>	<p>然防止に努めるとともに、国と協力の上、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。</p> <p>第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p><u>(1) 県は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、併せて、当該勧告等の対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。</u></p> <p><u>(2) 県は、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。</u></p> <p><u>(3) 県は、原子力災害対策指針に基づいたOILの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。</u></p> <p><u>表 飲食物に係るスクリーニング基準<sup>※9</sup></u></p> <table border="1" data-bbox="1567 1297 2190 1749"> <thead> <tr> <th data-bbox="1567 1297 1804 1388">基準の概要</th> <th data-bbox="1804 1297 1982 1388">初期設定値<sup>※1</sup></th> <th data-bbox="1982 1297 2190 1388">防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1567 1388 1804 1749"><u>OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</u></td> <td data-bbox="1804 1388 1982 1749"><u>0.5μSv/h<sup>※6</sup>（地上1mで計測した場合の空間放射線量率<sup>※2</sup></u></td> <td data-bbox="1982 1388 2190 1749"><u>数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値</u></p>	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>	防護措置の概要	<u>OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</u>	<u>0.5μSv/h<sup>※6</sup>（地上1mで計測した場合の空間放射線量率<sup>※2</sup></u>	<u>数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。</u>	<p>・マニュアル改訂の内容を反映</p> <p>・マニュアル改訂の内容を反映</p> <p>・マニュアル改訂の内容を反映</p> <p>・指針P16「表3OILと防護措置について」の飲食物に係るスクリーニング基準を抜粋</p>
基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>	防護措置の概要								
<u>OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</u>	<u>0.5μSv/h<sup>※6</sup>（地上1mで計測した場合の空間放射線量率<sup>※2</sup></u>	<u>数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。</u>								

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考			
			<p><u>は改定される。</u></p> <p><u>※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。</u></p> <p><u>※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。</u></p> <p><u>※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>表 OIL6と防護措置について</u></p> <p><u>基準の概要</u></p> <p><u>経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</u></p> <p><u>防護措置の概要</u></p> <p><u>1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。</u></p> <table border="1" data-bbox="1567 1791 2193 1879"> <tr> <td data-bbox="1567 1791 1795 1879"><u>核種<sup>※7</sup></u></td> <td data-bbox="1795 1791 1985 1879"><u>飲料水 牛乳・乳製品</u></td> <td data-bbox="1985 1791 2193 1879"><u>野菜類、穀類、 肉、卵、</u></td> </tr> </table>	<u>核種<sup>※7</sup></u>	<u>飲料水 牛乳・乳製品</u>	<u>野菜類、穀類、 肉、卵、</u>	<p>・指針P16「表3OILと防護措置について」のOIL6を抜粋</p>
<u>核種<sup>※7</sup></u>	<u>飲料水 牛乳・乳製品</u>	<u>野菜類、穀類、 肉、卵、</u>					

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考															
		<table border="1" data-bbox="1567 359 2196 676"> <tr> <td></td> <td></td> <td>魚、その他</td> </tr> <tr> <td>放射性ヨウ素</td> <td>300Bq/kg</td> <td>2,000Bq/kg<sup>※8</sup></td> </tr> <tr> <td>放射性セシウム</td> <td>200Bq/kg</td> <td>500Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td> <td>1Bq/kg</td> <td>10Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>ウラン</td> <td>20Bq/kg</td> <td>100Bq/kg</td> </tr> </table> <p data-bbox="1567 688 2196 808">※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。</p> <p data-bbox="1567 823 2033 850">※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。</p> 			魚、その他	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg <sup>※8</sup>	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	
		魚、その他																
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg <sup>※8</sup>																
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg																
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg																
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg																
<p>第7節 緊急輸送活動</p> <p>1 緊急輸送活動</p> <p>(1) 緊急輸送の順位</p> <p>県は、応急対策実施区域を含む市町及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。</p> <p>第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループのメンバー</p> <p>第2順位 避難者の輸送（PAZ など緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展</p>	<p>第7節 緊急輸送活動</p> <p>1. 緊急輸送活動</p> <p>(1) 緊急輸送の順位</p> <p>県は、応急対策実施区域を含む市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。</p> <p>第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループのメンバー</p> <p>第2順位 避難者の輸送（PAZ など緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展</p>	<p>第7節 緊急輸送活動</p> <p>1 緊急輸送活動</p> <p>(1) 緊急輸送の順位</p> <p>県は、応急対策実施区域を含む市町及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。</p> <p>第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループのメンバー</p> <p>第2順位 避難者の輸送（PAZ など緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展</p>																

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>予測のための専門家・資機材の輸送 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送 第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送</p> <p>(2) 緊急輸送の範囲 緊急輸送の範囲は次のとおりとする。</p> <p>①救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 ②負傷者、避難者等 ③対応方針を定める少人数のグループのメンバー（国及び県の現地対策本部長、市町の対策本部長等）緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材 ④コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材 ⑤食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 ⑥その他緊急に輸送を必要とするもの</p> <p>(3) 緊急輸送体制の確立 ①県は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。 ②県は、人員、車両等の調達に関して、別表の関</p>	<p>予測のための専門家・資機材の輸送 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送 第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送</p> <p>【応急対策実施区域を含む市町村以外の市町村においても、必要に応じて、緊急輸送活動を行うものとする。】</p> <p>(2) 緊急輸送の範囲 緊急輸送の範囲は以下のものとする。 ※ 緊急輸送の範囲・・・略</p> <p>【緊急輸送の範囲を例示すれば、以下のようなものが考えられる。</p> <p>①救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 ②負傷者、避難者等 ③対応方針を定める少人数のグループのメンバー（国及び県の現地対策本部長、市町村の対策本部長等）緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材 ④コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材 ⑤食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 ⑥その他緊急に輸送を必要とするもの】</p> <p>(3) 緊急輸送体制の確立 ①県は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。 ②県は、人員、車両等の調達に関して、別表の関</p>	<p>予測のための専門家・資機材の輸送 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送 第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送</p> <p>(2) 緊急輸送の範囲 緊急輸送の範囲は次のとおりとする。</p> <p>①救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 ②負傷者、避難者等 ③対応方針を定める少人数のグループのメンバー（国及び県の現地対策本部長、市町の対策本部長等）緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材 ④コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材 ⑤食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 ⑥その他緊急に輸送を必要とするもの</p> <p>(3) 緊急輸送体制の確立 ①県は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。 ②県は、人員、車両等の調達に関して、別表の関</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考																								
	<p>係機関のほか、輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ、周辺市町や周辺県に支援を要請するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="261 493 896 997"> <thead> <tr> <th>輸送内容</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">モニタリング要員 各種資機材</td> <td>1 (社)静岡県トラック協会</td> </tr> <tr> <td>2 日本通運(株)</td> </tr> <tr> <td>3 自衛隊</td> </tr> <tr> <td>4 静岡県警察本部(緊急輸送路の確保、車両の先導等)</td> </tr> <tr> <td>5 第三管区海上保安本部</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">避難住民等</td> <td>1 (社)静岡県バス協会</td> </tr> <tr> <td>2 自衛隊</td> </tr> <tr> <td>3 静岡県警察本部(緊急輸送路の確保、車両の先導等)</td> </tr> </tbody> </table> <p>③県は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。</p> <p>2 緊急輸送のための交通確保</p> <p>(1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針</p> <p>県警察は、緊急輸送のための交通確保について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、交通規制を実施するとともに交通情報の提供を行うものとする。交通規制の実施にあたっては、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。</p> <p>県警察は、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動のための先導等に関しては、あらかじめ定めた手続等に従い適切に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 交通の確保</p> <p>県警察は、現地の警察職員、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用</p>	輸送内容	関係機関	モニタリング要員 各種資機材	1 (社)静岡県トラック協会	2 日本通運(株)	3 自衛隊	4 静岡県警察本部(緊急輸送路の確保、車両の先導等)	5 第三管区海上保安本部	避難住民等	1 (社)静岡県バス協会	2 自衛隊	3 静岡県警察本部(緊急輸送路の確保、車両の先導等)	<p>係機関のほか、輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ、周辺市町村や周辺県に支援を要請するものとする。</p> <p>別表・・・・・・・・略</p> <p>③県は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。</p> <p>2. 緊急輸送のための交通確保</p> <p>(1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針</p> <p>県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。交通規制の実施にあたっては、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。</p> <p>また、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動のための先導等に関しては、あらかじめ定めた手続等に従い適切に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 交通の確保</p> <p>県警察は、現地の警察職員、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。</p>	<p>係機関のほか、輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ、周辺市町や周辺県に支援を要請するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1567 493 2202 997"> <thead> <tr> <th>輸送内容</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">モニタリング要員 各種資機材</td> <td>1 (社)静岡県トラック協会</td> </tr> <tr> <td>2 日本通運(株)</td> </tr> <tr> <td>3 自衛隊</td> </tr> <tr> <td>4 静岡県警察本部(緊急輸送路の確保、車両の先導等)</td> </tr> <tr> <td>5 第三管区海上保安本部</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">避難住民等</td> <td>1 (社)静岡県バス協会</td> </tr> <tr> <td>2 自衛隊</td> </tr> <tr> <td>3 静岡県警察本部(緊急輸送路の確保、車両の先導等)</td> </tr> </tbody> </table> <p>③県は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。</p> <p>2 緊急輸送のための交通確保</p> <p>(1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針</p> <p>県警察は、緊急輸送のための交通確保について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、交通規制を実施するとともに交通情報の提供を行うものとする。交通規制の実施にあたっては、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。</p> <p>県警察は、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動のための先導等に関しては、あらかじめ定めた手続等に従い適切に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 交通の確保</p> <p>県警察は、現地の警察職員、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用</p>	輸送内容	関係機関	モニタリング要員 各種資機材	1 (社)静岡県トラック協会	2 日本通運(株)	3 自衛隊	4 静岡県警察本部(緊急輸送路の確保、車両の先導等)	5 第三管区海上保安本部	避難住民等	1 (社)静岡県バス協会	2 自衛隊	3 静岡県警察本部(緊急輸送路の確保、車両の先導等)	
輸送内容	関係機関																											
モニタリング要員 各種資機材	1 (社)静岡県トラック協会																											
	2 日本通運(株)																											
	3 自衛隊																											
	4 静岡県警察本部(緊急輸送路の確保、車両の先導等)																											
	5 第三管区海上保安本部																											
避難住民等	1 (社)静岡県バス協会																											
	2 自衛隊																											
	3 静岡県警察本部(緊急輸送路の確保、車両の先導等)																											
輸送内容	関係機関																											
モニタリング要員 各種資機材	1 (社)静岡県トラック協会																											
	2 日本通運(株)																											
	3 自衛隊																											
	4 静岡県警察本部(緊急輸送路の確保、車両の先導等)																											
	5 第三管区海上保安本部																											
避難住民等	1 (社)静岡県バス協会																											
	2 自衛隊																											
	3 静岡県警察本部(緊急輸送路の確保、車両の先導等)																											

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>して、交通状況を迅速に把握するものとする。</p> <p>県警察は、緊急輸送を確保するため、必要な路線・区間において、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。</p> <p>県警察は、交通規制等に当たって、原子力災害合同対策協議会において、道路管理者と相互に密接な連絡をとるものとする。</p> <p>第8節 救助・救急、消火及び緊急被ばく医療活動 1 救助・救急活動及び消火活動 (1) 県は、関係消防機関の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道府県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。 (2) 県は、関係消防機関から救助・救急及び消火活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内他市町及び消防機関、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。</p>	<p>県警察は、緊急輸送を確保するため、<b>必要に応じ</b>て、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。</p> <p>県警察は、交通規制に当たって、原子力災害合同対策協議会において、道路管理者と相互に密接な連絡をとるものとする。</p> <p>【原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、県の災害対策本部、県の現地災害対策本部等設置時にはその機動力が同時に発揮されるように、その活動の態様に応じた車両、人員の編成を定めるものとする。この場合、国、市町村、〇〇県トラック協会、〇〇バス株式会社、日本通運(株)〇〇支店等との間で事前協議し、連絡手段、確保要請手段等を定めておくことが望ましい。</p> <p>なお、輸送車両の把握管理にあたって災害対策本部内に事務担当者を定め、輸送手段の競合や過不足が生じないように調整するものとする。】</p> <p>第8節 救助・救急、消火及び医療活動 1. 救助・救急及び消火活動 (1) 県は、市町村の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道府県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。 (2) 県は、市町村から救助・救急及び消火活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内他市町村、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。</p>	<p>して、交通状況を迅速に把握するものとする。</p> <p>県警察は、緊急輸送を確保するため、必要な路線・区間において、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。</p> <p>県警察は、交通規制等に当たって、原子力災害合同対策協議会において、道路管理者と相互に密接な連絡をとるものとする。</p> <p>第8節 救助・救急、消火及び緊急被ばく医療活動 1 救助・救急活動及び消火活動 (1) 県は、関係消防機関の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道府県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。 (2) 県は、関係消防機関から救助・救急及び消火活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内他市町及び消防機関、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>(3) 県は、市町から他都道府県の応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った市町に連絡するものとする。</p> <p>なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。</p> <p>①救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間</p> <p>②応援要請を行う消防隊の種別と部隊数</p> <p>③市町への進入経路及び集結（待機）場所</p> <p>2 緊急被ばく医療活動等</p> <p>(1) 県は、必要に応じ、発電所職員及び住民等に対し、簡易な測定法による放射性物質の汚染の把握、スクリーニング及び緊急被ばく医療措置を講ずるものとし、それらを実施する組織及び具体的な内容については、緊急被ばく医療活動実施要領に定める。</p> <p>(2) 県は、必要と認められる場合は、県内の国の開設する病院、県立病院をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。</p> <p>(3) 近隣の診療所及び健康福祉センターは、傷病者の心理的動揺等について十分配慮しつつ、通常の一般的傷病、身体的異常及び疾病の悪化に対する処置を行う。</p> <p>(4) 緊急被ばく医療措置については、次表のとおり分類し、それぞれの分類に応じた緊急被ばく医療措置を対応する医療機関等が講ずるものとする。</p>	<p>(3) 県は、市町村から他都道府県の応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに広域消防応援隊、緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った市町村に連絡するものとする。</p> <p>なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。</p> <p>①救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間</p> <p>②応援要請を行う消防機関の種別と人員</p> <p>③市町村への進入経路及び集結（待機）場所</p> <p>【緊急事態宣言発出時には、緊急消防援助隊の派遣要請について準備しておくものとする。】</p> <p>2. 医療活動等</p> <p>(1) 県は、緊急時医療本部に各医療関係者等よりなる医療班、救護班等を別表のように編成し、緊急医療活動を行う。</p> <p>別表・・・・・・・・略</p> <p>また、県は、必要と認められる場合は、国立病院、国立大学付属病院、県立病院をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。</p> <p>【放射能汚染の検査、除染、医療措置等を行える医療体制の中核となる医療機関を定めるとともに、救急医療機関との連絡体制について定める。住民の健康管理を主とした緊急時における医師の確保、医療班の編成を医療機関の協力により動員数を定めておくものとする。】</p>	<p>(3) 県は、市町から他都道府県の応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った市町に連絡するものとする。</p> <p>なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。</p> <p>①救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間</p> <p>②応援要請を行う消防隊の種別と部隊数</p> <p>③市町への進入経路及び集結（待機）場所</p> <p>2 緊急被ばく医療活動等</p> <p>(1) 県は、必要に応じ、発電所職員及び住民等に対し、簡易な測定法による放射性物質の汚染の把握、スクリーニング及び緊急被ばく医療措置を講ずるものとし、それらを実施する組織及び具体的な内容については、緊急被ばく医療活動実施要領に定める。</p> <p>(2) 県は、必要と認められる場合は、県内の国の開設する病院、県立病院をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。</p> <p>(3) 近隣の診療所及び健康福祉センターは、傷病者の心理的動揺等について十分配慮しつつ、通常の一般的傷病、身体的異常及び疾病の悪化に対する処置を行う。</p> <p>(4) 緊急被ばく医療措置については、次表のとおり分類し、それぞれの分類に応じた緊急被ばく医療措置を対応する医療機関等が講ずるものとする。</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

旧				地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）				新				備考	
区分	初期被ばく 医療	二次被ばく 医療	三次被ばく 医療					区分	初期被ばく 医療	二次被ばく 医療	三次被ばく 医療		
診療 機能	外来診療	入院診療	専門的入院 診療					診療 機能	外来診療	入院診療	専門的入院 診療		
医療 機関 等	1 救護所等 （避難所） （※1） 2 浜岡原子 力発電所 内医療施 設 3 別表（3－ 8－2）に 定める病 院	県立総合病 院 浜松医科大 学医学部附 属病院 （別表3－ 8－3）	放射線医学 総合研究 所 （別表3－ 8－4）					医療 機関 等	1 救護所等 （避難所） （※1） 2 浜岡原子 力発電所 内医療施 設 3 別表（3－ 8－2）に 定める病 院	県立総合病 院 浜松医科大 学医学部附 属病院 （別表3－ 8－3）	放射線医学 総合研究 所 （別表3－ 8－4）		
スク リー ニン グ、 線量 評価 （※ 2）	1 スクリー ニング 2 簡易な放 射線測定 による個 人線量評 価	1 スクリー ニング 2 専門的な 個人線量 評価（三次 被ばく医 療機関か らの技術 支援）	1 高度専門 的な個人 線量評価					スク リー ニン グ、 線量 評価 （※ 2）	1 スクリー ニング 2 簡易な放 射線測定 による個 人線量評 価	1 スクリー ニング 2 専門的な 個人線量 評価（三次 被ばく医 療機関か らの技術 支援）	1 高度専門 的な個人 線量評価		
除染	ふき取り等 の簡易な除 染等	シャワー設 備等を利用 した除染等	初期及び二 次医療機関 で行われる 除染に加え、 必要に応じ た肺洗浄等 の高度な専 門的除染					除染	ふき取り等 の簡易な除 染等	シャワー設 備等を利用 した除染等	初期及び二 次医療機関 で行われる 除染に加え、 必要に応じ た肺洗浄等 の高度な専 門的除染		

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

旧				地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）				新				備考				
診療	1 安定ヨウ素剤服用等放射線障害予防措置	1 局所被ばく患者の診療開始	1 重篤な局所被ばく患者の診療													
	2 救急蘇生法等	2 高線量被ばく患者の診療開始	2 高線量被ばく患者の診療等											2 救急蘇生法等	2 高線量被ばく患者の診療開始	2 高線量被ばく患者の診療等
	3 合併損傷（創傷、熱傷等）の初期治療	3 合併損傷の治療	3 重症の合併損傷の治療											3 合併損傷（創傷、熱傷等）の初期治療	3 合併損傷の治療	3 重症の合併損傷の治療
4 内部被ばく患者に対する初期対応等	4 内部被ばくに対する診療の開始等	4 重篤な内部被ばく患者に対する診療等	4 内部被ばく患者に対する初期対応等	4 内部被ばくに対する診療の開始等	4 重篤な内部被ばく患者に対する診療等											
資機材等	被ばく患者の救急外来診療を行う医療関係者に必要な資機材等	除染用シャワー設備等	専門的線量評価資機材等													
支援機能	医療機関と浜岡原子力発電所の連携（各種サーベイメータ、放射線管理要員の派遣等）	1 初期被ばく医療及び二次被ばく医療機関相互への技術的支援、専門家派遣 2 原子力緊急事態用救急医療資機材の	1 他の緊急被ばく医療機関への技術的支援、専門家派遣 2 原子力緊急事態用救急医療資機材の貸出等													

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

旧				地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新				備考
		貸出等				貸出等			
連携	1 外来診療 で完結 2 外来診療 →転送 (※3)	1 入院診療 2 診療開始 →転送 (※3)	専門医療機 関間での転 送		連携	1 外来診療 で完結 2 外来診療 →転送 (※3)	1 入院診療 2 診療開始 →転送 (※3)	専門医療機 関間での転 送	
搬送 機関	医療機関相 互の転送は、 原則として 医療機関が 行うが、医療 機関による 搬送が困難 な場合は関 係市町及び 消防機関が 行う。	医療機関相 互の転送は、 原則として 医療機関が 行うが、医療 機関による 搬送が困難 な場合は関 係市町及び 消防機関が 行う。	(独)放射線 医学総合研 究所への搬 送は、県、県 警察本部及 び自衛隊の ヘリコプタ ーによる。		搬送 機関	医療機関相 互の転送は、 原則として 医療機関が 行うが、医療 機関による 搬送が困難 な場合は関 係市町及び 消防機関が 行う。	医療機関相 互の転送は、 原則として 医療機関が 行うが、医療 機関による 搬送が困難 な場合は関 係市町及び 消防機関が 行う。	(独)放射線 医学総合研 究所への搬 送は、県、県 警察本部及 び自衛隊の ヘリコプタ ーによる。	
<p>(※1) 救護所等においては、(別表3-8-1)の医療機関から派遣される各チームにより、緊急被ばく医療活動が実施される。</p> <p>(※2) スクリーニング及び線量評価は、県放射線技師会等の協力を得て行う。</p> <p>(※3) 転送は、一般の診療所・病院、二次被ばく医療機関、三次被ばく医療機関等への転送をいう。</p> <p>(5) 初期及び二次被ばく医療の実施に当たり、必要に応じて(独)放射線医学総合研究所、国の開設する病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの専門的な助言を受け、実施するものとする。</p> <p>(6) 医療班等は、必要に応じて(独)放射線医学</p>					<p>(※1) 救護所等においては、(別表3-8-1)の医療機関から派遣される各チームにより、緊急被ばく医療活動が実施される。</p> <p>(※2) スクリーニング及び線量評価は、県放射線技師会等の協力を得て行う。</p> <p>(※3) 転送は、一般の診療所・病院、二次被ばく医療機関、三次被ばく医療機関等への転送をいう。</p> <p>(5) 初期及び二次被ばく医療の実施に当たり、必要に応じて(独)放射線医学総合研究所、国の開設する病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの専門的な助言を受け、実施するものとする。</p> <p>(6) 医療班等は、必要に応じて(独)放射線医学</p>				
				(2) 医療班等は、必要に応じて放射線医学総合					

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>総合研究所、国立病院及び国立大学附属病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに必要に応じ治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。</p> <p>(7) 県は、国の原子力災害現地対策本部より、安定ヨウ素剤の服用の緊急時応急対策活動を実施するよう指導・助言があった場合は、住民等の放射線防護のため、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。なお、緊急の場合は、医師の指導に基づき速やかな配布・服用を指示するとともに、アレルギー等への対処態勢を確保するものとする。</p> <p>(8) 県は、自ら必要と認める場合又は市町等から被ばく者の放射線障害専門病院等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。</p> <p>第9節 住民等への的確な情報伝達活動 流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の</p>	<p>研究所、国立病院及び国立大学附属病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに必要に応じ治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。</p> <p><u>また、医療班等は、原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性がある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受入れを支援するものとする。</u></p> <p><u>【原子力災害対策指針においては、原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者が、医療機関や救急組織に対して、搬送する患者の汚染や推定被ばく線量に基づいて、その搬送先を適切かつ迅速に指示することとされている。】</u></p> <p>(3) 県は、<u>国から</u>安定ヨウ素剤の服用指示があった場合は、住民等の放射線防護のため、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。なお、緊急の場合は、<u>原子力災害対策指針を踏まえ</u>、医師の指導に基づき速やかな配布・服用を指示するとともに、アレルギー等への対処態勢を確保するものとする。</p> <p><u>【県は、住民等に安定ヨウ素剤の服用を指示するための体制を整備するものとする。】</u></p> <p>(4) 県は、自ら必要と認める場合又は市町村等から被ばく者の放射線障害専門病院等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。</p> <p>第9節 住民等への的確な情報伝達活動 流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の</p>	<p>総合研究所、国立病院及び国立大学附属病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに必要に応じ治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。</p> <p><u>また、県の医療班等は、政府の原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性がある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受入れを支援するものとする。</u></p> <p>(7) 県は、<u>国から</u>安定ヨウ素剤の服用指示があった場合は、住民等の放射線防護のため、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。なお、緊急の場合は、<u>原子力災害対策指針を踏まえ</u>、医師の指導に基づき速やかな配布・服用を指示するとともに、アレルギー等への対処態勢を確保するものとする。</p> <p>(8) 県は、自ら必要と認める場合又は市町等から被ばく者の放射線障害専門病院等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。</p> <p>第9節 住民等への的確な情報伝達活動 流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の</p>	<p>・マニュアル改訂の内容を反映</p> <p>・マニュアル改訂の内容を反映</p> <p>・マニュアル改訂の内容を反映</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。</p> <p>1 住民等への情報伝達活動</p> <p>(1) 県は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。</p> <p>(2) 県は、住民等への情報提供にあたっては国及び応急対策実施区域を含む市町と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。</p> <p>(3) 県は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、SPEEDIネ</p>	<p>安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。</p> <p>1. 住民等への情報伝達活動</p> <p>(1) 県は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ<b>分かりやすく正確</b>に行うものとする。</p> <p>【応急対策実施区域を含む市町村以外の市町村においても、必要に応じて、情報伝達活動を行うものとする。】</p> <p>(2) 県は、住民等への情報提供にあたっては国及び応急対策実施区域を含む市町村と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。</p> <p>※県の広報体制・・・略 ※県が行う広報事項・・・略</p> <p>【できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いることとする。警戒態勢時、災害対策本部設置時等の時系列に沿って県が行うべき広報事項を定めること。】</p> <p>(3) 県は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、SPEEDIネ</p>	<p>安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。</p> <p>1 住民等への情報伝達活動</p> <p>(1) 県は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ<b>分かりやすく正確</b>に行うものとする。</p> <p>(2) 県は、住民等への情報提供にあたっては国及び応急対策実施区域を含む市町と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。</p> <p>(3) 県は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、SPEEDIネ</p>	<p>・マニュアル改訂の内容を反映</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>ットワークシステムによる放射能影響予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに災害時要援護者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。</p> <p>(4) 県は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び原子力事業者と相互に連絡をとりあうものとする。</p> <p>(5) 県は、情報伝達に当たって、広報誌、広報車自主防災組織の情報連絡網等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p>	<p>ットワークシステム等による放射性物質の拡散予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに災害時要援護者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。</p> <p>【原子力防災対策の実施に際しては、周辺住民の混乱と動揺を避けることが重要であり、そのためにも情報の正確かつ迅速な伝達が重要である。そのため広報の内容は、周辺住民が知りたい事項及び具体的な行動に重点をおいて簡単明瞭な表現とする。】</p> <p>(4) 県は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び原子力事業者と相互に連絡をとりあうものとする。</p> <p>【原子力緊急事態宣言発出後は、現地においては原子力災害合同対策協議会の一員としての情報提供を行うものとする。】</p> <p>(5) 県は、情報伝達に当たって、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境</p>	<p>ットワークシステム等による放射性物質の拡散予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに災害時要援護者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。</p> <p>(4) 県は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び原子力事業者と相互に連絡をとりあうものとする。</p> <p>(5) 県は、情報伝達に当たって、広報誌、広報車自主防災組織の情報連絡網等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p>	<p>・マニュアル改訂の内容を反映</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p> <p>(6) 県は、避難状況の確実な把握に向けて、市町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力するものとする。</p> <p>2 県内全市町への情報伝達 県は、原子力災害の状況、県や国、所在市、関係周辺市町等が講じている施策に関する情報等を県内すべての市町に対して適切に提供するため、防災行政無線の一斉指令により情報伝達を行うものとする。</p> <p>3 隣接県等への情報伝達 県は、原子力災害の状況、避難者の状況、及び県や国、所在市、関係周辺市町等が講じている施策に関する情報等を隣接県等と共有するため、情報収集・伝達、職員の派遣・受入等を必要に応じ、行うものとする。</p> <p>4 住民等からの問い合わせに対する対応 県は、国、応急対策実施区域を含む市町及び関係機関等と連携し、必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する</p>	<p>等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p> <p>【本部及び現地本部における報道機関対応責任者、本部プレスセンター及び現地プレスセンターの設置場所、周辺市町村への情報伝達体制、県の広報実施体制等を定めること。報道機関等が独自に収集した情報についても適宜活用することを考慮するものとする。】</p> <p>(6) 県は、避難状況の確実な把握に向けて、市（町村）が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市（町村）の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力するものとする。</p> <p>2. 住民等からの問い合わせに対する対応 県は、国、応急対策実施区域を含む市町村及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備</p>	<p>なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p> <p>(6) 県は、避難状況の確実な把握に向けて、市町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力するものとする。</p> <p>2 県内全市町への情報伝達 県は、原子力災害の状況、県や国、所在市、関係周辺市町等が講じている施策に関する情報等を県内すべての市町に対して適切に提供するため、防災行政無線の一斉指令により情報伝達を行うものとする。</p> <p>3 隣接県等への情報伝達 県は、原子力災害の状況、避難者の状況、及び県や国、所在市、関係周辺市町等が講じている施策に関する情報等を隣接県等と共有するため、情報収集・伝達、職員の派遣・受入等を必要に応じ、行うものとする。</p> <p>4 住民等からの問い合わせに対する対応 県は、国、応急対策実施区域を含む市町及び関係機関等と連携し、必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>ものとする。また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。なお、問い合わせ対応を実施する組織及び実施内容等については、別途要領に定めるものとする。</p> <p>第10節 自発的支援の受入れ等 大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、県及び国、関係団体は、適切に対応する。</p> <p>1 ボランティアの受入れ等 県及び国、関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。</p> <p>2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ (1) 義援物資の受入れ 被災した県は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、市町の受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、ま</p>	<p>するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。</p> <p>【応急対策実施区域を含む市町村以外の市町村においても、必要に応じて、住民等からの問い合わせに対応するものとする。】</p> <p>第10節 自発的支援の受入れ等 大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、県及び国、関係団体は、適切に対応する。</p> <p>1. ボランティアの受入れ等 県及び国、関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。</p> <p>2. 国民等からの義援物資、義援金の受入れ (1) 義援物資の受入れ 被災した県は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、市（町・村）の受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、ま</p>	<p>ものとする。また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。なお、問い合わせ対応を実施する組織及び実施内容等については、別途要領に定めるものとする。</p> <p>第10節 自発的支援の受入れ等 大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、県及び国、関係団体は、適切に対応する。</p> <p>1 ボランティアの受入れ等 県及び国、関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。</p> <p>2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ (1) 義援物資の受入れ 被災した県は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、市町の受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、ま</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>た、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。</p> <p>(2) 義援金の受入れ 義援金の使用については、県が義援金収集体と配分委員会を組織し、市町とも十分協議の上、定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。</p> <p>第11節 行政機関の業務継続に係る措置</p> <p>(1) 県は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。</p> <p>(2) 県は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。</p> <p>(3) 県は、応急対策実施区域を含む市町の区域内の一部が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該勧告又は指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。</p> <p>第12節 核燃料物質等の運搬中の事故への対策</p> <p>(1) 原子力事業者の原子力防災管理者は、運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、経済産業省、文部科学省、内閣府、国土交通省、県、市町、警察機関、消防機関、海上保安部署等関係機関に文書を送信し、さらに主要な機関等に対しては、その着信を確認することとされている。</p>	<p>た、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。</p> <p>(2) 義援金の受入れ 義援金の使用については、県が義援金収集体と配分委員会を組織し、市町村とも十分協議の上、定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。</p> <p>第11節 行政機関の業務継続に係る措置</p> <p>(1) 県は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。</p> <p>(2) 県は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。</p> <p>(3) 県は、応急対策実施区域を含む市町村の区域内の一部が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該勧告又は指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。</p>	<p>た、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。</p> <p>(2) 義援金の受入れ 義援金の使用については、県が義援金収集体と配分委員会を組織し、市町とも十分協議の上、定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。</p> <p>第11節 行政機関の業務継続に係る措置</p> <p>(1) 県は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。</p> <p>(2) 県は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。</p> <p>(3) 県は、応急対策実施区域を含む市町の区域内の一部が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該勧告又は指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。</p> <p>第12節 核燃料物質等の運搬中の事故への対策</p> <p>(1) 原子力事業者の原子力防災管理者は、運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、経済産業省、文部科学省、内閣府、国土交通省、県、市町、警察機関、消防機関、海上保安部署等関係機関に文書を送信し、さらに主要な機関等に対しては、その着信を確認することとされている。</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>(2) 県は、原子力防災管理者から特定事象発生の通報を受けた場合、国、市町、県警察、消防機関、原子力事業者、海上保安部署、その他防災関係機関と連携し、直ちに事故の状況把握に努めるとともに、必要に応じ緊急時モニタリングの準備態勢を整えておくものとする。</p> <p>(3) 原子力緊急事態に至った場合には、国は原災法に基づき直ちに原子力緊急事態宣言を発出するとともに、国の原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することとされている。</p> <p>県及び市町は、国の現地対策本部から、事故現場周辺の住民避難等の指示があった場合には、住民の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。</p> <p>第4章 大規模地震対策 第1節 施設整備計画 東海地震等の大規模地震対策として、次の施設整備を推進する。</p> <p>1 避難者収容施設の耐震化 原子力災害が発生した場合に避難場所となっている学校等の建物（以下「避難者収容施設」という。）の耐震化（窓ガラスの破損防止対策を含む。）を実施する。</p> <p>2 橋梁等の耐震化 長距離の避難に備え避難路の確保を確実にするため、避難路の橋梁等の耐震化を実施するとともに、道路交通の確保を速やかにかつ容易に実施できるような体制を確立する。</p> <p>3 通信連絡施設の整備 住民等に対する指示伝達を迅速かつ正確に実施できるよう、同報無線及び市町防災行政無線等の通信連絡施設を多重的に整備する。</p> <p>第2節 注意情報発表時等における対策</p>		<p>(2) 県は、原子力防災管理者から特定事象発生の通報を受けた場合、国、市町、県警察、消防機関、原子力事業者、海上保安部署、その他防災関係機関と連携し、直ちに事故の状況把握に努めるとともに、必要に応じ緊急時モニタリングの準備態勢を整えておくものとする。</p> <p>(3) 原子力緊急事態に至った場合には、国は原災法に基づき直ちに原子力緊急事態宣言を発出するとともに、国の原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することとされている。</p> <p>県及び市町は、国の現地対策本部から、事故現場周辺の住民避難等の指示があった場合には、住民の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。</p> <p>第4章 大規模地震対策 第1節 施設整備計画 東海地震等の大規模地震対策として、次の施設整備を推進する。</p> <p>1 避難者収容施設の耐震化 原子力災害が発生した場合に避難場所となっている学校等の建物（以下「避難者収容施設」という。）の耐震化（窓ガラスの破損防止対策を含む。）を実施する。</p> <p>2 橋梁等の耐震化 長距離の避難に備え避難路の確保を確実にするため、避難路の橋梁等の耐震化を実施するとともに、道路交通の確保を速やかにかつ容易に実施できるような体制を確立する。</p> <p>3 通信連絡施設の整備 住民等に対する指示伝達を迅速かつ正確に実施できるよう、同報無線及び市町防災行政無線等の通信連絡施設を多重的に整備する。</p> <p>第2節 注意情報発表時等における対策</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>1 東海地震注意情報発表時又は突発的な警戒宣言発令時には、緊急時モニタリングの要員の一部は県環境放射線監視センターに参集し、緊急時モニタリング資機材の点検、作業計画の確認等を行い、原子力防災の準備態勢を確立するものとする。</p> <p>2 注意情報発表時には、原子力事業者は、地震防災強化計画に基づき、電力の需給状況を勘案しながら段階的に原子炉の運転を停止するなどの準備的措置を講ずるものとする。</p> <p>3 警戒宣言発令時には、原子力事業者は、地震防災強化計画に基づき、電力の需給状況を勘案しながら原子炉の運転を停止するなどの原子力災害の発生防止策を速やかに実施し、その実施結果を別表（4-2-1）により報告するものとする。</p> <p>4 警戒宣言発令時には、防災関係機関は、原子力災害発生後の出動に備え準備態勢を整えておくものとする。</p> <p>第3節 地震災害応急対策</p> <p>1 原子力事業者は、東海地震等の大規模地震が発生した場合、発生後直ちに原子力発電所の施設、設備等を点検するとともに、その点検結果を異常の有無にかかわらず、別表（4-3-1）により報告するものとする。</p> <p>2 県、所在市及び関係周辺市町は、1により報告を受けた場合は、異常がないときにおいても、その旨を住民等に対して、県、所在市及び関係周辺市町の有するあらゆる広報手段を用いるとともに、報道機関の協力を得て的確かつ迅速に広報するものとする。</p> <p>3 所在市及び関係周辺市町は、避難者収容施設の被害状況の調査を実施し、収容可能な施設数及び人員を把握するものとする。</p> <p>4 所在市及び関係周辺市町は、避難の勧告又は指示を行うときは、気象条件、建物の被害状況、</p>		<p>1 東海地震注意情報発表時又は突発的な警戒宣言発令時には、緊急時モニタリングの要員の一部は県環境放射線監視センターに参集し、緊急時モニタリング資機材の点検、作業計画の確認等を行い、原子力防災の準備態勢を確立するものとする。</p> <p>2 注意情報発表時には、原子力事業者は、地震防災強化計画に基づき、電力の需給状況を勘案しながら段階的に原子炉の運転を停止するなどの準備的措置を講ずるものとする。</p> <p>3 警戒宣言発令時には、原子力事業者は、地震防災強化計画に基づき、電力の需給状況を勘案しながら原子炉の運転を停止するなどの原子力災害の発生防止策を速やかに実施し、その実施結果を別表（4-2-1）により報告するものとする。</p> <p>4 警戒宣言発令時には、防災関係機関は、原子力災害発生後の出動に備え準備態勢を整えておくものとする。</p> <p>第3節 地震災害応急対策</p> <p>1 原子力事業者は、東海地震等の大規模地震が発生した場合、発生後直ちに原子力発電所の施設、設備等を点検するとともに、その点検結果を異常の有無にかかわらず、別表（4-3-1）により報告するものとする。</p> <p>2 県、所在市及び関係周辺市町は、1により報告を受けた場合は、異常がないときにおいても、その旨を住民等に対して、県、所在市及び関係周辺市町の有するあらゆる広報手段を用いるとともに、報道機関の協力を得て的確かつ迅速に広報するものとする。</p> <p>3 所在市及び関係周辺市町は、避難者収容施設の被害状況の調査を実施し、収容可能な施設数及び人員を把握するものとする。</p> <p>4 所在市及び関係周辺市町は、避難の勧告又は指示を行うときは、気象条件、建物の被害状況、</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>道路の損壊及び道路交通の確保状況を勘案して行うものとする。</p> <p>5 緊急時モニタリング要員は、災害の状況により直ちに緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>6 現地本部を設置したときは、所在市及び関係周辺市町に係る災害応急対策の実施、情報の収集伝達等は同本部が所管するものとする。</p> <p>7 県は、緊急時モニタリング要員及び各種資機材等の輸送が必要となり、道路の損壊等で車両による輸送が困難なとき、又は緊急を要する場合には県及び県警察のヘリコプター等による対応のほか、自衛隊にヘリコプターによる輸送を要請するものとする。</p> <p>第5章 原子力災害中長期対策 第1節 基本方針 本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p> <p>第2節 緊急事態解除宣言後の対応 県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。</p> <p>第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 県は、市町が避難区域等の設定を見直した場合には、その旨の報告を受けるものとする。</p> <p>第4節 放射性物質による環境汚染への対処 県は、国、市町、原子力事業者及びその他の関係</p>	<p>第4章 原子力災害中長期対策 第1節 基本方針 本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p> <p>第2節 緊急事態解除宣言後の対応 県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。</p> <p>第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 県は、市町村が避難区域等の設定を見直した場合には、その旨の報告を受けるものとする。</p> <p>第4節 放射性物質による環境汚染への対処 県は、国、市町村、原子力事業者及びその他の関係</p>	<p>道路の損壊及び道路交通の確保状況を勘案して行うものとする。</p> <p>5 緊急時モニタリング要員は、災害の状況により直ちに緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>6 現地本部を設置したときは、所在市及び関係周辺市町に係る災害応急対策の実施、情報の収集伝達等は同本部が所管するものとする。</p> <p>7 県は、緊急時モニタリング要員及び各種資機材等の輸送が必要となり、道路の損壊等で車両による輸送が困難なとき、又は緊急を要する場合には県及び県警察のヘリコプター等による対応のほか、自衛隊にヘリコプターによる輸送を要請するものとする。</p> <p>第5章 原子力災害中長期対策 第1節 基本方針 本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p> <p>第2節 緊急事態解除宣言後の対応 県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。</p> <p>第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 県は、市町が避難区域等の設定を見直した場合には、その旨の報告を受けるものとする。</p> <p>第4節 放射性物質による環境汚染への対処 県は、国、市町、原子力事業者及びその他の関係</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。</p> <p>第5節 各種制限措置の解除 県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。</p> <p>第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 県は、原子力緊急事態解除宣言後、国、関係機関及び原子力事業者と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。</p> <p>第7節 災害地域住民に係る記録等の作成 1 災害地域住民の記録 県は、市町が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式（別表5-7-1）により記録することに協力するものとする。</p>	<p>係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。</p> <p>【県は、原子力事業者等から原子力事業者防災業務計画で定められている災害復旧時の除染等に必要となる資機材の貸与及び要員の派遣について必要な手続き等についてあらかじめ定めるものとする。<u>環境汚染への対処にあたっては、環境放射線モニタリングや個人の被ばく線量推定の結果などを踏まえることとする。</u>】</p> <p>第5節 各種制限措置等の解除 県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。</p> <p><u>県警察は、必要に応じて、実施した交通規制の解除を行うものとする。</u></p> <p>第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 県は、原子力緊急事態解除宣言後、国、関係機関及び原子力事業者と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。</p> <p>第7節 災害地域住民に係る記録等の作成 1. 災害地域住民の記録 県は、市町村が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力するものとする。</p> <p>【市町村において円滑な事務が推進されるよう</p>	<p>機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。</p> <p>第5節 各種制限措置等の解除 県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。</p> <p><u>県警察は、必要に応じて、実施した交通規制の解除を行うものとする。</u></p> <p>第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 県は、原子力緊急事態解除宣言後、国、関係機関及び原子力事業者と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。</p> <p>第7節 災害地域住民に係る記録等の作成 1 災害地域住民の記録 県は、市町が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式（別表5-7-1）により記録することに協力するものとする。</p>	<p>・マニュアル改訂の内容を反映</p> <p>・マニュアル改訂の内容を反映</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>2 影響調査の実施 県は、必要に応じ農林水産業等の受けた影響について調査するものとする。</p> <p>3 災害対策措置状況の記録 県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。</p> <p>第8節 被災者等の生活再建等の支援 （1）県は国及び市町と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。</p> <p>（2）県は国及び市町と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</p> <p>（3）県は市町と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。</p> <p>第9節 風評被害等の影響の軽減 県は、国及び市町と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。</p>	<p>に、記録票等の様式をあらかじめ定めておくこと。】</p> <p>2. 影響調査の実施 県は、必要に応じ農林水産業等の受けた影響について調査するものとする。</p> <p>3. 災害対策措置状況の記録 県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。</p> <p>第8節 被災者等の生活再建等の支援 （1）県は国及び市町村と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。</p> <p>（2）県は国及び市町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</p> <p>（3）県は市町村と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。</p> <p>第9節 風評被害等の影響の軽減 県は、国及び市町村と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。</p>	<p>2 影響調査の実施 県は、必要に応じ農林水産業等の受けた影響について調査するものとする。</p> <p>3 災害対策措置状況の記録 県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。</p> <p>第8節 被災者等の生活再建等の支援 （1）県は国及び市町と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。</p> <p>（2）県は国及び市町と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</p> <p>（3）県は市町と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。</p> <p>第9節 風評被害等の影響の軽減 県は、国及び市町と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p>第10節 被災中小企業等に対する支援                      県は、国と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。                      また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。</p> <p>第11節 心身の健康相談体制の整備                      県は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び市町とともに、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。</p> <p>第12節 物価の監視                      県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。</p> <p>第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除                      県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災した県、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。</p>	<p>第10節 被災中小企業等に対する支援                      県は、国と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。                      また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。                      【日本政策金融公庫等は、被災した中小企業を支援するため、災害復旧貸付により、運転資金、設備復旧資金の貸付を行っている。                      日本政策金融公庫は、被災農林漁業者に対し施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金を低利で融通している。】</p> <p>第11節 心身の健康相談体制の整備                      県は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び市町村とともに、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。</p> <p>第12節 物価の監視                      県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。</p> <p>第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除                      県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災した県、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。</p>	<p>第10節 被災中小企業等に対する支援                      県は、国と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。                      また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。</p> <p>第11節 心身の健康相談体制の整備                      県は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び市町とともに、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。</p> <p>第12節 物価の監視                      県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。</p> <p>第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除                      県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災した県、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<p style="text-align: center;">図 表</p> <p>別図（３－２－１）防災関係機関の情報連絡系統図</p> <p>別表（３－８－１）救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関</p> <p>別表（３－８－２）初期被ばく医療機関</p> <p>別表（３－８－３）二次被ばく医療機関</p> <p>別表（３－８－４）三次被ばく医療機関</p> <p>別表（４－２－１）地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書</p> <p>別表（４－３－１）東海地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書</p> <p>別表（５－５－１）被災地住民登録様式</p>		<p style="text-align: center;">図 表</p> <p>別図（３－２－１）防災関係機関の情報連絡系統図</p> <p>別表（３－８－１）救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関</p> <p>別表（３－８－２）初期被ばく医療機関</p> <p>別表（３－８－３）二次被ばく医療機関</p> <p>別表（３－８－４）三次被ばく医療機関</p> <p>別表（４－２－１）地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書</p> <p>別表（４－３－１）東海地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書</p> <p>別表（５－５－１）被災地住民登録様式</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考																																																																																																																																																				
<p><b>別図(3-2-1)防災関係機関の情報連絡系統図</b> 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく情報(特定事象発生通報)及び通報後の連絡</p> <p>中部電力浜岡原子力発電所 0537-86-3481</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>浜岡原子力発電所からの連絡先</th> <th>関係機関を経由する連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【国】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子力規制委員会原子力規制庁原子力防災課 03-5114-2121</td> <td>警察庁(警察局警備課) 03-3581-0141 防衛省(運用企画局事象対処課) 03-5269-3246 海上保安庁(警備部環境防災課) 03-3591-6361 気象庁(総務部企画課) 03-3214-7902 厚生労働省(大臣官房厚生科学課) 03-3593-2171 農林水産省(大臣官房環境政策課) 03-3502-8056 その他関係省庁</td> </tr> <tr> <td>内閣府(政策統括官付) 03-3501-5695</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内閣官房(安全保障、危機管理担当) 03-6910-0259</td> <td>-- 内閣府(内閣総理大臣)</td> </tr> <tr> <td>経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※事業所外機関での事故発生時のみ 国土交通省(海事局検査測定課) 03-5253-8639 (自動車局環境政策課) 03-5253-8603 (大臣官房参事官(運輸安全防災)付) 03-5253-8309</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【国出先機関】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部経済産業局(総務企画部総務課) 052-951-2683</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0537-86-7429</td> <td></td> </tr> <tr> <td>静岡労働基準監督署 0538-32-2205</td> <td>-- 静岡労働局(健康安全課) 054-254-6314</td> </tr> <tr> <td>静岡県海上保安署 0548-63-4999</td> <td>-- 清水海上保安部(警備救難課) 054-353-0118</td> </tr> <tr> <td>【静岡県】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>静岡県危機管理部原子力安全対策課 054-221-2088</td> <td>菅茂危機管理課(危機管理課) 0558-24-2004 東部危機管理課(危機管理課) 055-920-2003 中部危機管理課(危機管理課) 054-644-9104 西部危機管理課(危機管理課) 0538-37-2204 県内全市町(一斉FAX) 消防庁(国民保護・防災部防災課) 03-5253-7525 陸上自衛隊第34普通科連隊 0550-89-1310 第三管区海上保安本部(環境防災課) 045-211-1118 静岡地方気象台(技術課) 054-282-3833</td> </tr> <tr> <td>環境放射線監視センター—0537-86-6121</td> <td></td> </tr> <tr> <td>菊川警察署 0537-36-0110</td> <td>-- 静岡県警察本部(災害対策課) 054-271-0110 牧之原警察署 0548-22-0110、掛川警察署 0537-22-0110、 藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、 磐田警察署</td> </tr> <tr> <td>【市町、消防】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>御前崎市(防災課) 0537-85-1119</td> <td></td> </tr> <tr> <td>牧之原市(防災課) 0548-23-0056</td> <td></td> </tr> <tr> <td>菊川市(安全課) 0537-35-0923</td> <td></td> </tr> <tr> <td>掛川市(危機管理課) 0537-21-1131</td> <td></td> </tr> <tr> <td>吉田町(防災課) 0548-33-2164</td> <td></td> </tr> <tr> <td>袋井市(防災課) 0538-44-3360</td> <td></td> </tr> <tr> <td>焼津市(危機管理課) 054-631-6625</td> <td></td> </tr> <tr> <td>藤枝市(危機管理課) 054-643-3119</td> <td></td> </tr> <tr> <td>島田市(防災課) 0547-36-7143</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森町(総務課) 0538-85-6302</td> <td></td> </tr> <tr> <td>磐田市(自治防災課) 0538-37-4903</td> <td></td> </tr> <tr> <td>御前崎市消防本部 0537-85-2119</td> <td>-- 消防庁(国民保護・防災部防災課) 03-5253-7525</td> </tr> <tr> <td>菊川市消防本部 0537-35-0119</td> <td></td> </tr> <tr> <td>掛川市消防本部 0537-21-0119</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【中部電力】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部電力浜岡原子力発電所 052-951-8211</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部電力福原支社 03-3501-5101</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 政府、県、市町については災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等に連絡</p> <p>その他連絡先(関係機関から連絡)</p> <table border="1"> <tr> <td>陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161</td> <td>陸上自衛隊東部方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊東部方面総監部 048-460-1711</td> <td>防衛省(運用企画局事象対処課)又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡</td> </tr> <tr> <td>東京管区気象台(総務部業務課) 03-3212-2949</td> <td>静岡地方気象台(技術課)又は気象庁(総務部企画課)から連絡</td> </tr> </table>	浜岡原子力発電所からの連絡先	関係機関を経由する連絡先	【国】		原子力規制委員会原子力規制庁原子力防災課 03-5114-2121	警察庁(警察局警備課) 03-3581-0141 防衛省(運用企画局事象対処課) 03-5269-3246 海上保安庁(警備部環境防災課) 03-3591-6361 気象庁(総務部企画課) 03-3214-7902 厚生労働省(大臣官房厚生科学課) 03-3593-2171 農林水産省(大臣官房環境政策課) 03-3502-8056 その他関係省庁	内閣府(政策統括官付) 03-3501-5695		内閣官房(安全保障、危機管理担当) 03-6910-0259	-- 内閣府(内閣総理大臣)	経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051		※事業所外機関での事故発生時のみ 国土交通省(海事局検査測定課) 03-5253-8639 (自動車局環境政策課) 03-5253-8603 (大臣官房参事官(運輸安全防災)付) 03-5253-8309		【国出先機関】		中部経済産業局(総務企画部総務課) 052-951-2683		原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0537-86-7429		静岡労働基準監督署 0538-32-2205	-- 静岡労働局(健康安全課) 054-254-6314	静岡県海上保安署 0548-63-4999	-- 清水海上保安部(警備救難課) 054-353-0118	【静岡県】		静岡県危機管理部原子力安全対策課 054-221-2088	菅茂危機管理課(危機管理課) 0558-24-2004 東部危機管理課(危機管理課) 055-920-2003 中部危機管理課(危機管理課) 054-644-9104 西部危機管理課(危機管理課) 0538-37-2204 県内全市町(一斉FAX) 消防庁(国民保護・防災部防災課) 03-5253-7525 陸上自衛隊第34普通科連隊 0550-89-1310 第三管区海上保安本部(環境防災課) 045-211-1118 静岡地方気象台(技術課) 054-282-3833	環境放射線監視センター—0537-86-6121		菊川警察署 0537-36-0110	-- 静岡県警察本部(災害対策課) 054-271-0110 牧之原警察署 0548-22-0110、掛川警察署 0537-22-0110、 藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、 磐田警察署	【市町、消防】		御前崎市(防災課) 0537-85-1119		牧之原市(防災課) 0548-23-0056		菊川市(安全課) 0537-35-0923		掛川市(危機管理課) 0537-21-1131		吉田町(防災課) 0548-33-2164		袋井市(防災課) 0538-44-3360		焼津市(危機管理課) 054-631-6625		藤枝市(危機管理課) 054-643-3119		島田市(防災課) 0547-36-7143		森町(総務課) 0538-85-6302		磐田市(自治防災課) 0538-37-4903		御前崎市消防本部 0537-85-2119	-- 消防庁(国民保護・防災部防災課) 03-5253-7525	菊川市消防本部 0537-35-0119		掛川市消防本部 0537-21-0119		【中部電力】		中部電力浜岡原子力発電所 052-951-8211		中部電力福原支社 03-3501-5101		陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161	陸上自衛隊東部方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡	陸上自衛隊東部方面総監部 048-460-1711	防衛省(運用企画局事象対処課)又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡	東京管区気象台(総務部業務課) 03-3212-2949	静岡地方気象台(技術課)又は気象庁(総務部企画課)から連絡		<p><b>別図(3-2-1)防災関係機関の情報連絡系統図</b> 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく情報(特定事象発生通報)及び通報後の連絡</p> <p>中部電力浜岡原子力発電所 0537-86-3481</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>浜岡原子力発電所からの連絡先</th> <th>関係機関を経由する連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【国】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子力規制委員会原子力規制庁原子力防災課 03-5114-2121</td> <td>警察庁(警察局警備課) 03-3581-0141 防衛省(運用企画局事象対処課) 03-5269-3246 海上保安庁(警備部環境防災課) 03-3591-6361 気象庁(総務部企画課) 03-3214-7902 厚生労働省(大臣官房厚生科学課) 03-3593-2171 農林水産省(大臣官房環境政策課) 03-3502-8056 その他関係省庁</td> </tr> <tr> <td>内閣府(政策統括官付) 03-3501-5695</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内閣官房(安全保障、危機管理担当) 03-6910-0259</td> <td>-- 内閣府(内閣総理大臣)</td> </tr> <tr> <td>経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※事業所外機関での事故発生時のみ 国土交通省(海事局検査測定課) 03-5253-8639 (自動車局環境政策課) 03-5253-8603 (大臣官房参事官(運輸安全防災)付) 03-5253-8309</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【国出先機関】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部経済産業局(総務企画部総務課) 052-951-2683</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0537-86-7429</td> <td></td> </tr> <tr> <td>静岡労働基準監督署 0538-32-2205</td> <td>-- 静岡労働局(健康安全課) 054-254-6314</td> </tr> <tr> <td>静岡県海上保安署 0548-63-4999</td> <td>-- 清水海上保安部(警備救難課) 054-353-0118</td> </tr> <tr> <td>【静岡県】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>静岡県危機管理部原子力安全対策課 054-221-2088</td> <td>菅茂危機管理課(危機管理課) 0558-24-2004 東部危機管理課(危機管理課) 055-920-2003 中部危機管理課(危機管理課) 054-644-9104 西部危機管理課(危機管理課) 0538-37-2204 県内全市町(一斉FAX) 消防庁(国民保護・防災部防災課) 03-5253-7525 陸上自衛隊第34普通科連隊 0550-89-1310 第三管区海上保安本部(環境防災課) 045-211-1118 静岡地方気象台(技術課) 054-282-3833</td> </tr> <tr> <td>環境放射線監視センター—0537-86-6121</td> <td></td> </tr> <tr> <td>菊川警察署 0537-36-0110</td> <td>-- 静岡県警察本部(災害対策課) 054-271-0110 牧之原警察署 0548-22-0110、掛川警察署 0537-22-0110、 藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、 磐田警察署</td> </tr> <tr> <td>【市町、消防】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>御前崎市(防災課) 0537-85-1119</td> <td></td> </tr> <tr> <td>牧之原市(防災課) 0548-23-0056</td> <td></td> </tr> <tr> <td>菊川市(安全課) 0537-35-0923</td> <td></td> </tr> <tr> <td>掛川市(危機管理課) 0537-21-1131</td> <td></td> </tr> <tr> <td>吉田町(防災課) 0548-33-2164</td> <td></td> </tr> <tr> <td>袋井市(防災課) 0538-44-3360</td> <td></td> </tr> <tr> <td>焼津市(危機管理課) 054-631-6625</td> <td></td> </tr> <tr> <td>藤枝市(危機管理課) 054-643-3119</td> <td></td> </tr> <tr> <td>島田市(防災課) 0547-36-7143</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森町(総務課) 0538-85-6302</td> <td></td> </tr> <tr> <td>磐田市(自治防災課) 0538-37-4903</td> <td></td> </tr> <tr> <td>御前崎市消防本部 0537-85-2119</td> <td>-- 消防庁(国民保護・防災部防災課) 03-5253-7525</td> </tr> <tr> <td>菊川市消防本部 0537-35-0119</td> <td></td> </tr> <tr> <td>掛川市消防本部 0537-21-0119</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【中部電力】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部電力浜岡原子力発電所 052-951-8211</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部電力福原支社 03-3501-5101</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 政府、県、市町については災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等に連絡</p> <p>その他連絡先(関係機関から連絡)</p> <table border="1"> <tr> <td>陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161</td> <td>陸上自衛隊東部方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊東部方面総監部 048-460-1711</td> <td>防衛省(運用企画局事象対処課)又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡</td> </tr> <tr> <td>東京管区気象台(総務部業務課) 03-3212-2949</td> <td>静岡地方気象台(技術課)又は気象庁(総務部企画課)から連絡</td> </tr> </table>	浜岡原子力発電所からの連絡先	関係機関を経由する連絡先	【国】		原子力規制委員会原子力規制庁原子力防災課 03-5114-2121	警察庁(警察局警備課) 03-3581-0141 防衛省(運用企画局事象対処課) 03-5269-3246 海上保安庁(警備部環境防災課) 03-3591-6361 気象庁(総務部企画課) 03-3214-7902 厚生労働省(大臣官房厚生科学課) 03-3593-2171 農林水産省(大臣官房環境政策課) 03-3502-8056 その他関係省庁	内閣府(政策統括官付) 03-3501-5695		内閣官房(安全保障、危機管理担当) 03-6910-0259	-- 内閣府(内閣総理大臣)	経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051		※事業所外機関での事故発生時のみ 国土交通省(海事局検査測定課) 03-5253-8639 (自動車局環境政策課) 03-5253-8603 (大臣官房参事官(運輸安全防災)付) 03-5253-8309		【国出先機関】		中部経済産業局(総務企画部総務課) 052-951-2683		原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0537-86-7429		静岡労働基準監督署 0538-32-2205	-- 静岡労働局(健康安全課) 054-254-6314	静岡県海上保安署 0548-63-4999	-- 清水海上保安部(警備救難課) 054-353-0118	【静岡県】		静岡県危機管理部原子力安全対策課 054-221-2088	菅茂危機管理課(危機管理課) 0558-24-2004 東部危機管理課(危機管理課) 055-920-2003 中部危機管理課(危機管理課) 054-644-9104 西部危機管理課(危機管理課) 0538-37-2204 県内全市町(一斉FAX) 消防庁(国民保護・防災部防災課) 03-5253-7525 陸上自衛隊第34普通科連隊 0550-89-1310 第三管区海上保安本部(環境防災課) 045-211-1118 静岡地方気象台(技術課) 054-282-3833	環境放射線監視センター—0537-86-6121		菊川警察署 0537-36-0110	-- 静岡県警察本部(災害対策課) 054-271-0110 牧之原警察署 0548-22-0110、掛川警察署 0537-22-0110、 藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、 磐田警察署	【市町、消防】		御前崎市(防災課) 0537-85-1119		牧之原市(防災課) 0548-23-0056		菊川市(安全課) 0537-35-0923		掛川市(危機管理課) 0537-21-1131		吉田町(防災課) 0548-33-2164		袋井市(防災課) 0538-44-3360		焼津市(危機管理課) 054-631-6625		藤枝市(危機管理課) 054-643-3119		島田市(防災課) 0547-36-7143		森町(総務課) 0538-85-6302		磐田市(自治防災課) 0538-37-4903		御前崎市消防本部 0537-85-2119	-- 消防庁(国民保護・防災部防災課) 03-5253-7525	菊川市消防本部 0537-35-0119		掛川市消防本部 0537-21-0119		【中部電力】		中部電力浜岡原子力発電所 052-951-8211		中部電力福原支社 03-3501-5101		陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161	陸上自衛隊東部方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡	陸上自衛隊東部方面総監部 048-460-1711	防衛省(運用企画局事象対処課)又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡	東京管区気象台(総務部業務課) 03-3212-2949	静岡地方気象台(技術課)又は気象庁(総務部企画課)から連絡	
浜岡原子力発電所からの連絡先	関係機関を経由する連絡先																																																																																																																																																						
【国】																																																																																																																																																							
原子力規制委員会原子力規制庁原子力防災課 03-5114-2121	警察庁(警察局警備課) 03-3581-0141 防衛省(運用企画局事象対処課) 03-5269-3246 海上保安庁(警備部環境防災課) 03-3591-6361 気象庁(総務部企画課) 03-3214-7902 厚生労働省(大臣官房厚生科学課) 03-3593-2171 農林水産省(大臣官房環境政策課) 03-3502-8056 その他関係省庁																																																																																																																																																						
内閣府(政策統括官付) 03-3501-5695																																																																																																																																																							
内閣官房(安全保障、危機管理担当) 03-6910-0259	-- 内閣府(内閣総理大臣)																																																																																																																																																						
経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051																																																																																																																																																							
※事業所外機関での事故発生時のみ 国土交通省(海事局検査測定課) 03-5253-8639 (自動車局環境政策課) 03-5253-8603 (大臣官房参事官(運輸安全防災)付) 03-5253-8309																																																																																																																																																							
【国出先機関】																																																																																																																																																							
中部経済産業局(総務企画部総務課) 052-951-2683																																																																																																																																																							
原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0537-86-7429																																																																																																																																																							
静岡労働基準監督署 0538-32-2205	-- 静岡労働局(健康安全課) 054-254-6314																																																																																																																																																						
静岡県海上保安署 0548-63-4999	-- 清水海上保安部(警備救難課) 054-353-0118																																																																																																																																																						
【静岡県】																																																																																																																																																							
静岡県危機管理部原子力安全対策課 054-221-2088	菅茂危機管理課(危機管理課) 0558-24-2004 東部危機管理課(危機管理課) 055-920-2003 中部危機管理課(危機管理課) 054-644-9104 西部危機管理課(危機管理課) 0538-37-2204 県内全市町(一斉FAX) 消防庁(国民保護・防災部防災課) 03-5253-7525 陸上自衛隊第34普通科連隊 0550-89-1310 第三管区海上保安本部(環境防災課) 045-211-1118 静岡地方気象台(技術課) 054-282-3833																																																																																																																																																						
環境放射線監視センター—0537-86-6121																																																																																																																																																							
菊川警察署 0537-36-0110	-- 静岡県警察本部(災害対策課) 054-271-0110 牧之原警察署 0548-22-0110、掛川警察署 0537-22-0110、 藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、 磐田警察署																																																																																																																																																						
【市町、消防】																																																																																																																																																							
御前崎市(防災課) 0537-85-1119																																																																																																																																																							
牧之原市(防災課) 0548-23-0056																																																																																																																																																							
菊川市(安全課) 0537-35-0923																																																																																																																																																							
掛川市(危機管理課) 0537-21-1131																																																																																																																																																							
吉田町(防災課) 0548-33-2164																																																																																																																																																							
袋井市(防災課) 0538-44-3360																																																																																																																																																							
焼津市(危機管理課) 054-631-6625																																																																																																																																																							
藤枝市(危機管理課) 054-643-3119																																																																																																																																																							
島田市(防災課) 0547-36-7143																																																																																																																																																							
森町(総務課) 0538-85-6302																																																																																																																																																							
磐田市(自治防災課) 0538-37-4903																																																																																																																																																							
御前崎市消防本部 0537-85-2119	-- 消防庁(国民保護・防災部防災課) 03-5253-7525																																																																																																																																																						
菊川市消防本部 0537-35-0119																																																																																																																																																							
掛川市消防本部 0537-21-0119																																																																																																																																																							
【中部電力】																																																																																																																																																							
中部電力浜岡原子力発電所 052-951-8211																																																																																																																																																							
中部電力福原支社 03-3501-5101																																																																																																																																																							
陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161	陸上自衛隊東部方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡																																																																																																																																																						
陸上自衛隊東部方面総監部 048-460-1711	防衛省(運用企画局事象対処課)又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡																																																																																																																																																						
東京管区気象台(総務部業務課) 03-3212-2949	静岡地方気象台(技術課)又は気象庁(総務部企画課)から連絡																																																																																																																																																						
浜岡原子力発電所からの連絡先	関係機関を経由する連絡先																																																																																																																																																						
【国】																																																																																																																																																							
原子力規制委員会原子力規制庁原子力防災課 03-5114-2121	警察庁(警察局警備課) 03-3581-0141 防衛省(運用企画局事象対処課) 03-5269-3246 海上保安庁(警備部環境防災課) 03-3591-6361 気象庁(総務部企画課) 03-3214-7902 厚生労働省(大臣官房厚生科学課) 03-3593-2171 農林水産省(大臣官房環境政策課) 03-3502-8056 その他関係省庁																																																																																																																																																						
内閣府(政策統括官付) 03-3501-5695																																																																																																																																																							
内閣官房(安全保障、危機管理担当) 03-6910-0259	-- 内閣府(内閣総理大臣)																																																																																																																																																						
経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051																																																																																																																																																							
※事業所外機関での事故発生時のみ 国土交通省(海事局検査測定課) 03-5253-8639 (自動車局環境政策課) 03-5253-8603 (大臣官房参事官(運輸安全防災)付) 03-5253-8309																																																																																																																																																							
【国出先機関】																																																																																																																																																							
中部経済産業局(総務企画部総務課) 052-951-2683																																																																																																																																																							
原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0537-86-7429																																																																																																																																																							
静岡労働基準監督署 0538-32-2205	-- 静岡労働局(健康安全課) 054-254-6314																																																																																																																																																						
静岡県海上保安署 0548-63-4999	-- 清水海上保安部(警備救難課) 054-353-0118																																																																																																																																																						
【静岡県】																																																																																																																																																							
静岡県危機管理部原子力安全対策課 054-221-2088	菅茂危機管理課(危機管理課) 0558-24-2004 東部危機管理課(危機管理課) 055-920-2003 中部危機管理課(危機管理課) 054-644-9104 西部危機管理課(危機管理課) 0538-37-2204 県内全市町(一斉FAX) 消防庁(国民保護・防災部防災課) 03-5253-7525 陸上自衛隊第34普通科連隊 0550-89-1310 第三管区海上保安本部(環境防災課) 045-211-1118 静岡地方気象台(技術課) 054-282-3833																																																																																																																																																						
環境放射線監視センター—0537-86-6121																																																																																																																																																							
菊川警察署 0537-36-0110	-- 静岡県警察本部(災害対策課) 054-271-0110 牧之原警察署 0548-22-0110、掛川警察署 0537-22-0110、 藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、 磐田警察署																																																																																																																																																						
【市町、消防】																																																																																																																																																							
御前崎市(防災課) 0537-85-1119																																																																																																																																																							
牧之原市(防災課) 0548-23-0056																																																																																																																																																							
菊川市(安全課) 0537-35-0923																																																																																																																																																							
掛川市(危機管理課) 0537-21-1131																																																																																																																																																							
吉田町(防災課) 0548-33-2164																																																																																																																																																							
袋井市(防災課) 0538-44-3360																																																																																																																																																							
焼津市(危機管理課) 054-631-6625																																																																																																																																																							
藤枝市(危機管理課) 054-643-3119																																																																																																																																																							
島田市(防災課) 0547-36-7143																																																																																																																																																							
森町(総務課) 0538-85-6302																																																																																																																																																							
磐田市(自治防災課) 0538-37-4903																																																																																																																																																							
御前崎市消防本部 0537-85-2119	-- 消防庁(国民保護・防災部防災課) 03-5253-7525																																																																																																																																																						
菊川市消防本部 0537-35-0119																																																																																																																																																							
掛川市消防本部 0537-21-0119																																																																																																																																																							
【中部電力】																																																																																																																																																							
中部電力浜岡原子力発電所 052-951-8211																																																																																																																																																							
中部電力福原支社 03-3501-5101																																																																																																																																																							
陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161	陸上自衛隊東部方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡																																																																																																																																																						
陸上自衛隊東部方面総監部 048-460-1711	防衛省(運用企画局事象対処課)又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡																																																																																																																																																						
東京管区気象台(総務部業務課) 03-3212-2949	静岡地方気象台(技術課)又は気象庁(総務部企画課)から連絡																																																																																																																																																						

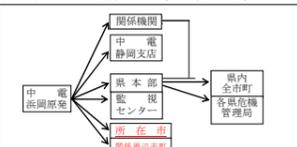
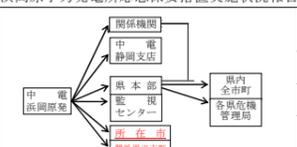
静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考																																																																																																
	<p><b>別表（3-8-1）</b> <b>救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関</b></p> <table border="1" data-bbox="261 493 887 676"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡赤十字病院</td> <td>静岡市葵区追手町 8-2</td> <td>054-254-4311</td> </tr> <tr> <td>浜松赤十字病院</td> <td>浜松市浜北区小林 1088-1</td> <td>053-401-1111</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表（3-8-2）</b> <b>初期被ばく医療機関</b></p> <table border="1" data-bbox="261 810 887 1409"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市立御前崎総合病院</td> <td>御前崎市池新田 2060</td> <td>0537-86-8511</td> </tr> <tr> <td>榛原総合病院</td> <td>牧之原市細江 2887-1</td> <td>0548-22-1131</td> </tr> <tr> <td>掛川市立総合病院</td> <td>掛川市杉谷南 1-1-1</td> <td>0537-22-6211</td> </tr> <tr> <td>菊川市立総合病院</td> <td>菊川市東横地 1632</td> <td>0537-35-2135</td> </tr> <tr> <td>藤枝市立総合病院</td> <td>藤枝市駿河台 4-1-11</td> <td>054-646-1111</td> </tr> <tr> <td>焼津市立総合病院</td> <td>焼津市道原 1000</td> <td>054-623-3111</td> </tr> <tr> <td>市立島田市民病院</td> <td>島田市野田 1200-5</td> <td>0547-35-2111</td> </tr> <tr> <td>磐田市立総合病院</td> <td>磐田市大久保 512-3</td> <td>0538-38-5000</td> </tr> <tr> <td>市立袋井市民病院</td> <td>袋井市久能 2515-1</td> <td>0538-43-2511</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表（3-8-3）</b> <b>二次被ばく医療機関</b></p> <table border="1" data-bbox="261 1543 887 1772"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡県立総合病院</td> <td>静岡市葵区北安東 4-27-1</td> <td>054-247-6111</td> </tr> <tr> <td>浜松医科大学医学部 附属病院</td> <td>浜松市東区半田山 1-20-1</td> <td>053-435-2111</td> </tr> </tbody> </table>	病院名	所在地	電話	静岡赤十字病院	静岡市葵区追手町 8-2	054-254-4311	浜松赤十字病院	浜松市浜北区小林 1088-1	053-401-1111	病院名	所在地	電話	市立御前崎総合病院	御前崎市池新田 2060	0537-86-8511	榛原総合病院	牧之原市細江 2887-1	0548-22-1131	掛川市立総合病院	掛川市杉谷南 1-1-1	0537-22-6211	菊川市立総合病院	菊川市東横地 1632	0537-35-2135	藤枝市立総合病院	藤枝市駿河台 4-1-11	054-646-1111	焼津市立総合病院	焼津市道原 1000	054-623-3111	市立島田市民病院	島田市野田 1200-5	0547-35-2111	磐田市立総合病院	磐田市大久保 512-3	0538-38-5000	市立袋井市民病院	袋井市久能 2515-1	0538-43-2511	病院名	所在地	電話	静岡県立総合病院	静岡市葵区北安東 4-27-1	054-247-6111	浜松医科大学医学部 附属病院	浜松市東区半田山 1-20-1	053-435-2111		<p><b>別表（3-8-1）</b> <b>救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関</b></p> <table border="1" data-bbox="1573 493 2199 676"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡赤十字病院</td> <td>静岡市葵区追手町 8-2</td> <td>054-254-4311</td> </tr> <tr> <td>浜松赤十字病院</td> <td>浜松市浜北区小林 1088-1</td> <td>053-401-1111</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表（3-8-2）</b> <b>初期被ばく医療機関</b></p> <table border="1" data-bbox="1573 810 2199 1409"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市立御前崎総合病院</td> <td>御前崎市池新田 2060</td> <td>0537-86-8511</td> </tr> <tr> <td>榛原総合病院</td> <td>牧之原市細江 2887-1</td> <td>0548-22-1131</td> </tr> <tr> <td>掛川市立総合病院</td> <td>掛川市杉谷南 1-1-1</td> <td>0537-22-6211</td> </tr> <tr> <td>菊川市立総合病院</td> <td>菊川市東横地 1632</td> <td>0537-35-2135</td> </tr> <tr> <td>藤枝市立総合病院</td> <td>藤枝市駿河台 4-1-11</td> <td>054-646-1111</td> </tr> <tr> <td>焼津市立総合病院</td> <td>焼津市道原 1000</td> <td>054-623-3111</td> </tr> <tr> <td>市立島田市民病院</td> <td>島田市野田 1200-5</td> <td>0547-35-2111</td> </tr> <tr> <td>磐田市立総合病院</td> <td>磐田市大久保 512-3</td> <td>0538-38-5000</td> </tr> <tr> <td>市立袋井市民病院</td> <td>袋井市久能 2515-1</td> <td>0538-43-2511</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表（3-8-3）</b> <b>二次被ばく医療機関</b></p> <table border="1" data-bbox="1573 1543 2199 1772"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡県立総合病院</td> <td>静岡市葵区北安東 4-27-1</td> <td>054-247-6111</td> </tr> <tr> <td>浜松医科大学医学部 附属病院</td> <td>浜松市東区半田山 1-20-1</td> <td>053-435-2111</td> </tr> </tbody> </table>	病院名	所在地	電話	静岡赤十字病院	静岡市葵区追手町 8-2	054-254-4311	浜松赤十字病院	浜松市浜北区小林 1088-1	053-401-1111	病院名	所在地	電話	市立御前崎総合病院	御前崎市池新田 2060	0537-86-8511	榛原総合病院	牧之原市細江 2887-1	0548-22-1131	掛川市立総合病院	掛川市杉谷南 1-1-1	0537-22-6211	菊川市立総合病院	菊川市東横地 1632	0537-35-2135	藤枝市立総合病院	藤枝市駿河台 4-1-11	054-646-1111	焼津市立総合病院	焼津市道原 1000	054-623-3111	市立島田市民病院	島田市野田 1200-5	0547-35-2111	磐田市立総合病院	磐田市大久保 512-3	0538-38-5000	市立袋井市民病院	袋井市久能 2515-1	0538-43-2511	病院名	所在地	電話	静岡県立総合病院	静岡市葵区北安東 4-27-1	054-247-6111	浜松医科大学医学部 附属病院	浜松市東区半田山 1-20-1	053-435-2111	
病院名	所在地	電話																																																																																																		
静岡赤十字病院	静岡市葵区追手町 8-2	054-254-4311																																																																																																		
浜松赤十字病院	浜松市浜北区小林 1088-1	053-401-1111																																																																																																		
病院名	所在地	電話																																																																																																		
市立御前崎総合病院	御前崎市池新田 2060	0537-86-8511																																																																																																		
榛原総合病院	牧之原市細江 2887-1	0548-22-1131																																																																																																		
掛川市立総合病院	掛川市杉谷南 1-1-1	0537-22-6211																																																																																																		
菊川市立総合病院	菊川市東横地 1632	0537-35-2135																																																																																																		
藤枝市立総合病院	藤枝市駿河台 4-1-11	054-646-1111																																																																																																		
焼津市立総合病院	焼津市道原 1000	054-623-3111																																																																																																		
市立島田市民病院	島田市野田 1200-5	0547-35-2111																																																																																																		
磐田市立総合病院	磐田市大久保 512-3	0538-38-5000																																																																																																		
市立袋井市民病院	袋井市久能 2515-1	0538-43-2511																																																																																																		
病院名	所在地	電話																																																																																																		
静岡県立総合病院	静岡市葵区北安東 4-27-1	054-247-6111																																																																																																		
浜松医科大学医学部 附属病院	浜松市東区半田山 1-20-1	053-435-2111																																																																																																		
病院名	所在地	電話																																																																																																		
静岡赤十字病院	静岡市葵区追手町 8-2	054-254-4311																																																																																																		
浜松赤十字病院	浜松市浜北区小林 1088-1	053-401-1111																																																																																																		
病院名	所在地	電話																																																																																																		
市立御前崎総合病院	御前崎市池新田 2060	0537-86-8511																																																																																																		
榛原総合病院	牧之原市細江 2887-1	0548-22-1131																																																																																																		
掛川市立総合病院	掛川市杉谷南 1-1-1	0537-22-6211																																																																																																		
菊川市立総合病院	菊川市東横地 1632	0537-35-2135																																																																																																		
藤枝市立総合病院	藤枝市駿河台 4-1-11	054-646-1111																																																																																																		
焼津市立総合病院	焼津市道原 1000	054-623-3111																																																																																																		
市立島田市民病院	島田市野田 1200-5	0547-35-2111																																																																																																		
磐田市立総合病院	磐田市大久保 512-3	0538-38-5000																																																																																																		
市立袋井市民病院	袋井市久能 2515-1	0538-43-2511																																																																																																		
病院名	所在地	電話																																																																																																		
静岡県立総合病院	静岡市葵区北安東 4-27-1	054-247-6111																																																																																																		
浜松医科大学医学部 附属病院	浜松市東区半田山 1-20-1	053-435-2111																																																																																																		

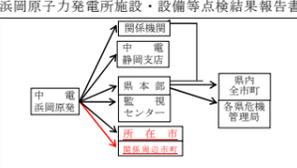
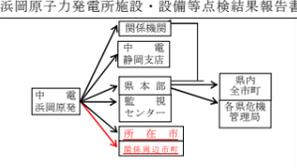
静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考												
	<p><b>別表（3-8-4）</b> <b>三次被ばく医療機関</b></p> <table border="1" data-bbox="261 447 890 703"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>所在地</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(独)放射線医学総合研究所</td> <td>千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1</td> <td>平日9:00~20:00 043-206-3189 上記に連絡取れない場合 043-206-3008(守衛所) 上記に連絡取れない場合 090-8591-0736 090-7408-1748 090-7739-2302</td> </tr> </tbody> </table>	病院名	所在地	電 話	(独)放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1	平日9:00~20:00 043-206-3189 上記に連絡取れない場合 043-206-3008(守衛所) 上記に連絡取れない場合 090-8591-0736 090-7408-1748 090-7739-2302		<p><b>別表（3-8-4）</b> <b>三次被ばく医療機関</b></p> <table border="1" data-bbox="1567 447 2196 703"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>所在地</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(独)放射線医学総合研究所</td> <td>千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1</td> <td>平日9:00~20:00 043-206-3189 上記に連絡取れない場合 043-206-3008(守衛所) 上記に連絡取れない場合 090-8591-0736 090-7408-1748 090-7739-2302</td> </tr> </tbody> </table>	病院名	所在地	電 話	(独)放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1	平日9:00~20:00 043-206-3189 上記に連絡取れない場合 043-206-3008(守衛所) 上記に連絡取れない場合 090-8591-0736 090-7408-1748 090-7739-2302	
病院名	所在地	電 話														
(独)放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1	平日9:00~20:00 043-206-3189 上記に連絡取れない場合 043-206-3008(守衛所) 上記に連絡取れない場合 090-8591-0736 090-7408-1748 090-7739-2302														
病院名	所在地	電 話														
(独)放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1	平日9:00~20:00 043-206-3189 上記に連絡取れない場合 043-206-3008(守衛所) 上記に連絡取れない場合 090-8591-0736 090-7408-1748 090-7739-2302														

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考																																																																																																																																																				
	<p>別表（4-2-1）</p> <p>地震警戒宣言発令時における 浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書</p> <p>防災機関</p>  <table border="1" data-bbox="593 483 890 672"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>文書番号</th> <th>受信者</th> <th>受信日時</th> <th>発信者</th> <th>発信日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中電</td> <td>第 号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>監視センター</td> <td>第 号</td> <td>月日時分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>危機管理課</td> <td>第 号</td> <td>月日時分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本部</td> <td>第 号</td> <td>月日時分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>所在地：御前崎市 関係周辺市町：牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町、磐田市</p> <p>概況</p> <table border="1" data-bbox="296 819 890 966"> <thead> <tr> <th rowspan="2">1 原子炉の状態</th> <th colspan="5">月 日 時 分現在</th> </tr> <tr> <th>1号機</th> <th>2号機</th> <th>3号機</th> <th>4号機</th> <th>5号機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉出力</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>出力降下中</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>月 日</td> <td>月 日</td> <td>月 日</td> <td>月 日</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td>停止日時</td> <td>時 分</td> <td>時 分</td> <td>時 分</td> <td>時 分</td> <td>時 分</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 災害子防対策実施状況 完了 ・ 実施中</p> <table border="1" data-bbox="296 1071 890 1134"> <thead> <tr> <th>3 発電所地震警戒本部等</th> <th>3-(1) 地震警戒本部設置日時</th> <th>月 日 時 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3-(2) 応急復旧資機材の確保</td> <td>YES</td> <td>NO</td> </tr> <tr> <td>3-(3) 対外通信連絡手段の確保</td> <td>YES</td> <td>NO</td> </tr> </tbody> </table> <p>特記事項</p> <p>添付資料 有 ( 枚 ) 無</p>	区分	文書番号	受信者	受信日時	発信者	発信日時	中電	第 号					監視センター	第 号	月日時分				危機管理課	第 号	月日時分				本部	第 号	月日時分				1 原子炉の状態	月 日 時 分現在					1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	原子炉出力	%	%	%	%	%	出力降下中	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	原子炉	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	停止日時	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	3 発電所地震警戒本部等	3-(1) 地震警戒本部設置日時	月 日 時 分	3-(2) 応急復旧資機材の確保	YES	NO	3-(3) 対外通信連絡手段の確保	YES	NO		<p>別表（4-2-1）</p> <p>地震警戒宣言発令時における 浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書</p> <p>防災機関</p>  <table border="1" data-bbox="1899 483 2196 672"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>文書番号</th> <th>受信者</th> <th>受信日時</th> <th>発信者</th> <th>発信日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中電</td> <td>第 号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>監視センター</td> <td>第 号</td> <td>月日時分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>危機管理課</td> <td>第 号</td> <td>月日時分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本部</td> <td>第 号</td> <td>月日時分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>所在地：御前崎市 関係周辺市町：牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町、磐田市</p> <p>概況</p> <table border="1" data-bbox="1602 819 2196 966"> <thead> <tr> <th rowspan="2">1 原子炉の状態</th> <th colspan="5">月 日 時 分現在</th> </tr> <tr> <th>1号機</th> <th>2号機</th> <th>3号機</th> <th>4号機</th> <th>5号機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉出力</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>出力降下中</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>月 日</td> <td>月 日</td> <td>月 日</td> <td>月 日</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td>停止日時</td> <td>時 分</td> <td>時 分</td> <td>時 分</td> <td>時 分</td> <td>時 分</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 災害子防対策実施状況 完了 ・ 実施中</p> <table border="1" data-bbox="1602 1071 2196 1134"> <thead> <tr> <th>3 発電所地震警戒本部等</th> <th>3-(1) 地震警戒本部設置日時</th> <th>月 日 時 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3-(2) 応急復旧資機材の確保</td> <td>YES</td> <td>NO</td> </tr> <tr> <td>3-(3) 対外通信連絡手段の確保</td> <td>YES</td> <td>NO</td> </tr> </tbody> </table> <p>特記事項</p> <p>添付資料 有 ( 枚 ) 無</p>	区分	文書番号	受信者	受信日時	発信者	発信日時	中電	第 号					監視センター	第 号	月日時分				危機管理課	第 号	月日時分				本部	第 号	月日時分				1 原子炉の状態	月 日 時 分現在					1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	原子炉出力	%	%	%	%	%	出力降下中	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	原子炉	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	停止日時	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	3 発電所地震警戒本部等	3-(1) 地震警戒本部設置日時	月 日 時 分	3-(2) 応急復旧資機材の確保	YES	NO	3-(3) 対外通信連絡手段の確保	YES	NO	
区分	文書番号	受信者	受信日時	発信者	発信日時																																																																																																																																																			
中電	第 号																																																																																																																																																							
監視センター	第 号	月日時分																																																																																																																																																						
危機管理課	第 号	月日時分																																																																																																																																																						
本部	第 号	月日時分																																																																																																																																																						
1 原子炉の状態	月 日 時 分現在																																																																																																																																																							
	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機																																																																																																																																																			
原子炉出力	%	%	%	%	%																																																																																																																																																			
出力降下中	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO																																																																																																																																																			
原子炉	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日																																																																																																																																																			
停止日時	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分																																																																																																																																																			
3 発電所地震警戒本部等	3-(1) 地震警戒本部設置日時	月 日 時 分																																																																																																																																																						
3-(2) 応急復旧資機材の確保	YES	NO																																																																																																																																																						
3-(3) 対外通信連絡手段の確保	YES	NO																																																																																																																																																						
区分	文書番号	受信者	受信日時	発信者	発信日時																																																																																																																																																			
中電	第 号																																																																																																																																																							
監視センター	第 号	月日時分																																																																																																																																																						
危機管理課	第 号	月日時分																																																																																																																																																						
本部	第 号	月日時分																																																																																																																																																						
1 原子炉の状態	月 日 時 分現在																																																																																																																																																							
	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機																																																																																																																																																			
原子炉出力	%	%	%	%	%																																																																																																																																																			
出力降下中	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO																																																																																																																																																			
原子炉	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日																																																																																																																																																			
停止日時	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分																																																																																																																																																			
3 発電所地震警戒本部等	3-(1) 地震警戒本部設置日時	月 日 時 分																																																																																																																																																						
3-(2) 応急復旧資機材の確保	YES	NO																																																																																																																																																						
3-(3) 対外通信連絡手段の確保	YES	NO																																																																																																																																																						

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考																																																																																																																
	<p>別表（4-3-1） 大規模地震発生後における 浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書</p>  <table border="1" data-bbox="593 441 875 640"> <tr> <td>区分</td> <td>文書番号</td> <td>受信者</td> <td>受信日時</td> <td>発信者</td> <td>発信日時</td> </tr> <tr> <td>中電</td> <td>第 号</td> <td></td> <td>月日時分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>監視センター</td> <td>第 号</td> <td></td> <td>月日時分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>気象観測所</td> <td>第 号</td> <td></td> <td>月日時分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本部</td> <td>第 号</td> <td></td> <td>月日時分</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>所在市：御前崎市 関係周辺市町：牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町、磐田市</p> <p>概況</p> <table border="1" data-bbox="296 735 875 882"> <tr> <td rowspan="5">1 原子炉の状態</td> <td colspan="5">月 日 時 分現在</td> </tr> <tr> <td>1号機</td> <td>2号機</td> <td>3号機</td> <td>4号機</td> <td>5号機</td> </tr> <tr> <td>停止日時</td> <td>日 時 分</td> <td>日 時 分</td> <td>日 時 分</td> <td>日 時 分</td> </tr> <tr> <td>地震発生時の原子炉出力</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>ECCS作動</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> </tr> </table> <p>2 発電所の状況</p> <p>2 - (1) 発電所施設・設備の状況</p> <p>2 - (2) 事務建屋他構内建築物等の状況</p> <p>3 放射線測定、監視結果</p> <p>3 - (1) 排気筒ガスモニタ指示値 異常無 異常有</p> <p>3 - (2) モニタリングポスト指示値 異常無 異常有</p> <p>4 発電所災害対策本部</p> <p>4 - (1) 災害対策本部設置日時 月 日 時 分</p> <p>4 - (2) 対外通信連絡手段の確保 YES NO</p> <p>特記事項</p> <p style="text-align: right;">添付資料 有 ( 枚 ) 無</p>	区分	文書番号	受信者	受信日時	発信者	発信日時	中電	第 号		月日時分			監視センター	第 号		月日時分			気象観測所	第 号		月日時分			本部	第 号		月日時分			1 原子炉の状態	月 日 時 分現在					1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	停止日時	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分	地震発生時の原子炉出力	%	%	%	%	ECCS作動	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO		<p>別表（4-3-1） 大規模地震発生後における 浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書</p>  <table border="1" data-bbox="1899 441 2181 640"> <tr> <td>区分</td> <td>文書番号</td> <td>受信者</td> <td>受信日時</td> <td>発信者</td> <td>発信日時</td> </tr> <tr> <td>中電</td> <td>第 号</td> <td></td> <td>月日時分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>監視センター</td> <td>第 号</td> <td></td> <td>月日時分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>気象観測所</td> <td>第 号</td> <td></td> <td>月日時分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本部</td> <td>第 号</td> <td></td> <td>月日時分</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>所在市：御前崎市 関係周辺市町：牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町、磐田市</p> <p>概況</p> <table border="1" data-bbox="1602 735 2181 882"> <tr> <td rowspan="5">1 原子炉の状態</td> <td colspan="5">月 日 時 分現在</td> </tr> <tr> <td>1号機</td> <td>2号機</td> <td>3号機</td> <td>4号機</td> <td>5号機</td> </tr> <tr> <td>停止日時</td> <td>日 時 分</td> <td>日 時 分</td> <td>日 時 分</td> <td>日 時 分</td> </tr> <tr> <td>地震発生時の原子炉出力</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>ECCS作動</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> </tr> </table> <p>2 発電所の状況</p> <p>2 - (1) 発電所施設・設備の状況</p> <p>2 - (2) 事務建屋他構内建築物等の状況</p> <p>3 放射線測定、監視結果</p> <p>3 - (1) 排気筒ガスモニタ指示値 異常無 異常有</p> <p>3 - (2) モニタリングポスト指示値 異常無 異常有</p> <p>4 発電所災害対策本部</p> <p>4 - (1) 災害対策本部設置日時 月 日 時 分</p> <p>4 - (2) 対外通信連絡手段の確保 YES NO</p> <p>特記事項</p> <p style="text-align: right;">添付資料 有 ( 枚 ) 無</p>	区分	文書番号	受信者	受信日時	発信者	発信日時	中電	第 号		月日時分			監視センター	第 号		月日時分			気象観測所	第 号		月日時分			本部	第 号		月日時分			1 原子炉の状態	月 日 時 分現在					1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	停止日時	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分	地震発生時の原子炉出力	%	%	%	%	ECCS作動	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	
区分	文書番号	受信者	受信日時	発信者	発信日時																																																																																																															
中電	第 号		月日時分																																																																																																																	
監視センター	第 号		月日時分																																																																																																																	
気象観測所	第 号		月日時分																																																																																																																	
本部	第 号		月日時分																																																																																																																	
1 原子炉の状態	月 日 時 分現在																																																																																																																			
	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機																																																																																																															
	停止日時	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分																																																																																																															
	地震発生時の原子炉出力	%	%	%	%																																																																																																															
	ECCS作動	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO																																																																																																															
区分	文書番号	受信者	受信日時	発信者	発信日時																																																																																																															
中電	第 号		月日時分																																																																																																																	
監視センター	第 号		月日時分																																																																																																																	
気象観測所	第 号		月日時分																																																																																																																	
本部	第 号		月日時分																																																																																																																	
1 原子炉の状態	月 日 時 分現在																																																																																																																			
	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機																																																																																																															
	停止日時	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分																																																																																																															
	地震発生時の原子炉出力	%	%	%	%																																																																																																															
	ECCS作動	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO																																																																																																															

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考																																																																																																										
	<p><b>別表(5-7-1) 被災地住民登録様式</b></p> <p>1ページ 2ページ</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">被災地住民登録票</td> <td>番号</td> <td>ふりがな氏名</td> <td>男 女</td> <td>大 小</td> <td>年 月 日 生</td> </tr> <tr> <td>職業</td> <td colspan="4">年齢 満 才</td> </tr> <tr> <td>居住地</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>事故発生時の場所</td> <td colspan="5">                 屋内(木造・鉄骨、コンクリート) 屋外                  事故現場からの距離(m) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10             </td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">平成 年 月 日 市町名</td> <td>事故発生直後の行動</td> <td colspan="4">                 0時間～1時間 1時間～2時間 2時間～3時間 3時間～4時間                  屋内 屋外 屋内 屋外 屋内 屋外 屋内 屋外             </td> </tr> <tr> <td>汚染の程度</td> <td colspan="4">                 除染 衣 服 A B(携行、支給)                  身 体 A B C D                  措置状況 医療措置 A B C D E                  罹りかかった急性症状             </td> </tr> <tr> <td>3ページ</td> <td colspan="4">4ページ</td> </tr> <tr> <td>退避所名</td> <td colspan="4">                 退避期間 年 月 日 ～ 年 月 日                  この登録票について                  1 この登録票は将来の医療措置や損害補償の際に参考とするものから、なさないように大切に保存して下さい。                  2 住所や氏名が変わったときは、すぐその旨を届け出てください。                  3 この登録票をなくしたり、使用できないようになりしたときは、再交付を申し出て下さい。                  4 この登録票は他人に譲ったり、貸したりしてはいけません。             </td> </tr> <tr> <td>発行年月日</td> <td colspan="4">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>発行者</td> <td colspan="4">〇〇市町長 氏 名 印</td> </tr> </table> <p>(記載上の注意) 衣服の履 A 更衣せず B 更衣                  身体の履 A 無処置 B 水により洗浄 C 洗剤により洗浄 D 特殊洗剤により洗浄                  医療措置の履 A 要せず B 薬品投与 C 一般検査 D 精密検査 E 治療</p>	被災地住民登録票	番号	ふりがな氏名	男 女	大 小	年 月 日 生	職業	年齢 満 才				居住地					事故発生時の場所	屋内(木造・鉄骨、コンクリート) 屋外 事故現場からの距離(m) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10					平成 年 月 日 市町名	事故発生直後の行動	0時間～1時間 1時間～2時間 2時間～3時間 3時間～4時間 屋内 屋外 屋内 屋外 屋内 屋外 屋内 屋外				汚染の程度	除染 衣 服 A B(携行、支給) 身 体 A B C D 措置状況 医療措置 A B C D E 罹りかかった急性症状				3ページ	4ページ				退避所名	退避期間 年 月 日 ～ 年 月 日 この登録票について 1 この登録票は将来の医療措置や損害補償の際に参考とするものから、なさないように大切に保存して下さい。 2 住所や氏名が変わったときは、すぐその旨を届け出てください。 3 この登録票をなくしたり、使用できないようになりしたときは、再交付を申し出て下さい。 4 この登録票は他人に譲ったり、貸したりしてはいけません。				発行年月日	年 月 日				発行者	〇〇市町長 氏 名 印					<p><b>別表(5-7-1) 被災地住民登録様式</b></p> <p>1ページ 2ページ</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">被災地住民登録票</td> <td>番号</td> <td>ふりがな氏名</td> <td>男 女</td> <td>大 小</td> <td>年 月 日 生</td> </tr> <tr> <td>職業</td> <td colspan="4">年齢 満 才</td> </tr> <tr> <td>居住地</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>事故発生時の場所</td> <td colspan="5">                 屋内(木造・鉄骨、コンクリート) 屋外                  事故現場からの距離(m) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10             </td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">平成 年 月 日 市町名</td> <td>事故発生直後の行動</td> <td colspan="4">                 0時間～1時間 1時間～2時間 2時間～3時間 3時間～4時間                  屋内 屋外 屋内 屋外 屋内 屋外 屋内 屋外             </td> </tr> <tr> <td>汚染の程度</td> <td colspan="4">                 除染 衣 服 A B(携行、支給)                  身 体 A B C D                  措置状況 医療措置 A B C D E                  罹りかかった急性症状             </td> </tr> <tr> <td>3ページ</td> <td colspan="4">4ページ</td> </tr> <tr> <td>退避所名</td> <td colspan="4">                 退避期間 年 月 日 ～ 年 月 日                  この登録票について                  1 この登録票は将来の医療措置や損害補償の際に参考とするものから、なさないように大切に保存して下さい。                  2 住所や氏名が変わったときは、すぐその旨を届け出てください。                  3 この登録票をなくしたり、使用できないようになりしたときは、再交付を申し出て下さい。                  4 この登録票は他人に譲ったり、貸したりしてはいけません。             </td> </tr> <tr> <td>発行年月日</td> <td colspan="4">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>発行者</td> <td colspan="4">〇〇市町長 氏 名 印</td> </tr> </table> <p>(記載上の注意) 衣服の履 A 更衣せず B 更衣                  身体の履 A 無処置 B 水により洗浄 C 洗剤により洗浄 D 特殊洗剤により洗浄                  医療措置の履 A 要せず B 薬品投与 C 一般検査 D 精密検査 E 治療</p>	被災地住民登録票	番号	ふりがな氏名	男 女	大 小	年 月 日 生	職業	年齢 満 才				居住地					事故発生時の場所	屋内(木造・鉄骨、コンクリート) 屋外 事故現場からの距離(m) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10					平成 年 月 日 市町名	事故発生直後の行動	0時間～1時間 1時間～2時間 2時間～3時間 3時間～4時間 屋内 屋外 屋内 屋外 屋内 屋外 屋内 屋外				汚染の程度	除染 衣 服 A B(携行、支給) 身 体 A B C D 措置状況 医療措置 A B C D E 罹りかかった急性症状				3ページ	4ページ				退避所名	退避期間 年 月 日 ～ 年 月 日 この登録票について 1 この登録票は将来の医療措置や損害補償の際に参考とするものから、なさないように大切に保存して下さい。 2 住所や氏名が変わったときは、すぐその旨を届け出てください。 3 この登録票をなくしたり、使用できないようになりしたときは、再交付を申し出て下さい。 4 この登録票は他人に譲ったり、貸したりしてはいけません。				発行年月日	年 月 日				発行者	〇〇市町長 氏 名 印				
被災地住民登録票	番号		ふりがな氏名	男 女	大 小	年 月 日 生																																																																																																								
	職業		年齢 満 才																																																																																																											
	居住地																																																																																																													
	事故発生時の場所	屋内(木造・鉄骨、コンクリート) 屋外 事故現場からの距離(m) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10																																																																																																												
平成 年 月 日 市町名	事故発生直後の行動	0時間～1時間 1時間～2時間 2時間～3時間 3時間～4時間 屋内 屋外 屋内 屋外 屋内 屋外 屋内 屋外																																																																																																												
	汚染の程度	除染 衣 服 A B(携行、支給) 身 体 A B C D 措置状況 医療措置 A B C D E 罹りかかった急性症状																																																																																																												
	3ページ	4ページ																																																																																																												
	退避所名	退避期間 年 月 日 ～ 年 月 日 この登録票について 1 この登録票は将来の医療措置や損害補償の際に参考とするものから、なさないように大切に保存して下さい。 2 住所や氏名が変わったときは、すぐその旨を届け出てください。 3 この登録票をなくしたり、使用できないようになりしたときは、再交付を申し出て下さい。 4 この登録票は他人に譲ったり、貸したりしてはいけません。																																																																																																												
発行年月日	年 月 日																																																																																																													
発行者	〇〇市町長 氏 名 印																																																																																																													
被災地住民登録票	番号	ふりがな氏名	男 女	大 小	年 月 日 生																																																																																																									
	職業	年齢 満 才																																																																																																												
	居住地																																																																																																													
	事故発生時の場所	屋内(木造・鉄骨、コンクリート) 屋外 事故現場からの距離(m) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10																																																																																																												
平成 年 月 日 市町名	事故発生直後の行動	0時間～1時間 1時間～2時間 2時間～3時間 3時間～4時間 屋内 屋外 屋内 屋外 屋内 屋外 屋内 屋外																																																																																																												
	汚染の程度	除染 衣 服 A B(携行、支給) 身 体 A B C D 措置状況 医療措置 A B C D E 罹りかかった急性症状																																																																																																												
	3ページ	4ページ																																																																																																												
	退避所名	退避期間 年 月 日 ～ 年 月 日 この登録票について 1 この登録票は将来の医療措置や損害補償の際に参考とするものから、なさないように大切に保存して下さい。 2 住所や氏名が変わったときは、すぐその旨を届け出てください。 3 この登録票をなくしたり、使用できないようになりしたときは、再交付を申し出て下さい。 4 この登録票は他人に譲ったり、貸したりしてはいけません。																																																																																																												
発行年月日	年 月 日																																																																																																													
発行者	〇〇市町長 氏 名 印																																																																																																													

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表